第4編　国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第1部
運営審議会等

第1章

運営審議会等

第1節　運営審議会

第1　第35回以降の運営審議会

昭和61年6月2日、23日の両日、運営審議会懇談会が行われた後、第1回運営審議会は、「運営審議会運営規則（案）について」「昭和60年度決算について」を議題として同月26日に開催された(『五十年史（下)』940頁参照)。以後回を重ね、平成11年度からは65回を数えている。

これまでの開催実績は『七十五年史』「資料編 年表」を参照。

第2節　運営審議会懇談会

第1　運営審議会懇談会の設置について

運営審議会懇談会は、運営審議会が法律上の規定により議題が限られているため、日頃、積極的に組合員の声が聞ける立場にある運営審議会委員から自由に意見を発言してもらう機会がないということに鑑み、忌憚のない議論を行う場を設けるということで設置されたものである（昭和63年11月24日開催の運営審議会懇談会での理事長発言より)。

第2　運営審議会懇談会の性格について

運営審議会は業務に関する重要事項を調査・審議することを主眼としている法定の諮問機関であるが、運営審議会懇談会は委員を通じて業務に対する組合員の要望等を把握し、相互に意思の疎通を図ることを主眼とした任意の懇談会である。

したがって、運営審議会懇談会においては議決は行わず、また、懇談会における委員の発言は、事務主管者側代表あるいは組合員側代表としての意見というよりも、委員個人としての見識を踏まえた意見という性格をもっている。

表1　運営審議会懇談会の開催実績（平成16年8月以降）

会議名	開催日・場所	議　題
第1回 運営審議会懇談会	平16.8.30 九段合同庁舎	財政再計算について
第2回 運営審議会懇談会	平18.5.18 九段合同庁舎	被用者年金制度の一元化について
第3回 運営審議会懇談会	平19.3.9 九段合同庁舎	被用者年金制度の一元化について
第4回 運営審議会懇談会	平21.7.22 九段合同庁舎	財政再計算について
第5回 運営審議会懇談会	平24.11.12 九段合同庁舎	「年金払い退職給付」について
第6回 運営審議会懇談会	平26.6.12 九段合同庁舎	財政再計算について
第7回 運営審議会懇談会	平27.7.30 九段合同庁舎	退職等年金給付の給付設計等について
第8回 運営審議会懇談会	平30.12.3 九段合同庁舎	1 退職等年金給付の財政検証（平成29年度末）の結果について 2 退職等年金給付の平成30年財政再計算結果について
第9回 運営審議会懇談会	令元.10.15 九段合同庁舎	1 令和元年財政検証の結果について 2 厚生年金（公務員共済部分）の財政の現況及び見通し 3 経過的長期給付（公務員共済）の財政の見通し

第2章

事業別懇談会等

第1節　年金業務懇談会

年金業務懇談会は、「年金業務懇談会運営要領」（表1）のとおり年金業務への理解と円滑な運営に資することを目的に昭和61年9月18日に設置されたものであり、長期給付に係る財政再計算が行われるときは、運営審議会に提案する前に同懇談会に諮ることとなっている。財政再計算においては、基礎データや計算の仕組み、計算結果などが法令等に沿って適正に処理されているかを検証、確認する場でもあるため、専門知識を備えた委員の参加が必要との理由から、他の事業別懇談会と異なり、3人の学識経験者が参加している。

同懇談会は、運営要領の第5条で「必要に応じて懇談会を開催するものとする」となっているが、3月の運営審議会前の開催時には、事業計画及び予算について説明するとともに加入共済組合からの要望事項について回答を行い、6月の運営審議会前の開催時には決算について報告し、かつ各委員から意見の聴取を行っている。なお、平成27年10月の年金制度一元化後は、退職等年金給付において毎年度実施する財政検証結果(3月開催時)及び基準利率等の設定(6月開催時)についても説明を行っている。

また、5年ごとに実施することとされている財政再計算期には、前記の定例会議のほか、財政再計算に関する懇談会を複数回開催している。

平成11年4月以降の年金業務懇談会の開催回数については88回を数え、第54回からの議題については「年金業務懇談会開催実績」（表2）のとおりである。

表1　年金業務懇談会運営要領

年金業務懇談会運営要領

（昭和61年9月22日）

（目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、組合員のために行う年金業務の円滑な運営に資するため、年金業務懇談会（以下「懇談会」という。）を設ける。

（業務）

第2条　懇談会においては、年金業務に関し、必要に応じ連合会から説明を行い懇談する。

なお、財政再計算が行われる場合には、運営審議会に提案する前に懇談会に諮ることとする。

（懇談会の構成）

第3条　懇談会の委員は次の者をもって構成し、連合会理事長が委嘱する。

（1）組合員を代表する者以外の者　5人

（2）組合員を代表する者　5人

（3）学識経験のある者　3人

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条　連合会は、必要に応じて懇談会を開催するものとする。

（座長）

第6条　懇談会には座長を置く。座長は第3条（3）に定める委員である者とする。

（庶務）

第7条　懇談会の庶務は、年金企画部で行うこととする。

附　則

第1条　この要領は、昭和61年9月18日から実施する。

第2条　発足時の委員の任期は、第4条にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附　則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附　則

この改正は、平成16年10月1日から施行する。

表2　年金業務懇談会開催実績（平成11年4月以降）

会議名	開催日・場所	議　題
第54回 年金業務懇談会	平11.6.18 KKRホテル東京	1 平成10年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第55回 年金業務懇談会	平11.7.26 KKRホテル東京	財政再計算について
第56回 年金業務懇談会	平11.9.1 KKRホテル東京	財政再計算について
第57回 年金業務懇談会	平11.11.29 KKRホテル東京	1 財政再計算経過報告 2 平成11年度上半期の実績について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第58回 年金業務懇談会	平12.3.16 KKRホテル東京	1 平成12年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第59回 年金業務懇談会	平12.6.16 KKRホテル東京	1 平成11年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第60回 年金業務懇談会	平12.12.6 KKRホテル東京	1 平成12年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他

会議名	開催日・場所	議　題
第61回 年金業務懇談会	平13.3.16 KKRホテル東京	1 平成13年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第62回 年金業務懇談会	平13.6.18 KKRホテル東京	1 平成12年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第63回 年金業務懇談会	平13.11.29 KKRホテル東京	1 平成13年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第64回 年金業務懇談会	平14.3.15 KKRホテル東京	1 平成14年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第65回 年金業務懇談会	平14.6.21 KKRホテル東京	1 平成13年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第66回 年金業務懇談会	平14.12.12 KKRホテル東京	1 平成14年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第67回 年金業務懇談会	平15.3.25 KKRホテル東京	1 平成15年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第68回 年金業務懇談会	平15.6.24 KKRホテル東京	1 平成14年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第69回 年金業務懇談会	平15.12.5 KKRホテル東京	1 平成15年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第70回 年金業務懇談会	平16.3.15 KKRホテル東京	1 平成16年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第71回 年金業務懇談会	平16.6.22 KKRホテル東京	1 平成15年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他（平成16年財政再計算に向けて）
第72回 年金業務懇談会	平16.7.6 KKRホテル東京	1 財政再計算について （1）財政再計算について（概要） （2）財政状況 （3）計算基礎について （4）費用の推計方法（概念図） 2 その他
第73回 年金業務懇談会	平16.8.5 KKRホテル東京	1 財政再計算について 財務省からの算定通知について 2 その他
第74回 年金業務懇談会	平16.8.11 如水会館	財政再計算について 財政再計算結果について

会議名	開催日・場所	議　題
第75回 年金業務懇談会	平16.8.31 KKRホテル東京	1 財政再計算について （1）運営審議会懇談会（平成16年8月30日開催）の概要について （2）まとめ
第76回 年金業務懇談会	平16.12.7 KKRホテル東京	1 財政再計算経過報告 2 平成16年度上半期の実績 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第77回 年金業務懇談会	平17.3.14 KKRホテル東京	1 平成17年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第78回 年金業務懇談会	平17.6.17 KKRホテル東京	1 平成16年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第79回 年金業務懇談会	平17.12.5 KKRホテル東京	1 平成17年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 年金一元化に関する動き
第80回 年金業務懇談会	平18.3.14 KKRホテル東京	1 平成18年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 被用者年金一元化の動向について
第81回 年金業務懇談会	平18.6.16 KKRホテル東京	1 平成17年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第82回 年金業務懇談会	平18.11.29 KKRホテル東京	1 平成18年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 被用者年金制度一元化の動き
第83回 年金業務懇談会	平19.3.19 KKRホテル東京	1 平成19年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 被用者年金一元化の動向について
第84回 年金業務懇談会	平19.6.19 KKRホテル東京	1 平成18年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 被用者年金一元化の動向について
第85回 年金業務懇談会	平19.12.4 KKRホテル東京	1 平成19年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 年金特別便の送付・時効の取り扱いについて
第86回 年金業務懇談会	平20.3.21 KKRホテル東京	1 平成20年度事業計画及び予算（案）について 2 年金加入記録のお知らせについて 3 年金等に関する主な動き
第87回 年金業務懇談会	平20.6.16 KKRホテル東京	1 平成19年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 年金加入記録のお知らせについて
第88回 年金業務懇談会	平20.12.3 KKRホテル東京	1 平成20年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第89回 年金業務懇談会	平21.3.19 KKRホテル東京	1 平成21年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他

会議名	開催日・場所	議　題
第90回 年金業務懇談会	平21.5.22 九段合同庁舎	1 財政再計算について 2 その他
第91回 年金業務懇談会	平21.6.18 九段合同庁舎	1 平成20年度決算について 2 財政再計算について 3 年金等に関する主な動き
第92回 年金業務懇談会	平21.6.30 九段合同庁舎	1 財政再計算について 財務省からの算定通知について 2 その他
第93回 年金業務懇談会	平21.7.17 九段合同庁舎	財政再計算について 財政再計算結果について
第94回 年金業務懇談会	平21.7.24 九段合同庁舎	財政再計算について (1) 運営審議会懇談会(平成21年7月22日開催)の概要 (2) まとめ
第95回 年金業務懇談会	平21.12.1 九段合同庁舎	1 財政再計算経過報告 2 平成21年度上半期の実績 3 基礎年金に係る財源調整（基礎年金交付金）の過不足について 4 年金等に関する主な動き
第96回 年金業務懇談会	平22.3.15 九段合同庁舎	1 平成22年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第97回 年金業務懇談会	平22.6.14 九段合同庁舎	1 平成21年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第98回 年金業務懇談会	平22.12.10 九段合同庁舎	1 平成22年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第99回 年金業務懇談会	平23.3.22 九段合同庁舎	1 平成23年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第100回 年金業務懇談会	平23.6.21 KKRホテル東京	1 平成22年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第101回 年金業務懇談会	平23.12.7 九段合同庁舎	1 平成23年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第102回 年金業務懇談会	平24.3.16 九段合同庁舎	1 平成24年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第103回 年金業務懇談会	平24.6.13 九段合同庁舎	1 平成23年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第104回 年金業務懇談会	平24.12.10 九段合同庁舎	1 平成24年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他

会議名	開催日・場所	議　題
第105回 年金業務懇談会	平25.3.19 九段合同庁舎	1 平成25年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第106回 年金業務懇談会	平25.6.12 九段合同庁舎	1 平成24年度決算について 2 財政再計算について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第107回 年金業務懇談会	平25.12.11 九段合同庁舎	1 平成25年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第108回 年金業務懇談会	平26.3.20 九段合同庁舎	1 平成26年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第109回 年金業務懇談会	平26.6.10 九段合同庁舎	財政再計算結果について
第110回 年金業務懇談会	平26.6.16 九段合同庁舎	1 平成25年度決算について 2 財政再計算について「まとめ」 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第111回 年金業務懇談会	平26.12.11 九段合同庁舎	1 平成26年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第112回 年金業務懇談会	平27.3.18 九段合同庁舎	1 平成27年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第113回 年金業務懇談会	平27.6.11 九段合同庁舎	1 平成26年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第114回 年金業務懇談会	平27.7.23 九段合同庁舎	1 退職等年金給付の給付設計等について 2 その他
第115回 年金業務懇談会	平27.8.7 九段合同庁舎	1 退職等年金給付の財政計算結果について 2 その他
第116回 年金業務懇談会	平27.12.17 九段合同庁舎	1 平成27年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第117回 年金業務懇談会	平28.3.10 九段合同庁舎	1 平成28年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第118回 年金業務懇談会	平28.6.20 九段合同庁舎	1 平成27年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率等の設定について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第119回 年金業務懇談会	平28.12.12 九段合同庁舎	1 平成28年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 退職等年金給付の財政検証結果について（平成27年度末） 4 その他

会議名	開催日・場所	議　題
第120回 年金業務懇談会	平29.3.15 九段合同庁舎	1 平成29年度事業計画及び予算（案）について 2 年金受給資格期間短縮措置（25年→10年）への対応について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第121回 年金業務懇談会	平29.6.15 KKRホテル東京	1 平成28年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率等の設定について 3 年金受給資格期間短縮措置（25年→10年）への対応について 4 年金等に関する主な動き
第122回 年金業務懇談会	平29.12.18 KKRホテル東京	1 平成29年度上半期の実績について 2 年金等に関する主な動き 3 退職等年金給付の財政検証結果について（平成28年度末） 4 振替加算の総点検とその対応について
第123回 年金業務懇談会	平30.3.19 九段合同庁舎	1 平成30年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第124回 年金業務懇談会	平30.6.21 KKRホテル東京	1 平成29年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率・年金現価率について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第125回 年金業務懇談会	平30.11.21 九段合同庁舎	1 退職等年金給付の財政検証結果について（平成29年度末） 2 退職等年金給付の平成30年財政再計算結果について
第126回 年金業務懇談会	平30.12.10 九段合同庁舎	1 退職等年金給付の平成30年財政再計算結果について 2 財政再計算について「まとめ」 3 平成30年度上半期の実績 4 年金等に関する主な動き
第127回 年金業務懇談会	平31.3.18 九段合同庁舎	1 平成31年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第128回 年金業務懇談会	令元.6.19 九段合同庁舎	1 平成30年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率・年金現価率について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第129回 年金業務懇談会	令元.9.26 九段合同庁舎	1 令和元年財政検証の結果について 2 厚生年金（公務員共済部分）の財政の現況及び見通し 3 経過的長期給付（公務員共済）の財政の見通し 4 その他
第130回 年金業務懇談会	令2.3.18 （持ち回り開催）	1 退職等年金給付制度の財政検証結果について（平成30年度末） 2 令和2年度事業計画及び予算（案）について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第131回 年金業務懇談会	令2.6.10 （持ち回り開催）	退職等年金給付制度の基準利率等の設定について

会議名	開催日・場所	議　題
第132回 年金業務懇談会	令2.7.13 九段合同庁舎	1 令和元年度決算について 2 年金等に関する主な動き 3 その他
第133回 年金業務懇談会	令3.3.18 KKRホテル東京 （Web会議開催）	1 退職等年金給付制度の財政検証（令和元年度末）の結果について 2 令和3年度事業計画及び予算（案）について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第134回 年金業務懇談会	令3.6.14 九段合同庁舎 （Web会議開催）	1 令和2年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率等の設定について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第135回 年金業務懇談会	令4.3.14 九段合同庁舎 （Web会議開催）	1 退職等年金給付制度の財政検証（令和2年度末）の結果について 2 令和4年度事業計画及び予算（案）について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第136回 年金業務懇談会	令4.6.13 九段合同庁舎 （Web会議開催）	1 令和3年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率等の設定について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第137回 年金業務懇談会	令5.3.16 九段合同庁舎 （Web会議開催）	1 退職等年金給付制度の財政検証（令和3年度末）の結果について 2 令和5年度事業計画及び予算（案）について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第138回 年金業務懇談会	令5.6.13 九段合同庁舎 （Web会議開催）	1 令和4年度決算について 2 退職等年金給付の基準利率等の設定について 3 年金等に関する主な動き 4 その他
第139回 年金業務懇談会	令5.11.21 九段合同庁舎	1 退職等年金給付制度の財政検証（令和4年度末）の結果について 2 退職等年金給付制度の令和5年財政再計算結果について
第140回 年金業務懇談会	令5.12.11 九段合同庁舎	1 退職等年金給付制度の令和5年財政再計算結果について 2 財政再計算について「まとめ」
第141回 年金業務懇談会	令6.3.5 九段合同庁舎	1 令和6年度事業計画及び予算（案）について 2 年金等に関する主な動き 3 その他

第2節　医療事業懇談会

医療事業懇談会は、「医療事業懇談会運営要領」（表3）のとおり組合員のために行う医療事業の円滑な運営に資することを目的に昭和61年9月18日に設置された。同懇談会は運営要領の第5条で「必要に応じて懇談会を開催するものとする」となっているが、3月の運営審議会前の開催時には事業計画及び予算について説明するとともに加入共済組合からの要望事項について回答を行い、6月の運営審議会前の開催時には決算について報告し、かつ各委員から意見の聴取を行ってい

る。また、11月（あるいは12月）には、上半期の経営概況について報告するなど、年3回会議を開催していたが、現在は年2回の開催となっている。

そのほか、実際に医療施設の運営状況を視察する目的や、特に経営状況の説明が必要とされたときなどに、必要に応じて会議を開催している。

平成11年4月以降の医療事業懇談会の開催回数については56回を数え、第43回からの議題については、「医療事業懇談会開催実績」（表4）のとおりである。

表3　医療事業懇談会運営要領

医療事業懇談会運営要領

（昭和61年9月22日）

（目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、組合員のために行う医療事業の円滑な運営に資するため、医療事業懇談会（以下「懇談会」という。）を設ける。

（業務）

第2条　懇談会においては、医療業務に関し、必要に応じ連合会から説明を行い懇談する。

（懇談会の構成）

第3条　懇談会の委員は次の者をもって構成し、連合会理事長が委嘱する。

（1）組合員を代表する者以外の者　5人

（2）組合員を代表する者　5人

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条　連合会は、必要に応じて懇談会を開催するものとする。

（座長）

第6条　懇談会には座長を置く。座長は第3条（1）に定める委員である者とする。

（庶務）

第7条　懇談会の庶務は、病院部で行うこととする。

附　則

第1条　この要領は昭和61年9月18日から実施する。

第2条　発足時の委員の任期は、第4条にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附　則

この変更は、平成8年4月1日から施行する。

附　則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

表4　医療事業懇談会開催実績（平成11年4月以降）

会議名	開催日・場所	議　題
第43回 医療事業懇談会	平11.6.9 KKRホテル東京	1 平成10年度決算について 2 その他
第44回 医療事業懇談会	平11.11.8 高松病院	1 平成11年度上期経営概況について 2 その他
第45回 医療事業懇談会	平12.3.10 KKRホテル東京	1 平成12年度事業計画及び予算（案）について 2 直営病院再編の進捗状況について 3 平成12年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第46回 医療事業懇談会	平12.6.15 KKRホテル東京	1 平成11年度決算について 2 直営病院再編の進捗状況について
第47回 医療事業懇談会	平12.11.9 東海病院	1 平成12年度上半期経営概況について 直営病院再編の進捗状況について 2 東海病院の現況について 2病院視察
第48回 医療事業懇談会	平13.3.8 KKRホテル東京	1 平成13年度事業計画及び予算（案）について 2 直営病院再編計画の進捗状況について 3 平成13年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について 4 宿泊事業の現状と今後の対策及びご協力依頼
第49回 医療事業懇談会	平13.6.8 KKRホテル東京	1 平成12年度決算について 2 直営病院再編の経営状況について
第50回 医療事業懇談会	平13.11.12 KKRホテル広島	1 平成13年度上半期経営概況及び直営病院再編の進捗状況等について 2 広島記念病院の現況について 3 吉島病院の現況について 2病院視察
第51回 医療事業懇談会	平14.3.11 KKRホテル東京	1 平成14年度事業計画及び予算（案）について 2 平成14年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第52回 医療事業懇談会	平14.6.20 九段合同庁舎	1 平成13年度決算について 2 新たな再編・合理化計画について
第53回 医療事業懇談会	平14.8.20 KKRホテル東京	新たな再編・合理化計画について
第54回 医療事業懇談会	平14.12.5 KKRホテル東京	1 新たな再編・合理化計画について 2 その他（内部診療割引制度について）
第55回 医療事業懇談会	平15.3.12 KKRホテル東京	1 平成15年度事業計画及び予算（案）について 2 平成15年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第56回 医療事業懇談会	平15.6.12 KKRホテル東京	平成14年度決算について
第57回 医療事業懇談会	平16.3.15 KKRホテル東京	1 平成16年度事業計画及び予算（案）について 2 新たな再編・合理化計画について 3 平成16年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第58回 医療事業懇談会	平16.6.16 KKRホテル東京	1 平成15年度決算について 2 目白運動場の跡地処理について

会議名	開催日・場所	議　題
第59回 医療事業懇談会	平17.3.14 KKRホテル東京	1 平成17年度事業計画及び予算（案）について 2 新たな再編・合理化計画について 3 平成17年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第60回 医療事業懇談会	平17.6.16 九段合同庁舎	平成16年度決算について
第61回 医療事業懇談会	平18.3.13 九段合同庁舎	1 平成18年度事業計画及び予算（案）について 2 新たな再編・合理化計画について 3 平成18年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第62回 医療事業懇談会	平18.6.16 九段合同庁舎	平成17年度決算について
第63回 医療事業懇談会	平19.3.14 九段合同庁舎	1 平成19年度事業計画及び予算（案）について 2 新たな再編・合理化計画について 3 平成19年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第64回 医療事業懇談会	平19.6.13 九段合同庁舎	1 平成18年度決算について 2 新中期計画策定について
第65回 医療事業懇談会	平20.2.1 九段合同庁舎	中期計画について
第66回 医療事業懇談会	平20.3.12 九段合同庁舎	1 平成20年度事業計画及び予算（案）について 2 経営基盤強化のための中期計画について 3 平成20年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第67回 医療事業懇談会	平20.6.12 九段合同庁舎	平成19年度決算について
第68回 医療事業懇談会	平21.3.13 九段合同庁舎	1 平成21年度事業計画及び予算（案）について 2 平成21年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第69回 医療事業懇談会	平21.6.17 九段合同庁舎	平成20年度決算について
第70回 医療事業懇談会	平22.3.18 九段合同庁舎	1 平成22年度事業計画及び予算（案）について 2 経営基盤強化のための中期計画について 3 平成22年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第71回 医療事業懇談会	平22.6.15 九段合同庁舎	平成21年度決算について
第72回 医療事業懇談会	平23.3.17 九段合同庁舎	1 平成23年度事業計画及び予算（案）について 2 経営基盤強化のための中期計画について 3 平成23年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第73回 医療事業懇談会	平23.6.15 九段合同庁舎	平成22年度決算について
第74回 医療事業懇談会	平24.3.16 九段合同庁舎	1 平成24年度事業計画及び予算（案）について 2 経営基盤強化のための中期計画について 3 平成24年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について

会議名	開催日・場所	議　題
第75回 医療事業懇談会	平24.6.22 九段合同庁舎	平成23年度決算について
第76回 医療事業懇談会	平25.3.15 九段合同庁舎	1 平成25年度事業計画及び予算（案）について 2 第二次連合会病院中期計画について 3 平成25年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第77回 医療事業懇談会	平25.6.24 九段合同庁舎	平成24年度決算について
第78回 医療事業懇談会	平26.3.14 九段合同庁舎	1 平成26年度事業計画及び予算（案）について 2 第二次連合会病院中期計画について 3 平成26年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第79回 医療事業懇談会	平26.6.17 九段合同庁舎	平成25年度決算について
第80回 医療事業懇談会	平27.3.11 九段合同庁舎	1 平成27年度事業計画及び予算（案）について 2 第二次連合会病院中期計画について 3 平成27年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第81回 医療事業懇談会	平27.6.17 九段合同庁舎	平成26年度決算について
第82回 医療事業懇談会	平28.3.11 九段合同庁舎	1 平成28年度事業計画及び予算（案）について 2 第二次連合会病院中期計画について 3 平成28年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第83回 医療事業懇談会	平28.6.15 九段合同庁舎	平成27年度決算について
第84回 医療事業懇談会	平29.3.17 九段合同庁舎	1 平成29年度事業計画及び予算（案）について 2 第二次連合会病院中期計画について 3 平成29年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第85回 医療事業懇談会	平29.6.21 九段合同庁舎	平成28年度決算について
第86回 医療事業懇談会	平30.3.12 九段合同庁舎	1 平成30年度事業計画及び予算（案）について 2 第三次連合会病院中期計画について 3 平成30年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第87回 医療事業懇談会	平30.6.12 九段合同庁舎	平成29年度決算について
第88回 医療事業懇談会	平31.3.15 九段合同庁舎	1 平成31年度事業計画及び予算（案）について 2 第三次連合会病院中期計画について 3 平成31年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第89回 医療事業懇談会	令元.6.11 九段合同庁舎	平成30年度決算について

会議名	開催日・場所	議　題
第90回 医療事業懇談会	令2.3.17 書面開催	1 令和2年度事業計画及び予算（案）について 2 第三次連合会病院中期計画について 3 令和2年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第91回 医療事業懇談会	令2.7.21 九段合同庁舎	令和元年度決算について
第92回 医療事業懇談会	令3.3.12 九段合同庁舎	1 令和2年度変更事業計画及び予算（案）について 2 令和3年度事業計画及び予算（案）について 3 第三次連合会病院中期計画について 4 令和3年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第93回 医療事業懇談会	令3.6.15 九段合同庁舎	令和2年度決算について
第94回 医療事業懇談会	令4.3.11 九段合同庁舎	1 令和4年度事業計画及び予算（案）について 2 第三次連合会病院中期計画について 3 貸付事業の創設について 4 令和4年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第95回 医療事業懇談会	令4.6.14 九段合同庁舎	令和3年度決算について
第96回 医療事業懇談会	令5.3.15 九段合同庁舎	1 令和5年度事業計画及び予算（案）について 2 第四次連合会病院中期計画について 3 令和5年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第97回 医療事業懇談会	令5.6.14 九段合同庁舎	令和4年度決算について
第98回 医療事業懇談会	令6.3.15 九段合同庁舎	1 令和6年度事業計画及び予算（案）について 2 第四次連合会病院中期計画について 3 令和6年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について

第3節　宿泊事業懇談会

宿泊事業懇談会は、「宿泊事業懇談会運営要領」（表5）のとおり組合員のために行う宿泊事業の円滑な運営に資することを目的に、昭和61年9月18日に設置された。

同懇談会は、運営要領の第5条で「必要に応じて懇談会を開催するものとする」となっているが、3月の運営審議会前の開催時には、事業計画及び予算について説明するとともに加入共済組合からの要望事項について回答を行い、6月の運営審議会前の開催時には決算について報告し、かつ各委員から意見の聴取を行っている。また、11月には、宿泊施設整備状況等について報告をするなど年2回～3回会議を開催していたが、現在は年2回の開催となっている。平成11年4月以降の宿泊事業懇談会開催回数は57回を数え、第40回からの議事概要については、「宿泊事業懇談会開催実績」（表6）のとおりである。

表5　宿泊事業懇談会運営要領

宿泊事業懇談会運営要領

（昭和61年9月22日）

（目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、組合員のために行う宿泊事業の円滑な運営に資するため、宿泊事業懇談会（以下「懇談会」という。）を設ける。

（業務）

第2条　懇談会においては、宿泊事業に関し、必要に応じ連合会から説明を行い懇談する。

（懇談会の構成）

第3条　懇談会の委員は次の者をもって構成し、連合会理事長が委嘱する。

（1）組合員を代表する者以外の者　5人

（2）組合員を代表する者　5人

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条　連合会は、必要に応じて懇談会を開催するものとする。

（座長）

第6条　懇談会には座長を置く。座長は第3条（1）に定める委員である者とする。

（庶務）

第7条　懇談会の庶務は、宿泊事業部で行うこととする。

附　則

第1条　この要領は、昭和61年9月18日から実施する。

第2条　発足時の委員の任期は、第4条にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附　則

この変更は、平成8年4月1日から施行する。

附　則

この変更は、平成9年4月1日から施行する。

附　則

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

表6　宿泊事業懇談会開催実績（平成11年4月以降）

会議名	開催日・場所	議　題
第40回 宿泊事業懇談会	平11.6.15 KKRホテル東京	1 平成10年度決算について 2「宿泊施設経営改善5か年計画」の経過報告について 3 その他
第41回 宿泊事業懇談会	平11.11.26 KKRホテル東京	1 平成11年度上半期の現況について 2 経営改善計画について

会議名	開催日・場所	議　題
第42回 宿泊事業懇談会	平12.3.22 KKRホテル東京	1 平成12年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊経理平成12年度事業計画及び予算(案)について 3「宿泊施設経営改善5か年計画」の進捗状況と同計画を遵守するための取組について 4 平成12年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第43回 宿泊事業懇談会	平12.6.21 KKRホテル東京	1 平成11年度決算について 2「宿泊施設経営改善5か年計画」の進捗状況について 3 宿泊事業のあり方等に関する検討委員会の設置について 4 その他（施設の新設、廃止等）
第44回 宿泊事業懇談会	平12.11.21 KKRホテル東京	1 平成12年度上半期の現況について 2 平成12年度下期緊急対策について 3 宿泊事業のあり方等に関する検討委員会の検討経緯について
第45回 宿泊事業懇談会	平13.1.31 九段合同庁舎	宿泊事業のあり方等に関する検討委員会の報告書について
第46回 宿泊事業懇談会	平13.3.26 九段合同庁舎	1 平成13年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊経理平成12年度変更事業計画及び予算（案）並びに平成13年度事業計画及び予算（案）について 3 平成13年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第47回 宿泊事業懇談会	平13.6.22 KKRホテル東京	1 平成12年度決算について 2「宿泊事業の経営改善検討委員会」の設置等について 3 4月、5月の売上等の動向について
第48回 宿泊事業懇談会	平13.11.21 KKRホテル東京	1 連合会を巡る特殊法人等改革の動きについて 2 平成13年度上半期の事業概況について 3「宿泊事業の経営改善検討委員会」の検討状況について
第49回 宿泊事業懇談会	平14.3.20 KKRホテル東京	1 平成14年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊経理平成14年度事業計画の策定について 3 平成14年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第50回 宿泊事業懇談会	平14.6.18 九段合同庁舎	1 平成13年度決算について（概要） 2 宿泊事業の経営改善検討委員会における検討状況等について
第51回 宿泊事業懇談会	平15.2.21 KKRホテル東京	1 長期経理の貸付制度の改正について 2 宿泊事業の中期的事業経営改善計画及び平成14年度事業計画の変更について
第52回 宿泊事業懇談会	平15.3.25 九段合同庁舎	1 平成15年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊経理平成15年度事業計画及び予算(案)について 3 平成15年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第53回 宿泊事業懇談会	平15.6.19 九段合同庁舎	1 平成14年度決算の概要について 2 宿泊経理平成14年度決算について

会議名	開催日・場所	議　題
第54回 宿泊事業懇談会	平16.3.19 九段合同庁舎	1 平成16年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 中期的事業経営改善計画（平成16年度改定計画）（案）について 3 平成16年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第55回 宿泊事業懇談会	平16.6.22 KKRホテル東京	1 平成15年度決算の概要について 2 宿泊経理平成15年度決算について 3 目白運動場の跡地処理について
第56回 宿泊事業懇談会	平16.11.17 九段合同庁舎	1 平成16年度上期実績について 2 新給与制度について 3 その他
第57回 宿泊事業懇談会	平17.3.23 九段合同庁舎	1 平成17年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 中期的事業経営改善計画（平成17年度改定計画）（案）並びに平成16年度変更事業計画及び予算（案）について 3 平成17年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第58回 宿泊事業懇談会	平17.6.21 九段合同庁舎	1 平成16年度決算の概要について 2 宿泊経理平成16年度決算について
第59回 宿泊事業懇談会	平17.11.24 九段合同庁舎	1 平成17年度上半期実績について 2 宿泊利用実態調査報告について
第60回 宿泊事業懇談会	平18.3.17 九段合同庁舎	1 平成18年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 中期的事業経営改善計画（平成18年度改定計画）（案）について 3 平成18年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について 4 その他
第61回 宿泊事業懇談会	平18.6.23 九段合同庁舎	1 平成17年度決算の概要について 2 宿泊経理平成17年度決算について
第62回 宿泊事業懇談会	平19.3.19 KKRホテル東京	1 平成19年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第2次中期的事業経営改善計画（案）について 3 平成19年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第63回 宿泊事業懇談会	平19.6.21 KKRホテル東京	1 平成18年度決算の概要について 2 宿泊経理平成18年度決算について
第64回 宿泊事業懇談会	平20.3.13 九段合同庁舎	1 平成20年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第2次中期的事業経営改善計画の改定について 3 平成20年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第65回 宿泊事業懇談会	平20.6.19 九段合同庁舎	1 平成19年度決算の概要について 2 宿泊経理平成19年度決算について

会議名	開催日・場所	議　題
第66回 宿泊事業懇談会	平21.3.18 九段合同庁舎	1 平成21年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第2次中期的事業経営改善計画の改定について 3 平成21年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第67回 宿泊事業懇談会	平21.6.19 九段合同庁舎	1 平成20年度決算の概要について 2 宿泊経理平成20年度決算について
第68回 宿泊事業懇談会	平22.3.16 九段合同庁舎	1 平成22年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第2次中期的事業経営改善計画の改定について 3 組合員アンケートの結果について 4 平成22年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第69回 宿泊事業懇談会	平22.6.18 九段合同庁舎	1 平成21年度決算の概要について 2 宿泊経理平成21年度決算について
第70回 宿泊事業懇談会	平23.3.18 九段合同庁舎	1 平成23年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第2次中期的事業経営改善計画の改定について 3 平成23年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第71回 宿泊事業懇談会	平23.6.17 九段合同庁舎	1 平成22年度決算の概要について 2 宿泊経理平成22年度決算等について
第72回 宿泊事業懇談会	平24.3.19 九段合同庁舎	1 平成24年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第3次中期経営改善計画について 3 平成24年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第73回 宿泊事業懇談会	平24.6.21 九段合同庁舎	1 平成23年度決算の概要について 2 宿泊経理平成23年度決算等について
第74回 宿泊事業懇談会	平25.3.21 九段合同庁舎	1 平成25年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第3次中期経営改善計画の経過報告書等について 3 平成25年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第75回 宿泊事業懇談会	平25.6.21 九段合同庁舎	1 平成24年度決算の概要について 2 宿泊経理平成24年度決算等について
第76回 宿泊事業懇談会	平26.3.17 九段合同庁舎	1 平成26年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第3次中期経営改善計画（平成26年度改定計画）について 3 平成26年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第77回 宿泊事業懇談会	平26.6.23 九段合同庁舎	1 平成25年度決算の概要について 2 宿泊経理平成25年度決算等について

会議名	開催日・場所	議　題
第78回 宿泊事業懇談会	平27.3.19 九段合同庁舎	1 平成27年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第3次中期経営改善計画（平成27年度改定計画）について 3 平成27年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第79回 宿泊事業懇談会	平27.6.18 九段合同庁舎	1 平成26年度決算の概要について 2 宿泊経理平成26年度決算等について
第80回 宿泊事業懇談会	平28.3.17 九段合同庁舎	1 平成28年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第4次中期経営改善計画（案）について 3 平成28年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第81回 宿泊事業懇談会	平28.6.23 九段合同庁舎	1 平成27年度決算の概要について 2 宿泊経理平成27年度決算等について
第82回 宿泊事業懇談会	平29.3.22 九段合同庁舎	1 平成29年度事業計画及び予算等の概要(案)について 2 第4次中期経営改善計画（平成29年度改定計画）（案）について 3 平成29年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第83回 宿泊事業懇談会	平29.6.21 九段合同庁舎	1 平成28年度決算の概要について 2 宿泊経理平成28年度決算等について
第84回 宿泊事業懇談会	平30.3.23 九段合同庁舎	1 平成30年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 第4次中期経営改善計画（平成30年度改定計画）（案） 3 平成30年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第85回 宿泊事業懇談会	平30.6.21 九段合同庁舎	1 平成29年度決算の概要について 2 宿泊経理平成29年度決算等について
第86回 宿泊事業懇談会	平31.3.19 九段合同庁舎	1 平成31年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 第4次中期経営改善計画（平成31年度改定計画）（案） 3 平成31年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第87回 宿泊事業懇談会	令元.6.20 九段合同庁舎	1 平成30年度決算の概要について 2 宿泊経理平成30年度決算等について
第88回 宿泊事業懇談会	令2.3.23 （コロナにより） 中止・資料送付	1 令和2年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 第4次中期経営改善計画（令和2年度改定計画）（案）について 3 令和2年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第89回 宿泊事業懇談会	令2.7.17 九段合同庁舎	1 令和元年度決算の概要について 2 宿泊経理令和元年度決算等について

会議名	開催日・場所	議　題
第90回 宿泊事業懇談会	令3.3.22 九段合同庁舎	1 令和3年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊事業の令和3年度事業計画及び予算(案)について 3 令和3年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第91回 宿泊事業懇談会	令3.6.17 九段合同庁舎	1 令和2年度決算の概要について 2 宿泊経理令和2年度決算等について
第92回 宿泊事業懇談会	令4.3.17 九段合同庁舎	1 令和4年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊事業経営再生5か年計画（案）について 3 貸付事業の創設について 4 令和4年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第93回 宿泊事業懇談会	令4.6.15 九段合同庁舎	1 令和3年度決算の概要について 2 宿泊経理令和3年度決算等について
第94回 宿泊事業懇談会	令5.3.16 九段合同庁舎	1 令和5年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊事業経営再生5か年計画（令和5年度計画）（案）について 3 令和5年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第95回 宿泊事業懇談会	令5.6.12 九段合同庁舎	1 令和4年度決算の概要について 2 宿泊経理令和4年度決算等について
第96回 宿泊事業懇談会	令6.3.12 九段合同庁舎	1 令和6年度事業計画及び予算の概要（案）について 2 宿泊事業経営再生5か年計画（令和6年度計画）（案）について 3 令和6年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について

第4節　福祉事業研究会

福祉事業研究会は、「福祉事業研究会運営要領」（表7）のとおり、組合員のニーズ等を研究することを目的に、昭和61年9月18日に設置された。同研究会は、運営要領の第5条で「必要に応じて研究会を開催するものとする」となっているが、3月の運営審議会前の開催時には、事業計画及び予算について説明するとともに加入共済組合からの要望事項について回答を行い、6月の運営審議会前の開催時には決算について報告し、かつ各委員から意見の聴取を行っている。また、平成20年度までは、当年度上期の実績を11月に報告していたが、当該年度の中間報告でもあることから、各委員の意見を聴取したところ、今後は必要に応じて開催することとした。平成11年4月以降の福祉事業研究会の開催回数については59回を数え、第40回からの議題については「福祉事業研究会開催実績」（表8）のとおりである。

表7　福祉事業研究会運営要領

福祉事業研究会運営要領

（昭和61年9月22日）

（目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、組合員のための福祉事業に関し組合員のニーズ等を研究するため、福祉事業研究会（以下「研究会」という。）を設ける。

（業務）

第2条　研究会においては、福祉事業に関し、必要に応じ連合会から説明を行い研究する。

（研究会の構成）

第3条　研究会の委員は次の者をもって構成し、連合会理事長が委嘱する。

（1）組合員を代表する者以外の者　5人

（2）組合員を代表する者　5人

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条　連合会は、必要に応じて研究会を開催するものとする。

（座長）

第6条　研究会には座長を置く。座長は第3条（1）に定める委員である者とする。

（庶務）

第7条　研究会の庶務は、総務部及び特定事業部で行うこととする。

附　則

第1条　この要領は、昭和61年9月18日から実施する。

第2条　発足時の委員の任期は、第4条にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附　則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

表8　福祉事業研究会開催実績（平成11年4月以降）

会議名	開催日・場所	議　題
第40回 福祉事業研究会	平11.6.16 KKRホテル東京	1 平成10年度決算について 2 介護情報提供事業の実施状況について
第41回 福祉事業研究会	平11.12.7 KKRホテル東京	1 保健経理、物資経理及び住宅経理の上半期事業概況について 2 介護情報提供事業の実施状況について
第42回 福祉事業研究会	平12.3.16 KKRホテル東京	1 平成12年度事業計画及び予算（案）の概要について 2 介護情報提供事業の実施状況について 3 平成12年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について

会議名	開催日・場所	議　題
第43回 福祉事業研究会	平12.6.16 KKRホテル東京	1 平成11年度決算について 2 介護情報提供事業の実施状況について
第44回 福祉事業研究会	平12.11.22 KKRホテル東京	1 保健経理、物資経理及び住宅経理の上半期事業概況について 2 介護情報提供事業の実施状況について
第45回 福祉事業研究会	平13.3.15 KKRホテル東京	1 平成13年度事業計画及び予算（案）の概要について 2 介護情報提供事業の実施状況について 3 宿泊事業の現状と今後の対策及びご協力依頼 4 繰入金の配分方法の見直し等について（案） 5 平成13年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第46回 福祉事業研究会	平13.6.19 KKRホテル東京	1 平成12年度決算について 2 介護情報提供事業の実施状況について
第47回 福祉事業研究会	平13.11.27 KKRホテル東京	1 連合会を巡る特殊法人等改革の動向について 2 保健経理、物資経理及び住宅経理の上半期事業概況について 3 介護情報提供事業の実施状況について 4 特約葬祭事業の実施状況について
第48回 福祉事業研究会	平14.3.22 KKRホテル東京	1「特殊法人等整理合理化計画」報告について 2 平成14年度事業計画及び予算（案）の概要について 3 平成14年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第49回 福祉事業研究会	平14.6.19 KKRホテル東京	1 平成13年度決算について 2「特殊法人等整理合理化計画」について 3 介護情報提供事業の実施状況について 4 特約葬祭事業の実施状況について
第50回 福祉事業研究会	平14.11.19 九段合同庁舎	1「特殊法人等整理合理化計画」に基づく特定事業部関連事業の廃止に向けた計画について 2 保健経理、物資経理及び住宅経理の上半期事業概況について 3 介護情報提供事業の実施状況について 4 特約葬祭事業の実施状況について
第51回 福祉事業研究会	平15.3.18 KKRホテル東京	1 平成15年度事業計画及び予算（案）について 2 平成15年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項について
第52回 福祉事業研究会	平15.6.20 KKRホテル東京	1 平成14年度決算について 2 住宅等情報提供事業の実施状況について 3 介護情報提供事業の実施状況について 4 特約葬祭事業の実施状況について
第53回 福祉事業研究会	平16.3.17 KKRホテル東京	1 平成16年度事業計画及び予算について 2 今後の福祉事業について
第54回 福祉事業研究会	平16.6.23 KKRホテル東京	1 平成15年度決算について 2 住宅等情報提供事業の実施状況について 3 介護情報提供事業の実施状況について 4 特約葬祭事業の実施状況について 5 目白運動場の跡地処理について 6 今後の福祉事業について

会議名	開催日・場所	議　題
第55回 福祉事業研究会	平16.12.9 KKRホテル東京	1 保健・物資施設の運営状況等について 2 各共済組合の福祉事業意向調査について
第56回 福祉事業研究会	平17.3.18 KKRホテル東京	1 平成17年度事業計画及び予算（案）について 2 平成17年度福祉事業の新規事業について 3 平成17年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第57回 福祉事業研究会	平17.6.17 KKRホテル東京	1 平成16年度決算について 2 情報提供事業等の実施状況について 3 平成17年度福祉事業としての新たな事業について 4 保育所・託児所の設置について
第58回 福祉事業研究会	平17.12.15 KKRホテル東京	平成17年度上半期の実績概況について
第59回 福祉事業研究会	平18.3.17 KKRホテル東京	1 平成18年度事業計画及び予算（案）について 2 平成18年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第60回 福祉事業研究会	平18.6.22 KKRホテル東京	1 平成17年度決算について 2 情報提供事業等の実施状況について
第61回 福祉事業研究会	平18.12.1 KKRホテル東京	平成18年度上半期の情報提供事業等の実施状況について
第62回 福祉事業研究会	平19.3.20 KKRホテル東京	1 平成19年度事業計画及び予算（案）について 2 平成19年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第63回 福祉事業研究会	平19.6.19 KKRホテル東京	1 平成18年度決算について 2 情報提供事業等の実施状況について
第64回 福祉事業研究会	平19.11.29 KKRホテル東京	平成19年度上半期の情報提供事業等の実施状況について
第65回 福祉事業研究会	平20.3.18 KKRホテル東京	1 平成20年度事業計画及び予算（案）について 2 平成20年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第66回 福祉事業研究会	平20.6.18 KKRホテル東京	1 平成19年度決算について 2 情報提供事業等の実施状況について
第67回 福祉事業研究会	平20.11.27 KKRホテル東京	平成20年度上半期の情報提供事業の実施状況について
第68回 福祉事業研究会	平21.3.17 九段合同庁舎	1 平成21年度事業計画及び予算（案）について 2 平成21年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第69回 福祉事業研究会	平21.6.18 九段合同庁舎	1 平成20年度決算について 2 情報提供事業の実施状況について
第70回 福祉事業研究会	平22.3.18 九段合同庁舎	1 平成22年度事業計画及び予算（案）について 2 平成22年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について

会議名	開催日・場所	議　題
第71回 福祉事業研究会	平22.6.21 九段合同庁舎	1 平成21年度決算について 2 情報提供事業の実施状況について
第72回 福祉事業研究会	平23.3.17 九段合同庁舎	1 平成23年度事業計画及び予算（案）について 2 平成23年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第73回 福祉事業研究会	平23.6.20 九段合同庁舎	1 平成22年度決算について 2 情報提供事業の実施状況について
第74回 福祉事業研究会	平24.3.19 九段合同庁舎	1 平成24年度事業計画及び予算（案）について 2 平成24年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第75回 福祉事業研究会	平24.6.19 九段合同庁舎	1 平成23年度決算について 2 情報提供事業の実施状況について
第76回 福祉事業研究会	平25.3.19 九段合同庁舎	1 平成25年度事業計画及び予算（案）について 2 平成25年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第77回 福祉事業研究会	平25.6.18 九段合同庁舎	1 平成24年度決算について 2 情報提供事業の実施状況について
第78回 福祉事業研究会	平26.3.18 九段合同庁舎	1 平成26年度事業計画及び予算（案）について 2 平成26年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第79回 福祉事業研究会	平26.6.16 九段合同庁舎	1 平成25年度決算について 2 平成25年度情報提供事業の実施状況について
第80回 福祉事業研究会	平27.3.18 九段合同庁舎	1 平成27年度事業計画及び予算（案）について 2 平成27年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第81回 福祉事業研究会	平27.6.15 九段合同庁舎	1 平成26年度決算について 2 平成26年度情報提供事業の実施状況について
第82回 福祉事業研究会	平28.3.17 九段合同庁舎	1 平成28年度事業計画及び予算（案）について 2 平成28年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第83回 福祉事業研究会	平28.6.15 九段合同庁舎	1 平成27年度決算について 2 平成27年度情報提供事業の実施状況について
第84回 福祉事業研究会	平29.3.15 九段合同庁舎	1 平成29年度事業計画及び予算（案）について 2 平成29年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第85回 福祉事業研究会	平29.6.16 九段合同庁舎	1 平成28年度決算について 2 平成28年度情報提供事業の実施状況について

会議名	開催日・場所	議　題
第86回 福祉事業研究会	平30.3.19 九段合同庁舎	1 平成30年度事業計画及び予算（案）について 2 平成30年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について
第87回 福祉事業研究会	平30.6.21 九段合同庁舎	1 平成29年度決算について 2 平成29年度情報提供事業の実施状況について 3 KKR健幸ポイント事業（仮称）の検討について
第88回 福祉事業研究会	平31.3.19 九段合同庁舎	1 平成31年度事業計画及び予算（案）について 2 平成31年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について 3 KKR健幸ポイント事業（仮称）について
第89回 福祉事業研究会	令元.6.19 九段合同庁舎	1 平成30年度決算について 2 平成30年度情報提供事業の実施状況について 3 令和元年度におけるKKR健康増進支援事業（仮称）実証実験について
第90回 福祉事業研究会	令2.3.19 （コロナで中止） 資料配布	1 令和2年度事業計画及び予算（案）について 2 令和2年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項（概要）並びにそれに対する連合会の考え方について 3 令和元年度におけるKKR健康増進支援事業（仮称）実証実験について（報告）
第91回 福祉事業研究会	令2.7.21 九段合同庁舎	1 令和元年度決算について 2 令和元年度情報提供事業の実施状況について 3 令和元年度におけるKKR健康増進支援事業（仮称）実証実験について
第92回 福祉事業研究会	令3.3.19 九段合同庁舎	1 令和3年度事業計画及び予算（案）について 2 健康増進支援事業の実施について 3 令和3年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項(概要)並びにそれに対する連合会の考え方について
第93回 福祉事業研究会	令3.6.18 九段合同庁舎	1 令和2年度決算について 2 令和2年度情報提供事業の実施状況について
第94回 福祉事業研究会	令4.3.16 九段合同庁舎	1 令和4年度事業計画及び予算（案）について 2 貸付事業の創設について 3 令和4年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項(概要)並びにそれに対する連合会の考え方について
第95回 福祉事業研究会	令4.6.13 九段合同庁舎	1 令和3年度決算について 2 健康増進支援事業及び情報提供事業の概要 3 健康増進支援事業に関するアンケート集計結果について
第96回 福祉事業研究会	令5.3.15 九段合同庁舎	1 令和5年度事業計画及び予算（案）について 2 保健経理からの特別受入を活用した宿泊事業の施設整備について（案） 3 令和5年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項(概要)並びにそれに対する連合会の考え方について
第97回 福祉事業研究会	令5.6.14 九段合同庁舎	1 令和4年度決算について 2 健康増進支援事業に関するアンケート集計結果について

会議名	開催日・場所	議　題
第98回 福祉事業研究会	令6.3.18 九段合同庁舎	1 令和6年度事業計画及び予算（案）について 2 旧令共済病院における人間ドックの組合員優先受診枠設定及び利用料金割引の実施（案）について 3 令和6年度事業計画及び予算に係る加入組合からの要望事項(概要)並びにそれに対する連合会の考え方について

第4編　国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第2部

審査会等

第1章

国家公務員共済組合審査会

第1節　国家公務員共済組合審査会の設置

共済組合制度では、他の社会保障制度と同様に、一定の条件を備える者は、本人の意志のいかんにかかわらず、強制的に組合員としての資格を有することとなっている。このため共済組合又は国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という）が業務上行う行為のなかには、組合員、遺族等に対し個別に権利を設定し、また義務の履行を求め、法律上の効果を発生させるものもあることから、ときには行政庁の行う処分の場合と同様、これらの者の権利を侵害し、又はその利益を損なう事態が起こり得る。

そのような場合には、裁判所に提訴しその取消しを求めるなどの方法により、救済を図ることもできるが、正式の裁判は手続が煩わしく時間や費用がかかるなどの問題があり、実際上権利又は利益の保護に不十分となるおそれがある。

そこで、共済組合制度自体に簡易な審査機関として国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という）を設け（「国家公務員共済組合法」〈昭和33年法律第128号。以下「国共済法」という〉第104条第1項。表1）、共済組合又は連合会の行う一定の事項については「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）を適用して不服のある者に審査請求をさせ、簡易かつ迅速に審査を行い、実質的な保護を図ることとしている。

審査請求をすることができる事項については、次のとおり定めている。

> 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第90条第2項（第2号及び第3号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚年法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は「国民年金法」（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に審査請求をすることができる（国共済法第103条第1項）。

なお、審査請求は、組合員等がこれを行わず、最初から裁判所に提訴して救済を求めることを妨げるものではなく、また、審査会の裁決に不服があるときは、更に裁判所に提訴することもできる。

第2節　審査会への審査請求

平成27年10月1日、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）の施行によって、国家公務員共済組合の組合員は厚年法上の「第二号厚生年金被保険者」の資格を有することとなったが、当該被保険者の資格又は当該被保険者期間に基づく老齢厚生年金等の保険給付に関する処分、同法等の施行によって国共済法に新たに設けられた退職年金等の退職等年金給付又は同法の施行日前の組合員期間に基づく経過的職域加算額に関する決定に対する審査請求件数は、審査会が取り扱うこととなっている。

審査会に提起された審査請求件数は、「国家公務員共済組合法」（昭和23年法律第69号）第72条の規定に基づくいわゆる旧法時代の「共済組合審査会」から数え令和5年度末までに624件となっており、平成11年度以降に審査会が審査請求の審理のために開催した回数は55回に及んでいる。

なお、審査会の開催状況は次の表2のとおりである。

表1　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

国家公務員共済組合法

第7章　審査請求

（審査請求）

第103条　組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第90条第2項（第2号及び第3号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4　審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、同条第1項第2号に掲げる機関とみなす。

（審査会の設置及び組織）

第104条　審査会は、連合会に置く。

2　審査会は、委員9人をもつて組織する。

3　委員は、組合員を代表する者、国を代表する者及び公益を代表する者それぞれ3人とし、財務大臣が委嘱する。

4　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）

第105条　審査会は、組合員を代表する委員、国を代表する委員及び公益を代表する委員各1人以上を

含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（組合又は連合会に対する通知等）

第106条　審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（政令への委任）

第107条　この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第34条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

表2　審査会の開催状況

国家公務員共済組合審査会　開催回数等

区分＼年度		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
開催回数		0	1	1	3	1	2	1	1	1	1	5
受理件数		2	1	7	3	5	5	1	2	3	10	8
裁決状況	却下	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
	棄却	0	2	1	5	1	3	2	1	1	1	3
	認容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	0	2	1	6	1	3	2	2	1	1	5
取下件数		0	1	0	0	1	2	1	0	1	2	1
係属件数		2	0	6	3	6	6	4	4	5	12	14

区分＼年度		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
開催回数		3	5	5	4	2	3	2	2	2	2	1
受理件数		15	20	18	148	15	18	20	15	14	13	15
裁決状況	却下	1	1	4	0	90	1	1	0	1	2	0
	棄却	3	18	12	8	15	15	13	12	11	12	6
	認容	1	5	2	1	2	1	2	1	0	1	1
	計	5	24	18	9	107	17	16	13	12	15	7
取下件数		2	5	4	15	24	3	2	6	4	0	2
係属件数		22	13	9	133	17	15	17	13	11	9	15

区分＼年度		令和3年	令和4年	令和5年
開催回数		2	3	2
受理件数		24	15	15
裁決状況	却下	2	1	1
	棄却	15	16	10
	認容	0	2	1
	計	17	19	12
取下件数		3	3	4
係属件数		19	12	11

第2章

障害認定審議会（廃止）

第1節　障害認定審議会の廃止と障害認定委員規程の制定

障害認定に関する業務については、「障害認定審議会規程」に則り障害認定審議会委員が障害の程度の認定を行い、その庶務は年金部審議課が行ってきた。平成10年度までの概況については、連合会『五十年史』に記述されたとおりである（連合会『五十年史（下）』961－963頁）。

その後、機構改正に伴い、年金部審議課は平成12年7月年金部年金専門役（審議担当）となった。

障害の程度の認定には、新たに発生した障害を認定する新規認定と、既に障害の認定を行った者について、その後、障害の増進あるいは減退の有無を診査する再認定の二つがある。平成11年度から令和元年度までの認定件数は下表のとおりである。

昭和61年の基礎年金制度導入以降、国共済法で規定する障害の程度は国民年金法及び厚生年金保険法と同一のものとなった。したがって、障害認定審議会委員はこの基準に従い各々専門の分野で障害の程度の認定を行うこととなり、特に「障害認定審議会」を開くことはなくなっていた。

この実態に即した規程に改めるため、令和2年4月1日に「障害認定審議会規程」を廃止し、新たに障害認定委員を置くための「障害認定委員規程」（令和元年12月4日共済連本年第190号）を制定した。

なお、令和2年度以降の認定件数については、第1編第1部第6章第2節第3「障害認定に関する業務」において記載することとした。

年度別障害認定件数　（単位：件）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
新規	1,005	1,031	1,093	1,178	1,106	1,229	1,375	1,207	1,383	1,148	1,072
再認定	3,203	3,458	2,872	3,226	3,103	3,261	3,242	3,960	3,935	4,343	3,756
合計	4,208	4,489	3,965	4,404	4,209	4,490	4,617	5,167	5,318	5,491	4,828

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新規	1,391	1,153	1,126	1,207	1,181	1,290	1,339	1,295	1,345	1,265
再認定	3,838	4,616	4,539	4,571	4,661	5,114	5,147	5,139	5,218	5,516
合計	5,229	5,769	5,665	5,778	5,842	6,404	6,486	6,434	6,563	6,781

含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（組合又は連合会に対する通知等）

第106条　審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（政令への委任）

第107条　この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第34条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

表2　審査会の開催状況

国家公務員共済組合審査会　開催回数等

区分＼年度		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
開催回数		0	1	1	3	1	2	1	1	1	1	5
受理件数		2	1	7	3	5	5	1	2	3	10	8
裁決状況	却下	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
	棄却	0	2	1	5	1	3	2	1	1	1	3
	認容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	0	2	1	6	1	3	2	2	1	1	5
取下件数		0	1	0	0	1	2	1	0	1	2	1
係属件数		2	0	6	3	6	6	4	4	5	12	14

区分＼年度		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
開催回数		3	5	5	4	2	3	2	2	2	2	1
受理件数		15	20	18	148	15	18	20	15	14	13	15
裁決状況	却下	1	1	4	0	90	1	1	0	1	2	0
	棄却	3	18	12	8	15	15	13	12	11	12	6
	認容	1	5	2	1	2	1	2	1	0	1	1
	計	5	24	18	9	107	17	16	13	12	15	7
取下件数		2	5	4	15	24	3	2	6	4	0	2
係属件数		22	13	9	133	17	15	17	13	11	9	15

区分＼年度		令和3年	令和4年	令和5年
開催回数		2	3	2
受理件数		24	15	15
裁決状況	却下	2	1	1
	棄却	15	16	10
	認容	0	2	1
	計	17	19	12
取下件数		3	3	4
係属件数		19	12	11

第2章

障害認定審議会（廃止）

第1節　障害認定審議会の廃止と障害認定委員規程の制定

障害認定に関する業務については、「障害認定審議会規程」に則り障害認定審議会委員が障害の程度の認定を行い、その庶務は年金部審議課が行ってきた。平成10年度までの概況については、連合会『五十年史』に記述されたとおりである（連合会『五十年史（下）』961－963頁）。

その後、機構改正に伴い、年金部審議課は平成12年7月年金部年金専門役（審議担当）となった。

障害の程度の認定には、新たに発生した障害を認定する新規認定と、既に障害の認定を行った者について、その後、障害の増進あるいは減退の有無を診査する再認定の二つがある。平成11年度から令和元年度までの認定件数は下表のとおりである。

昭和61年の基礎年金制度導入以降、国共済法で規定する障害の程度は国民年金法及び厚生年金保険法と同一のものとなった。したがって、障害認定審議会委員はこの基準に従い各々専門の分野で障害の程度の認定を行うこととなり、特に「障害認定審議会」を開くことはなくなっていた。

この実態に即した規程に改めるため、令和2年4月1日に「障害認定審議会規程」を廃止し、新たに障害認定委員を置くための「障害認定委員規程」（令和元年12月4日共済連本年第190号）を制定した。

なお、令和2年度以降の認定件数については、第1編第1部第6章第2節第3「障害認定に関する業務」において記載することとした。

年度別障害認定件数　（単位：件）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
新規	1,005	1,031	1,093	1,178	1,106	1,229	1,375	1,207	1,383	1,148	1,072
再認定	3,203	3,458	2,872	3,226	3,103	3,261	3,242	3,960	3,935	4,343	3,756
合計	4,208	4,489	3,965	4,404	4,209	4,490	4,617	5,167	5,318	5,491	4,828

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新規	1,391	1,153	1,126	1,207	1,181	1,290	1,339	1,295	1,345	1,265
再認定	3,838	4,616	4,539	4,571	4,661	5,114	5,147	5,139	5,218	5,516
合計	5,229	5,769	5,665	5,778	5,842	6,404	6,486	6,434	6,563	6,781

第3章

ガス障害調査委員会、ガス障害認定審査会

第1節　ガス障害調査委員会

戦後、大蔵省は、旧陸軍造兵廠忠海製造所（以下「忠海製造所」という）の従業員で旧陸軍共済組合の組合員であった者に対する救済のための行政措置として、昭和29年2月12日蔵計第280号「ガス障害者救済のための特別措置要綱」及び「ガス障害者救済のための特別措置実施要領」を制定し、毒ガスに起因する疾病についての療養、年金及び一時金に係る費用の全額を国庫負担とすることとした。

忠海製造所における作業従事者は、全てが旧陸軍共済組合の組合員とは限らず、また、ガス製造に従事したか否かの事実も不明のため、その確認を行うための機関として、昭和29年2月12日蔵計第280号「ガス障害調査委員会規定」を制定し、この規定に基づき、連合会理事長の諮問機関として「ガス障害調査委員会」が発足した。

その後、昭和53年には、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠（以下「忠海分廠」という）の従業員も救済対象となり、同委員会に二部制が設置され、平成5年4月には旧東京第二陸軍造兵廠曽根製造所（以下「曽根製造所」という）も追加指定され、「ガス障害曽根調査委員会」が発足した（詳細は連合会『五十年史（下）』966頁以下参照）。

平成11年6月の「ガス障害者救済のための特別措置実施要領」の改正（平成11年6月3日蔵計第1492号）により、新たに旧相模海軍工廠の従業員のうち旧海軍共済組合員で毒ガス製造に直接携わっていた者への救済措置が講じられることとなり、旧相模海軍工廠の従業員についてその事実を確認するための「ガス障害相模調査委員会」を発足させて、認定審査会に送付するために必要な事実関係を調査することとなった。

なお、「ガス障害調査委員会規定」については、表2のとおり。

表1　各委員会の構成等について

○ ガス障害忠海調査委員会	○ ガス障害曽根調査委員会	○ ガス障害相模調査委員会
委員長　中国財務局長	委員長　福岡財務支局長	委員長　関東財務局長
委員　12人以内	委員　5人以内	委員　7人以内
幹事　中国財務局理財部主計第一課長	幹事　福岡財務支局理財部主計課長	幹事　関東財務局理財部主計第3課長
最終開催日　平成15年10月7日（第154回）	最終開催日　平成22年3月9日（第24回）	最終開催日　平成21年5月20日（第23回）

表2　ガス障害調査委員会規定

ガス障害調査委員会規定

（昭和29年2月12日蔵計第280号）

改正

第1章　総則

（名称）

第1条　本委員会は、ガス障害調査委員会（以下「調査委員会」という。）という。

（目的）

第2条　調査委員会は国家公務員共済組合連合会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、旧陸軍造兵廠忠海製造所（以下「忠海製造所」という。）、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠（以下「忠海分廠」という。）、旧陸軍造兵廠曽根製造所（以下「曽根製造所」という。）及び旧相模海軍工廠（以下「相模工廠」という。）の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事したことの事実を確認し、並びに従業員のうち、ガス障害に罹ったものの事実（純医学的事項を除く）を調査整理してこれをガス障害認定審査会（以下「認定審査会」という。）に送付するため必要な調査をするとともに、ガス障害者救済のための特別措置要綱に関連する事項を処理することを目的とする。

（場所）

第3条　調査委員会は中国財務局及び福岡財務支局並びに関東財務局に置く。

2　中国財務局に置く調査委員会（以下「忠海調査委員会」という。）にあっては忠海製造所及び忠海分廠に関する事項を、福岡財務支局に置く調査委員会（以下「曽根調査委員会」という。）にあっては曽根製造所に関する事項を、関東財務局に置く調査委員会（以下「相模調査委員会」という。）にあっては相模工廠に関する事項を処理する。

第2章　役員

（役員）

第4条　調査委員会に以下の役員を置き理事長がこれを委嘱する。

（1）忠海調査委員会
　委員長
　委員　12名以内
　幹事

（2）曽根調査委員会
　委員長
　委員　5名以内
　幹事

（3）相模調査委員会
　委員長
　委員　7名以内
　幹事

2　調査委員会に部会を置くことができる。

3　部会に属すべき委員は委員長が指名する。

4　部会に部会長を置く。部会長は委員長を兼ねるものとする。

5　部会の確認は、調査委員会の確認とみなす。

第5条　委員長は忠海調査委員会にあっては中国財務局長の、曽根調査委員会にあっては福岡財務支局長の、相模調査委員会にあっては関東財務局長の職にあるものを以てこれに充てる。
第6条　委員は、忠海製造所、忠海分廠、曽根製造所若しくは相模工廠でガス製造等の業務に従事していた者、学識経験のある者又は関係行政機関の職員若しくは職員であった者を以てこれに充てる。
2　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。
第7条　幹事は、忠海調査委員会にあっては中国財務局理財部主計第1課長を、曽根調査委員会にあっては福岡財務支局理財部主計課長を、相模調査委員会にあっては関東財務局理財部主計第三課長を以てこれに充てる。
（役員の職務）
第8条　委員長は調査委員会を主宰し、議案の審議及び調査に当り意見申立事項等の処理に当る。
2　委員長に事故があるときは、当該財務局又は福岡財務支局の理財部長（部長に事故あるときは、次長）が前項の職務を代理する。
第9条　委員は、委員会に出席して議案を審査し且つガス障害についての調査、整理に任ずると共に意見申立事項の処理に当る。
第10条　幹事は、委員長の旨を受け事務を掌る。

第3章　会議
（招集）
第11条　調査委員会は必要に応じ委員長これを招集する。
第12条　調査委員会開催の必要あるときは特に急を要する場合の外通常5日前迄に各委員に通知する。
第13条　委員で特に調査委員会に提出したい議案があるときは予めこれを幹事に通知する。
（会議）
第14条　調査委員会は主として以下の事項を掌る。
（1）忠海製造所、忠海分廠、曽根製造所及び相模工廠の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事していたかどうか並びにその身分、同勤務期間、職種及び職場配置の調査。
（2）公務傷病年金申立者にあっては、その年金算定基準給料の調査。
（3）ガス障害者救済のための特別措置要綱（昭和29.2.12蔵計第280号）に関連する意見申立（純医学的事項を除く）の処理に関する事項。
（4）その他ガス障害についての純医学的以外の事項。
第15条　調査委員会は、審議上必要があるときは、ガス障害者（ガス障害による療養又は年金受給権確認申立者共）から事情を聞き、又認定審査会の意見を聞くことができる。

第4章　雑則
第16条　審査した事項は議事録に記載し速やかに理事長に報告する。
第17条　本規定に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会の議を経て定める。

附　則
この改正は、平成22年6月30日から施行する。

第2節　ガス障害認定審査会

昭和29年2月、「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（以下「特別措置要綱」という）が大蔵省から連合会に通達され、「ガス障害認定審査会規定」（昭和29年2月12日蔵計第280号）に基づき「ガス障害認定審査会」が連合会理事長の諮問機関として発足した（詳細は連合会『二十五年史』1203頁以下参照）。

平成11年6月、ガス障害認定審査会では、新たに旧相模海軍工廠の従業員のうち旧海軍共済組合員で毒ガス製造に直接携わっていた者について、療養の要否に関する認定及びその障害による年金受給権確認上必要な障害の程度につき審査するとともに、特別措置要綱に関連する医学的事項を処理することとなった。

これまで、同審査会は年1回から6回開催し、ガス障害者（医療手帳交付者）の療養の要否に関する認定及び認定患者の死亡に係る公務傷病一時金の障害の程度について審議している。なお、同審査会は令和5年度までに234次まで開催しており、延べ認定件数は2,179人、公務傷病一時金の障害程度の認定は1,816人を数え、ガス障害者の平均年齢は令和6年3月末現在で97歳超となっている。

なお、「ガス障害認定審査会規定」については、表3のとおり。

表3　ガス障害認定審査会規定

ガス障害認定審査会規定
（昭和29年2月12日蔵計第280号）
改正

第1章　総則
（名称）
第1条　本審査会は、ガス障害認定審査会（以下「認定審査会」という。）という。
（目的）
第2条　認定審査会は国家公務員共済組合連合会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠、旧陸軍造兵廠曽根製造所及び旧相模海軍工廠の従業員のうち旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員で、ガス製造等の業務に直接従事していた者についてガス障害に罹つたものの治療の要否に関する認定、並びにガス障害による年金受給権確認上必要なる障害の程度につき審議するとともに、ガス障害者救済のための特別措置要綱に関連する事項を処理するを目的とする。
（場所）
第3条　認定審査会は呉共済病院に置く。

第2章　役員
（役員）
第4条　認定審査会に、以下の役員を置き、理事長これを委嘱する。
会長
委員　7名以内

幹事　1名

必要に応じ臨時委員、同幹事を置くことができる。

第5条　会長は認定審査会委員のうちからこれを互選する。

第6条　認定審査会委員は、広島大学医学部教授、広島県西部東保健所長、呉共済病院長及び呉共済病院忠海分院長の職にある者を以てこれに充てる。

以上の外理事長は学識経験者を委員又は臨時委員に委嘱する。

第7条　幹事は呉共済病院事務部長の職にある者を充てる。

理事長は事務精通者に臨時幹事を委嘱することができる。

（役員の職務）

第8条　会長は、認定審査会を主宰し、議案の審議及び意見申立事項を処理する。

会長事故あるときは、委員の互選によりその職務を代理するものを決める。

第9条　委員は認定審査会に出席して議案を審議する。

第10条　幹事は会長の旨を受け認定審査会に提出する議案を準備し議事を記録して、速やかに報告する。

第3章　会議

第11条　認定審査会は、必要に応じ会長これを招集する。

第12条　認定審査会開催の必要あるときは、特に急を要する場合の外通常5日前迄に、各委員に通知する。

第13条　委員で特に認定審査会に提出したい議案があるときは、予めこれを幹事に通知する。

（会議）

第14条　認定審査会は主として以下の事項を審議する。

（1）ガス障害として治療を要するかどうかについての認定に関する事項。

（2）ガス障害による障害の程度が公務傷病年金受給資格に該当するかどうかについての認定並びにその等級に関する事項。

（3）ガス障害についての医学的検査その他これに関連し必要なる事項。

（4）ガス障害者救済のための特別措置要綱（昭和29年2月12日蔵計第280号）に関連する意見申立中純医学的事項の処理に関する事項。

第15条　認定審査会は、審議上必要があるときは、ガス障害調査委員会委員又はガス障害者の意見をもとめることができる。

第16条　認定審査会の審議は軽微なるもの及び已むを得ない事情があるときは書面によることができる。

又認定審査会委員は、議案につき書面により意見を述べることができる。

第17条　審議に方り各委員の意見異るときは、多数決による。

第4章　雑則

第18条　審議事項は、議事録に記載し速やかに理事長に報告する。

特に各委員の意見異る場合に於ては、その賛否の状況を明らかにし理事長に報告する。

第19条　本規定に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が認定審査会の議を経て定める。

附　則

この改正は、平成27年4月24日から施行する。

第4編　国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第3部
委 員 会

第1章

国家公務員共済組合連合会評価委員会

第1節　評価委員会の設置について

第1　第三者評価制度の導入経緯

平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、連合会は、国の政策実施機関以外の法人として整理すべきであるとして、共済組合類型の法人として整理された。このため、事業運営の仕組みについては基本的に従来どおりとされたが、特殊法人等整理合理化計画に「第三者による評価制度を導入する」との1項目が盛り込まれた(表1)。

このことを受け、第三者評価制度の導入に向け準備を開始し、以後、連合会における第三者評価制度の意義、役割、評価項目、評価の方法等について検討を行うこととなった。

第2　評価委員会の設置

平成16年7月1日、連合会の事業実績に関する評価を実施し、運営審議会等での効果的、効率的な調査・審議に資するとともに、業務運営の透明性を高めることを目的として、「国家公務員共済組合連合会評価委員会運営要領」(表2)を策定した。これにより、評価委員会が設置され、連合会では平成15年度の事業実績から、第三者による評価が実施されることとなった。

また、同日付で「評価の基本方針」(表3)を策定し、評価の対象事業は、資産運用業務、宿泊事業及び医療事業の3事業を中心に評価を行うこと、各事業に対する評価は、連合会にとっては、国家公務員等の将来の年金給付の財源となる年金資産の保全が重要な責務であることに鑑み、評価を行うこととした。

表1　特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）

各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき事項

(2) 認可法人

法　人　名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
国家公務員共済組合連合会	【国家公務員の年金積立金の運用、年金の給付】 ○積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。 【医療施設、宿泊施設等】 ○組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている医療施設・宿泊施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。 ○事業実績が小さい又は利用者の範囲が限定的な住宅事業、保健事業、物資事業は廃止する。 【全体】 ○業務の見直しと並行して、効率化の観点から、体制の見直しを行う。 ○第三者による評価制度を導入する。
	●共済組合類型の法人として整理する。

表2　国家公務員共済組合連合会評価委員会運営要領

国家公務員共済組合連合会評価委員会運営要領

（平成16年7月1日）

（目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の事業の実績に関する評価を実施し、よって、運営審議会等での効果的、効率的な調査・審議に資するとともに、業務運営の透明性を高めることを目的として連合会評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　委員会は、委員4人で組織する。

2　委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条　委員は、学識経験のある者のうちから、連合会理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2　臨時専門委員は、当該特別の事項又は専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

（委員の任期等）

第4条　委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時専門委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項又は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第5条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第6条　委員会は委員長が招集する。

（議事）

第7条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時専門委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第8条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、理事長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（評価結果の報告等）

第9条　評価結果については、理事長に報告し、理事長が運営審議会等に報告するとともに組合員に開示するものとする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

（雑則）

第11条　この要領に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が委員会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

表3　評価の基本方針

令和5年8月7日（一部改正）

評価の基本方針

1. 評価の目的

連合会事業の基本方針・中期計画及びこれに基づく各事業年度の実施状況を調査・分析し、客観的な評価を行うことによって、業務運営の改善に資することを目的とする。

2. 評価の対象事業

資産運用業務、宿泊事業及び医療事業の3事業を中心に評価を行う。

3. 評価の視点

連合会にとっては、国家公務員等の将来の年金給付の財源となる年金資産の保全が重要な責務であることに鑑み、各事業に対して行う評価は、主として以下の視点により実施することとする。

資産運用…年金資産の安全かつ効率的な運用

医療事業…財務内容の改善、医療安全にかかる内部管理の充実

宿泊事業…財務内容の改善

4. 評価の内容

評価委員会は、上記3の「評価の視点」に関連する下記項目の実績を踏まえ、当該事業全体の評価を行う。

資産運用…「厚生年金保険給付積立金の管理運用の方針」、「退職等年金給付積立金の管理運用方針」及び「経過的長期給付積立金の管理運用方針」（以下「管理運用方針」という。）の実施状況について、その運営結果も含め、総合的に評価

①デュープロセス（法令や管理運用方針に照らした適合性）

②年金資産の安全かつ効率的な運用（運用の諸環境に照らした妥当性、リスクの回避措置等）

③運用体制の整備等

医療事業…事業運営の健全性確保の観点から、「第三次連合会病院中期計画」に照らした経営実績を評価

①財務内容の改善（当期損益の改善、長期借入金の返済、医業収支比率の改善）

②経営改善策（中期計画に定める重点施策の実施）

③医療安全にかかる内部管理の充実

宿泊事業…事業運営の健全化の観点から、「宿泊事業経営再生5か年計画」に照らした経営実績を評価

①財務内容の改善（営業損益の改善、長期借入金の返済、営業損益赤字施設の解消等）

②経営改善策等

5. 評価方法

事業実績評価は、各事業毎に記述式により行うこととし、組合員にわかりやすい内容となるよう留意する。また、実績評価に併せて、改善すべき事項、目標・計画の妥当性などの意見等を付記する。

6. 実施要領

評価対象事業を担当する各部は、事業実績説明資料を作成し、評価委員会事務局に提出する。

評価委員会は、連合会各担当部より、上記資料の説明を受ける等により、事業実績の調査・分析を行い、本基本方針に基づき、評価書を取りまとめ、理事長に報告する。

なお、評価委員会は、要すれば、各部の説明に加え、事業ごとに設置されている委員会の委員長からも意見を聴取することとする。

7. 評価書の開示

連合会理事長は、評価委員会から提出された評価書については、運営審議会、関連する事業懇談会及び事業ごとの委員会に報告するとともに、KKR紙やホームページにより一般組合員に対しても速やかに開示するものとする。

第3　評価委員会の委員

評価委員会の委員については、資料編　組織及び構成員等Ⅶ「1 国家公務員共済組合連合会評価委員」を参照のこと。

第4　評価委員会の開催

評価委員会の開催については、平成16年8月24日の初開催以降令和5年度まで計58回開催しており、各年度3回（各年度とも1回目は事業実績の報告、2回目は実績評価の報告、3回目は評価報告書の審議）の開催としている（各回の開催日等は資料編　年表「連合会関係」を参照のこと）。

なお、上記以外に「その他の報告事項」として、委員会に報告した事項は表4のとおり。

表4　その他の報告事項

	回（開催年月日）	報告事項
1	第 9回（平成19年10月10日）	・被用者年金制度の一元化について
2	第12回（平成20年 9月18日）	・ねんきん特別便の概要について
3	第14回（平成21年 9月 3日）	・平成21年財政再計算の結果について ・基礎年金交付金の過不足問題について
4	第15回（平成21年10月 9日）	・基礎年金交付金問題に係る再発防止策について
5	第17回（平成22年 7月29日）	・基礎年金交付金問題に係る再発防止策の実施状況 ・基礎年金交付金問題に係る再発防止策の実施状況に対する内部監査及び結果について
6	第18回（平成22年 9月 9日）	・消耗品等の購入に係る不適切な経理処理について
7	第20回（平成23年 7月25日）	・不適切な経理処理に係る再発防止策の実施状況について
8	第24回（平成24年 9月26日）	・被用者年金一元化等について

	回（開催年月日）	報告事項
9	第29回（平成26年 8月 4日）	・平成26年財政再計算結果について
10	第34回（平成27年10月22日）	・退職等年金給付制度について ・年金積立金の管理運用の方針について
11	第56回（令和 5年 8月 3日）	・貸付事業の創設について
12	第57回（令和 5年10月 6日）	・貸付事業の創設について

第2節　国家公務員共済組合連合会広報委員会等

第1　国家公務員共済組合連合会広報委員会の設置

連合会における広報活動の充実、効率化に資するため、広報の在り方及びその具体的方策等の検討を行うとともに、各部で実施する広報について総合的な調整を図ることを目的として、本部に「国家公務員共済組合連合会広報委員会設置要領」（表5）を制定し、事務局を総務部広報課とした。

なお、平成17年11月に「ホームページ運営要領」（平成29年7月1日廃止）を制定した以降、同委員会は開催されていないが、今後については、必要に応じて開催することとしている。

表5　国家公務員共済組合連合会広報委員会設置要領

国家公務員共済組合連合会広報委員会設置要領

1　目　的

連合会における広報活動の充実、効率化に資するため、広報のあり方及びその具体的方策等の検討を行うとともに、各部で実施する広報について総合的な調整を図ることを目的として、本部に国家公務員共済組合連合会広報委員会（以下「広報委員会」という。）を設置する。

2　組　織

（1）広報委員会は、次の者により構成する。

委員長　専務理事（専務理事が置かれないとき、又は理事長が特に定める場合にあっては、総務部担当常務理事）

委　員　総務部長、経理部長、年金部長、年金企画部長、旧令年金部長、病院部長、旧令病院部長、施設部長、管財部長、特定事業部長、広報委員会の活動を実効あらしめるため、広報委員会の下に関係各部の課長代理クラスの者を中心とする広報委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（2）委員長は、特定の案件を検討するため関係する委員で構成する分科会を開催することができる。

（3）広報委員会及び作業部会の事務局は、総務部広報課に置く。

3　広報委員会は、以下の事項を主として、検討・審議する。

（1）既存媒体による広報活動の充実について

（2）インターネットホームページの取扱いについて

（3）霞ヶ関WANへの加入について

4　広報委員会は、必要に応じて検討・審議結果を理事長に報告する。

附　則

この要領は、平成10年6月4日から施行する。

附　則

この改正は、平成11年7月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

第2　KKR編集委員会の設置

KKR編集委員会については、昭和45年に開催された各共済組合の担当課長会議において、委員会は事務主管者側代表、組合員代表、連合会委員の三者構成とし、委員は連合会理事長が委嘱する旨等の申合せがなされ設置が決められており、連合会に設置根拠となる内規等は設けられていない状況であった。

このため、外部委員の交代時の手続きにおいては、交代する委員から設置根拠を求められた際に明確な根拠を提示できないなどの問題が発生することがあり、将来的に委員会の構成や役割等を見直すような事態が生じた場合の対応も想定すると設置根拠は明確に内規として定めておく必要があると思料されたことから、平成26年4月17日付「KKR編集委員会設置要領」（表6）を制定し、事務局を総務部広報課とした。

なお、本要領の制定は、実態に即した内規の整備であり、委員会の運営上特に変更点等があるものではなく、従来のとおり定期的に毎月1回定例会を開催している。

表6　KKR編集委員会設置要領

KKR編集委員会設置要領

（目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、加入共済組合の組合員に向けて発行する広報紙「KKR」の編集に資するため、連合会にKKR編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

（編集委員会の組織）

第2条　編集委員会は、委員10名をもって組織する。

2　委員は、組合員を代表する者、共済組合事務主管者を代表する者それぞれ3名及び連合会を代表する者4名とし、連合会理事長が委嘱する。

3　委員は、編集委員会に出席して議案を審議する。

（業務）

第3条　編集委員会では、次の事項について委員の意見を徴する。

（1）広報紙「KKR」の編集、発行
（2）発行された広報紙「KKR」の紙面の評価
（3）ホームページ等における広報紙「KKR」の告知等に関すること
（会議）
第4条　編集委員会は、毎月1回定例会議を開催するほか、必要に応じて開催するものとする。
2　編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
（庶務）
第5条　編集委員会の庶務は、総務部広報課で行うこととする。
附　則
この要領は、平成26年4月17日から施行する。
附　則
この要領は、平成29年7月1日から施行する。

第3節　国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会

第1　コンプライアンス体制構築準備室の設置

平成27年2月25日に実施された連合会の積立金等の運用の基本方針の改正に当たり、資産運用委員会より、コンプライアンス委員会の設置を求められ、また、厚生年金を取り扱っている日本年金機構においては、内部統制システム構築の取組みの一つとしてコンプライアンス委員会及び担当部署を設置して、コンプライアンスの確保に努めていることから、当会においてもコンプライアンスを確保するための体制を構築することとなった。

コンプライアンス体制の構築に当たっては、関連規定の整備等の準備作業が必要なことから、コンプライアンス体制構築準備室を設置し、コンプライアンス・プログラム（表7）によりコンプライアンスの推進に取り組むこととなった。

表7　国家公務員共済組合連合会本部平成27年度コンプライアンス・プログラム

国家公務員共済組合連合会本部平成27年度コンプライアンス・プログラム
（平成27年10月1日）

国家公務員共済組合連合会本部（以下「連合会本部」という。）におけるコンプライアンスを確保するため、平成27年度において次のとおり取り組む。
1　コンプライアンス推進業務の開始に関する周知
連合会本部におけるコンプライアンスを推進するための体制（コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室、コンプライアンス総括責任者・同責任者・同管理者）を整備するとともに、必要な規程等（コンプライアンス推進規程、役職員行動規範、コンプライアンス委員会設置要領）を整備し、コンプライアンスの推進に関する業務を開始したことについて、周知を行う。

2　コンプライアンス委員会の開催
連合会本部におけるコンプライアンスに関する重要事項を審議するため、コンプライアンス委員会を2回開催する（平成27年10月及び平成28年3月を予定）。
また、コンプライアンス事案（重要なものに限る。）が発生したときは、当該事案への対応を審議するため、随時開催する。
3　コンプライアンス事案への対応
連合会本部におけるコンプライアンス事案を把握したときは、通報者の保護に留意しつつ、必要な調査を行い、適切な是正措置及び再発防止措置を講じる。
コンプライアンス推進室は、連合会本部におけるコンプライアンス事案のうち推進規程第11条に定める通報及び相談により把握したものは、必要な調査を行い、適切な是正措置及び再発防止措置を講じる。また、各部（室）が対応した連合会本部におけるコンプライアンス事案については、調査結果、是正措置及び再発防止措置の確認を行う。
4　コンプライアンスに関する研修の実施（教材の作成を含む）
連合会本部の役員、参与、顧問、職員、非常勤職員及び派遣職員（以下「役職員」という。）によるコンプライアンスを確保するため、本部役職員行動規範の理解に資する実際の業務に即した事例やコンプライアンス事案に接したときの適切な対応の在り方等を解説した教材を作成し、研修を実施する。

第2　国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会の設置

連合会本部におけるコンプライアンスを推進するため、平成27年10月1日に、コンプライアンスに関する重要事項を審議する国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会を設置（表8）するとともに、同委員会の審議を経て、総務部内にコンプライアンス推進室を設置した。同委員会においては令和5年3月までに16回の検討会議を開いている（表9）。

病院、宿泊施設に対しては、病院部、旧令病院部、宿泊事業部の各担当部が、各種会議等においてコンプライアンスの徹底を図るよう指導しているほか、本部が実施し、病院等の職員が参加する階層別研修（課長・師長研修、係長・主任研修等）のカリキュラムにも「コンプライアンスの徹底」を組み込み、鋭意コンプライアンスの推進に努めている。また、個々に問題が発生した場合には、本部と病院等が一丸となって、必要な調査を行い、是正措置及び再発防止措置を講じるなど、適切に対応することとしている。

表8　国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会設置要領

国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会設置要領

（目的）
第1条　国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第4条に基づき、国家公務員共済組合連合会本部（以下「連合会本部」という。）のコンプライアンスに関する重要事項を審議するため、国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（委員会の構成及び事務局）

第2条　委員会は、理事長、専務理事、常務理事、総務部長及び理事長が委嘱する顧問弁護士により構成する。

2　委員長は理事長とする。

3　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4　委員長に事故があったときは、コンプライアンス推進室担当常務理事がその職務を代行する。

5　委員会を構成する者は、自らが関係するコンプライアンス事案については第4条第3号に定める審議に参加してはならない。

6　委員会の事務局は総務部コンプライアンス推進室に置く。

（委員会の招集）

第3条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、必要があると認めるときは、推進規程第6条第1項に定めるコンプライアンス責任者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3　委員長は、コンプライアンスに関する専門的な事項を調査させるため必要があると認めるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

（審議事項）

第4条　委員会は、連合会本部における次の各号に定める事項を審議する。

（1）コンプライアンスの推進に係る基本的な方針に関する事項

（2）コンプライアンス・プログラムに関する事項

（3）コンプライアンス事案への対応に関する事項

（4）その他コンプライアンスに関する重要事項

（守秘義務）

第5条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附　則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

表9　コンプライアンス委員会の検討経過等

会議名	開催日（場所）	議　題
第1回コンプライアンス委員会	平27.10.1 九段合同庁舎	1 国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス推進規程（案）等について 2 国家公務員共済組合連合会本部平成27年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第2回コンプライアンス委員会	平28.3.8 九段合同庁舎	1 平成27年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成28年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第3回コンプライアンス委員会	平28.10.5 九段合同庁舎	1 平成28年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成28年度下半期コンプライアンスの推進計画について 3 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第4回コンプライアンス委員会	平29.3.10 九段合同庁舎	1 平成28年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成29年度コンプライアンス・プログラム（案）について 3 その他
第5回コンプライアンス委員会	平29.10 報告書をもって委員会の審議を了する	1 平成29年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成29年度下半期コンプライアンスの推進計画について
第6回コンプライアンス委員会	平30.3.6 九段合同庁舎	1 平成29年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成30年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第7回コンプライアンス委員会	平30.10 報告書をもって委員会の審議を了する	1 平成30年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成30年度下半期コンプライアンスの推進計画について
第8回コンプライアンス委員会	平31.3.11 九段合同庁舎	1 平成30年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 平成31年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第9回コンプライアンス委員会	令元.10 報告書をもって委員会の審議を了する	1 令和元年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和元年度下半期コンプライアンスの推進計画について
第10回コンプライアンス委員会	令2.3.26 九段合同庁舎	1 令和元年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和2年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第11回コンプライアンス委員会	令2.10 報告書をもって委員会の審議を了する	1 令和2年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和2年度下半期コンプライアンスの推進計画について
第12回コンプライアンス委員会	令3.3.26 九段合同庁舎	1 令和2年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和3年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第13回コンプライアンス委員会	令3.10 報告書をもって委員会の審議を了する	1 令和3年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和3年度下半期コンプライアンスの推進計画について
第14回コンプライアンス委員会	令4.3.30 九段合同庁舎	1 令和3年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和4年度コンプライアンス・プログラム（案）について
第15回コンプライアンス委員会	令4.10 報告書をもって委員会の審議を了する	1 令和4年度上半期コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和4年度下半期コンプライアンスの推進計画について

会議名	開催日（場所）	議　題
第16回コンプライアンス委員会	令5.3.28 九段合同庁舎	1 令和4年度コンプライアンスの推進状況等について（報告） 2 令和5年度コンプライアンス・プログラム（案）について

第4節　国家公務員共済組合連合会資産運用委員会

第1　資産運用委員会の設置

平成13年４月に連合会の年金積立金運用は、国共法施行令が改正され、公的年金制度の一つとして国民年金・厚生年金と同様に自己責任原則に基づき市場運用を行うこととなり、連合会は積立金等の管理及び運用についての基本的な方針を定めた「積立金等の運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）の策定が義務づけられた。

基本方針の中で運用の基本方針、基本ポートフォリオ等の重要事項の策定及び改定等については外部の学識経験者等から意見を聴き、助言を受けるため、理事長の諮問機関として資産運用委員会（以下「委員会」という。）の設置を定めた。

これを受け、平成13年7月1日付で「資産運用委員会設置要綱」を定め、委員会が設置された。

被用者年金一元化（平成27年10月）後においては、各年金積立金（厚生年金給付、退職等年金給付、経過的長期給付）の法に基づき連合会に策定が義務づけられた「管理運用の方針」に外部有識者の活用として委員会の設置を定めている。

なお、委員会の開催状況は表10のとおりである。

表10　資産運用委員会開催状況

会議名	開催日（場所）	議　題
第1回資産運用委員会	平13.7.16 KKRホテル東京	1 資産運用委員会の設置について 2 専門委員の選任について 3 積立金等の運用の現状と問題点について 4「積立金等の運用の基本方針」（13/4/1版）について 5 今後の進め方について
第2回資産運用委員会	平13.9.25 KKRホテル東京	1 運用の基本的な考え方 2 資産区分の考え方 3 基本ポートフォリオの構築における問題点 4 その他 （専門委員によるプレゼンテーション）
第3回資産運用委員会	平13.11.2 KKRホテル東京	1 アセットミックスの具体的な策定 2 その他 （専門委員によるプレゼンテーション）
第4回資産運用委員会	平13.11.30 KKRホテル東京	1「積立金等の運用の基本方針」の見直しについて 2 論点整理　・運用の基本的な考え方 ・資産区分の考え方 ・基本ポートフォリオの構築における問題点 3 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第5回資産運用委員会	平13.12.18 KKRホテル東京	1 資産運用委員会報告書（案）について 2 基本ポートフォリオの策定について ①中期経済予測について（野村総合研究所） ②具体的な基本ポートフォリオ（案）について 3 その他
第6回資産運用委員会	平14.2.7 KKRホテル東京	1 資産運用委員会報告書について 2 その他
第7回資産運用委員会	平14.3.7 KKRホテル東京	1「積立金等の運用の基本方針」の改正について 2 平成13年度運用状況（見込み）及び平成14年度運用計画について 3 その他
第8回資産運用委員会	平14.6.3 KKRホテル東京	1 平成13年度決算（長期経理）について 2 プレゼンテーション 3 マネージャーストラクチャーについて 4 その他
第9回資産運用委員会	平14.7.15 KKRホテル東京	1 マネージャーストラクチャーの再構築について 2 その他
第10回資産運用委員会	平14.10.28～30 持ち回り開催	1 マネージャーストラクチャーの再構築に係る管理マネージャーの採用について
第11回資産運用委員会	平15.1.28 KKRホテル東京	1 運用マネージャーの採用について 2 マネージャーストラクチャー（運用スタイル別資産配分）について 3 運用上の課題のレビュー 4 貸付制度の改正について
第12回資産運用委員会	平15.3.14 KKRホテル東京	1「積立金等の運用の基本方針」の改正について 2 平成14年度運用状況見込み及び平成15年度運用計画について 3 貸付制度の改正について 4 その他
第13回資産運用委員会	平15.6.23 KKRホテル東京	1 平成14年度の運用状況について 2 マネージャーストラクチャーの再構築について 3 その他
第14回資産運用委員会	平15.10.10 KKRホテル東京	1 組合貸付金の流動化・証券化について（プレゼンテーション） 2 その他
第15回資産運用委員会	平15.12.19 KKRホテル東京	1 組合貸付金の流動化・証券化の進捗状況等について（アレンジャーによるプレゼンテーション） 2 コーポレートガバナンスについて 3 その他
第16回資産運用委員会	平16.3.15 KKRホテル東京	1 平成16年度事業計画及び予算（案）について ①平成15年度運用状況見込み及び平成16年度運用計画について ②「積立金等の運用の基本方針」の改正について ③旧令医療経理に対する投資不動産の投資要綱改正について 2「株主議決権行使について（意見書（案））」について 3 その他
第17回資産運用委員会	平16.6.9 KKRホテル東京	1 平成15年度の運用状況について 2 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第18回資産運用委員会	平17.2.22 KKRホテル東京	1 組合貸付金の流動化・証券化 2 平成16年年金財政再計算 3 資産運用上の課題と現状 4 基本ポートフォリオの見直しについて 5 その他
第19回資産運用委員会	平17.3.16 如水会館	1 資産運用委員会意見書（案）について 2 積立金等の運用の基本方針の改正案について 3 平成16年度運用状況（見込み）及び平成17年度運用計画 4 その他
第20回資産運用委員会	平17.6.13 KKRホテル東京	1 平成16年度の運用状況について 2 コーポレートガバナンスについて 3 その他
第21回資産運用委員会	平18.3.9 KKRホテル東京	1 平成17年度運用状況見込み及び平成18年度運用計画について 2 積立金等の運用の基本方針の改正について 3 被用者年金一元化の検討状況について 4 その他
第22回資産運用委員会	平18.6.16 KKRホテル東京	1 平成17年度の運用状況について 2 その他
第23回資産運用委員会	平19.3.12 KKRホテル東京	1 平成18年度運用状況見込み及び平成19年度運用計画について 2 その他
第24回資産運用委員会	平19.6.13 KKRホテル東京	1 平成18年度の運用状況について 2 その他
第25回資産運用委員会	平20.3.12 九段合同庁舎	1 平成19年度運用状況見込み及び平成20年度運用計画について 2 積立金等の運用の基本方針の改正について 3 その他
第26回資産運用委員会	平20.6.16 KKRホテル東京	1 平成19年度の運用状況について 2 その他
第27回資産運用委員会	平21.3.11 KKRホテル東京	1 平成20年度運用状況見込み及び平成21年度運用計画について 2 その他
第28回資産運用委員会	平21.6.19 KKRホテル東京	1 平成20年度の運用状況について 2 その他
第29回資産運用委員会	平21.11.24 KKRホテル東京	1 現行基本ポートフォリオの見直しについて 2 その他
第30回資産運用委員会	平22.2.8 KKRホテル東京	1 現行基本ポートフォリオの見直しについて 2 その他
第31回資産運用委員会	平22.3.8 KKRホテル東京	1 平成21年度運用状況見込み及び平成22年度運用計画について 2 現行基本ポートフォリオの見直しについて 3 積立金等の運用の基本方針の改正について 4 その他
第32回資産運用委員会	平22.6.8 KKRホテル東京	1 平成21年度の運用状況について 2 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第33回資産運用委員会	平23.3.7 KKRホテル東京	1 平成22年度運用状況見込み及び平成23年度運用計画について 2 その他
第34回資産運用委員会	平23.6.17 九段合同庁舎	1 平成22年度の運用状況について 2 その他
第35回資産運用委員会	平24.3.8 九段合同庁舎	1 平成23年度運用状況見込み及び平成24年度運用計画について 2 その他
第36回資産運用委員会	平24.6.13 九段合同庁舎	1 平成23年度の運用状況について 2 被用者年金制度の一元化について 3 その他
第37回資産運用委員会	平25.3.6 九段合同庁舎	1 平成24年度運用状況見込み及び平成25年度運用計画について 2 被用者年金制度の一元化について 3 その他
第38回資産運用委員会	平25.6.10 九段合同庁舎	1 平成24年度の運用状況について 2 基本ポートフォリオの見直しについて 3 その他
第39回資産運用委員会	平25.10.4 九段合同庁舎	1 基本ポートフォリオの見直しについて 2 その他
第40回資産運用委員会	平25.10.18 KKRホテル東京	1「基本ポートフォリオの見直しについて（意見書）」について 2「積立金等の運用の基本方針」の改正について 3 その他
第41回資産運用委員会	平26.3.11 九段合同庁舎	1 平成25年度の運用状況（見込み）・平成26年度運用計画について 2 その他
第42回資産運用委員会	平26.6.6 九段合同庁舎	1 平成25年度の運用状況について 2 その他
第43回資産運用委員会	平26.7.28 九段合同庁舎	1 財政再計算結果について 2 その他
第44回資産運用委員会	平26.9.12 九段合同庁舎	1 基本ポートフォリオの見直しについて 2 その他
第45回資産運用委員会	平26.10.7 九段合同庁舎	1 基本ポートフォリオの見直しについて 2 その他
第46回資産運用委員会	平26.10.31 九段合同庁舎	1 平成26年度四半期運用状況等 2 被用者年金一元化後の管理運用方針の検討（経過的長期給付積立金・退職等年金給付積立金） 3 その他
第47回資産運用委員会	平26.11.17 KKRホテル東京	1 基本ポートフォリオの見直しについて 2 その他
第48回資産運用委員会	平26.12.2 九段合同庁舎	1 資産運用委員会意見書案等について 2 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第49回資産運用委員会	平26.12.15 九段合同庁舎	1「基本ポートフォリオの見直しについて（意見書）」について 2「積立金等の運用の基本方針」の改正について 3 その他
第50回資産運用委員会	平27.2.4～10 持ち回り開催	1 基本ポートフォリオの見直しについて（追加意見）について
第51回資産運用委員会	平27.3.9 九段合同庁舎	1 平成26年度の運用状況（見込み）・平成27年度運用計画について 2 平成26年度四半期運用状況等 3 その他
第52回資産運用委員会	平27.6.1 九段合同庁舎	1 平成26年度の運用状況について 2 積立金等の管理運用方針（骨子）について 3 リスク管理の状況について 4 その他
第53回資産運用委員会	平27.7.13 九段合同庁舎	1 平成27年度四半期運用状況等 2 被用者年金一元化後の管理運用方針について 3 その他
第54回資産運用委員会	平27.8.6 九段合同庁舎	1 積立金の管理運用の方針について 2 その他
第55回資産運用委員会	平27.9.9 九段合同庁舎	1 リスク管理の状況について 2 その他
第56回資産運用委員会	平27.12.9 九段合同庁舎	1 積立金の管理運用の方針について 2 被用者年金一元化における積立金仕分けの状況について 3 平成27年度第2四半期運用状況・リスク管理の状況について 4 インサイダー取引防止規定について 5 情報開示の検討について 6 その他
第57回資産運用委員会	平28.3.15 KKRホテル東京	1 基本ポートフォリオの検証について 2 平成27年度の運用見込み、平成28年度運用計画について 3 平成27年度四半期運用状況・リスク管理の状況について 4 その他
第58回資産運用委員会	平28.6.16 九段合同庁舎	1 平成27年度の運用状況について 2 リスク管理の状況について 3 その他
第59回資産運用委員会	平28.7.27 九段合同庁舎	1 平成27年度業務概況書について 2 平成28年度四半期運用状況等 3 その他
第60回資産運用委員会	平28.9.15 KKRホテル東京	1 運用リスク管理の状況（平成28年度第1四半期）について 2 平成28年度第2四半期（7～8月）の運用状況について 3 その他
第61回資産運用委員会	平28.11.21 KKRホテル東京	1 平成28年度第2四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成28年度第2四半期）について 3 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第62回資産運用委員会	平29.3.9 九段合同庁舎	1 基本ポートフォリオの検証について 2 平成29年度の事業計画について 3 平成28年度四半期の運用状況について 4 運用リスク管理の状況（平成28年度第3四半期）について 5 その他
第63回資産運用委員会	平29.6.16 九段合同庁舎	1 平成28年度の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成28年度末）について 3 その他
第64回資産運用委員会	平29.6.30 KKRホテル東京	1 平成28年度業務概況書について 2 平成29年度四半期の運用状況について 3 その他
第65回資産運用委員会	平29.9.29 九段合同庁舎	1 平成29年度四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成29年度第1四半期）について 3 その他
第66回資産運用委員会	平29.11.17 九段合同庁舎	1 平成29年度四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成29年度第2四半期）について 3 その他
第67回資産運用委員会	平30.1.22 KKRホテル東京	1 平成29年度第3四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成29年度第3四半期）について 3 マネージャー・ストラクチャー（外国株式）について 4 その他
第68回資産運用委員会	平30.3.7 九段合同庁舎	1 基本ポートフォリオの検証について 2 平成29年度の運用見込み、平成30年度運用計画について 3 その他
第69回資産運用委員会	平30.6.8 九段合同庁舎	1 平成29年度の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成29年度末）について 3 マネージャー・ストラクチャー（外国株式）について
第70回資産運用委員会	平30.6.26 九段合同庁舎	1 平成29年度業務概況書について 2 管理運用の方針等の一部変更について
第71回資産運用委員会	平30.7.23 KKRホテル東京	1 平成30年度四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成30年度第1四半期）について
第72回資産運用委員会	平30.10.26 九段合同庁舎	1 平成30年度第2四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成30年度第2四半期）について 3 乖離許容幅およびリバランスの検討 4 その他
第73回資産運用委員会	平31.1.25 九段合同庁舎	1 平成30年度第３四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成30年度第3四半期）について 3 マネージャー・ストラクチャー（国内株式）について 4 オルタナティブ資産（私募REIT）への投資について 5 その他 ・平成29年度厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況についての財務省評価の結果
第74回資産運用委員会	平31.3.14 九段合同庁舎	1 基本ポートフォリオの検証について 2 平成30年度の運用見込み、平成31年度運用計画について 3 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第75回資産運用委員会	令元.6.7 九段合同庁舎	1 平成30年度の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（平成30年度末）について 3 その他
第76回資産運用委員会	令元.6.28 九段合同庁舎	1 平成30年度業務概況書について 2 その他
第77回資産運用委員会	令元.7.26 九段合同庁舎	1 令和元年度第1四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和元年度第1四半期）について 3 その他
第78回資産運用委員会	令元.10.30 KKRホテル東京	1 令和元年度第2四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和元年度第2四半期）について 3 その他 ・厚生年金（公務員共済部分）の財政の現況及び見通しについて －2019年財政検証結果－ ・経過的長期給付（公務員共済）の財政の見通しについて ・社会保障審議会の動向等について
第79回資産運用委員会	令2.1.31 九段合同庁舎	1 令和元年度第3四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和元年度第3四半期）について 3 厚生年金保険給付積立金のポートフォリオについて 4 平成30年度厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況についての財務省評価の結果
第80回資産運用委員会	令2.2.28 九段合同庁舎	1 厚生年金保険給付積立金の基本ポートフォリオ見直しについて 2 その他
第81回資産運用委員会	令2.3.4～11 持ち回り開催	1 令和2年度事業計画について 2 その他
第82回資産運用委員会	令2.6.22～29 持ち回り開催	1 令和元年度の運用状況、運用リスク管理の状況について 2 令和元年度業務概況書について 3 その他
第83回資産運用委員会	令2.7.31 九段合同庁舎	1 令和2年度第1四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和2年度第1四半期）について 3 その他
第84回資産運用委員会	令2.8.24～9.14 持ち回り開催	1 日本版スチュワードシップ・コード再改訂版への対応について 2 その他
第85回資産運用委員会	令2.10.21～11.2 持ち回り開催	1 令和2年度第2四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和2年度第2四半期）について 3 その他
第86回資産運用委員会	令3.1.25～2.1 持ち回り開催	1 令和2年度第3四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和2年度第3四半期）について 3 その他
第87回資産運用委員会	令3.3.9 KKRホテル東京	1 基本ポートフォリオの年次検証等について 2 令和3年度事業計画について 3 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第88回資産運用委員会	令3.6.21 KKRホテル東京	1 令和2年度の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和2年度末）について 3 令和2年度業務概況書について 4 その他
第89回資産運用委員会	令3.7.22～8.4 持ち回り開催	1 令和3年度第1四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和3年度第1四半期）について
第90回資産運用委員会	令3.11.1 KKRホテル東京	1 令和3年度第2四半期の運用状況について 2 運用リスク管理の状況（令和3年度第2四半期）について 3 その他 ・外国債券　政策ベンチマーク（WGBI）中国国債組入れへの対応について ・政策ベンチマークの在り方について ・オルタナティブ投資の進め方について
第91回資産運用委員会	令4.2.3 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和3年度第3四半期） 2 リバランス実務指針の改正について 3 アクティブ比率に関する確認 4 外国債券ポートフォリオのアクティブ水準の調整
第92回資産運用委員会	令4.3.11 KKRホテル東京	1 基本ポートフォリオの年次検証等 2 令和4年度事業計画 3 共済独自資産の保健経理（貸付勘定）への寄託 4 厚生年金保険給付積立金の管理運用の方針等の一部変更（案）
第93回資産運用委員会	令4.6.22 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和3年度） 2 令和3年度業務概況書について
第94回資産運用委員会	令4.8.4 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和4年度第1四半期）
第95回資産運用委員会	令4.10.31 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和4年度第2四半期） 2 その他
第96回資産運用委員会	令5.2.2 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和4年度第3四半期） 2 基本ポートフォリオの年次検証等 3 その他（評価委員会、国共済分科会によるR3年度運用評価／経済前提委員会）
第97回資産運用委員会	令5.3.9 KKRホテル東京	1 令和5年度事業計画について 2 その他
第98回資産運用委員会	令5.6.19 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和4年度） 2 令和4年度業務概況書について
第99回資産運用委員会	令5.8.2 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和5年度第1四半期）
第100回資産運用委員会	令5.10.30 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和5年度第2四半期） 2 その他 ・資産運用委員会設置要綱の一部改正について ・PRI署名について

会議名	開催日（場所）	議　題
第101回資産運用委員会	令6.2.2 KKRホテル東京	1 運用の状況及び運用リスク管理の状況（令和5年度第3四半期） 2 基本ポートフォリオの年次検証 3 その他
第102回資産運用委員会	令6.3.8 KKRホテル東京	1 令和6年度事業計画について 2 その他 ・PRI署名について

第5節　国家公務員共済組合連合会運用リスク管理委員会

平成27年10月の被用者年金一元化後の運用においては、これまでの債券中心の基本ポートフォリオから株式等のリスク性資産への配分が増え、市場リスクが高まる方向となっており、資産運用委員会からはリスク管理体制の強化・充実が要請された。

これにより、各年金積立金（厚生年金給付、退職等年金給付、経過的長期給付）の運用リスクを適宜適切に管理することを目的に理事長を委員長とする内部の役職員で構成する運用リスク管理委員会を平成27年4月1日に設置した。

なお、委員会の開催状況は表11のとおり。

表11　運用リスク管理委員会開催状況

会議名	開催日	議　題
第1回運用リスク管理委員会	平27.5.26	積立金運用に係るリスク管理の観点からの分析結果
第2回運用リスク管理委員会	平27.9.3	1 運用リスク管理の状況（平成27年度第1四半期） 2 投資対象範囲の拡大検討 3 今後の運用リスク管理体制の強化
第3回運用リスク管理委員会	平27.12.3	1 運用リスク管理の状況（平成27年度第2四半期） 2 運用リスク管理方針（案）
第4回運用リスク管理委員会	平28.3.7	1 運用リスク管理方針及び運用リスク管理要領（案） 2 運用リスク管理の状況（平成27年度第3四半期）
第5回運用リスク管理委員会	平28.6.10	1 運用リスク管理の状況（平成27年度末） 2 運用リスク管理担当室の廃止及び運用リスク管理室の新設に伴う諸規定の改正
第6回運用リスク管理委員会	平28.9.8	運用リスクの管理の状況（平成28年度第1四半期）
第7回運用リスク管理委員会	平28.11.17	運用リスクの管理の状況（平成28年度第2四半期）
第8回運用リスク管理委員会	平29.2.28	運用リスクの管理の状況（平成28年度第3四半期）
第9回運用リスク管理委員会	平29.6.12	運用リスクの管理の状況（平成28年度末）
第10回運用リスク管理委員会	平29.8.2	運用リスクの管理の状況（平成29年度第1四半期）
第11回運用リスク管理委員会	平29.11.8	運用リスクの管理の状況（平成29年度第2四半期）
第12回運用リスク管理委員会	平30.1.17	運用リスクの管理の状況（平成29年度第3四半期）

※開催場所は九段合同庁舎（次頁以降も同様）

会議名	開催日	議　題
第13回運用リスク管理委員会	平30.5.21	運用リスクの管理の状況（平成29年度末）
第14回運用リスク管理委員会	平30.7.19	運用リスクの管理の状況（平成30年度第1四半期）
第15回運用リスク管理委員会	平30.10.24	運用リスクの管理の状況（平成30年度第2四半期）
第16回運用リスク管理委員会	平31.1.21	運用リスクの管理の状況（平成30年度第3四半期）
第17回運用リスク管理委員会	令元.6.5	運用リスクの管理の状況（平成30年度末）
第18回運用リスク管理委員会	令元.7.24	運用リスクの管理の状況（令和元年度第1四半期）
第19回運用リスク管理委員会	令元.10.29	運用リスクの管理の状況（令和元年度第2四半期）
第20回運用リスク管理委員会	令2.1.30	運用リスクの管理の状況（令和元年度第3四半期）
第21回運用リスク管理委員会	令2.7.1	運用リスクの管理の状況（令和元年度末）
第22回運用リスク管理委員会	令2.7.27	運用リスクの管理の状況（令和2年度第1四半期）
第23回運用リスク管理委員会	令2.10.29	運用リスクの管理の状況（令和2年度第2四半期）
第24回運用リスク管理委員会	令3.1.28	運用リスクの管理の状況（令和2年度第3四半期）
第25回運用リスク管理委員会	令3.6.10	運用リスクの管理の状況（令和2年度末）
第26回運用リスク管理委員会	令3.7.29	運用リスクの管理の状況（令和3年度第1四半期）
第27回運用リスク管理委員会	令3.10.25	運用リスクの管理の状況（令和3年度第2四半期）
第28回運用リスク管理委員会	令4.1.27	運用リスクの管理の状況（令和3年度第3四半期）
第29回運用リスク管理委員会	令4.6.13	運用リスクの管理の状況（令和3年度末）
第30回運用リスク管理委員会	令4.7.29	運用リスクの管理の状況（令和4年度第1四半期）
第31回運用リスク管理委員会	令4.10.24	運用リスクの管理の状況（令和4年度第2四半期）
第32回運用リスク管理委員会	令5.1.26	運用リスクの管理の状況（令和4年度第3四半期）
第33回運用リスク管理委員会	令5.6.7	運用リスクの管理の状況（令和4年度末）
第34回運用リスク管理委員会	令5.7.26	運用リスクの管理の状況（令和5年度第1四半期）
第35回運用リスク管理委員会	令5.10.23	運用リスクの管理の状況（令和5年度第2四半期）
第36回運用リスク管理委員会	令6.1.31	運用リスクの管理の状況（令和5年度第3四半期）

第6節　国家公務員共済組合連合会契約監視委員会

第1　国家公務員共済組合連合会契約監視委員会の設置について

平成18年8月に財務大臣から各省各庁の長に対して、「公共調達の適正化について」（財計第2017号）が発出され（表12）、その後、独立行政法人等の国の関係機関においても随意契約等の一層の適正化の改善が講じられるよう監督官庁が所要の指導を行うこととなり、平成21年11月に「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（表13）が閣議決定された。

連合会では、監督官庁である財務省から契約の点検、見直し及び契約監視委員会設置の要請を受け、平成25年3月に前述の閣議決定等の趣旨を踏まえた「国家公務員共済組合連合会契約監視委員会運営要領」（表14）を制定し、常

任監事2名と外部有識者3名（公認会計士、弁護士及び大学教授各1名）で構成する国家公務員共済組合連合会契約監視委員会を本部に設置した。

表12　公共調達の適正化について

財計第2017号
平成18年8月25日

各省各庁の長　殿

財務大臣　谷垣　禎一

公共調達の適正化について

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。

しかしながら、昨今、公益法人等との契約に関する各省各庁の運用には、広範囲にわたり、安易に随意契約を行うなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかとの指摘が行われるなど、国民に対する説明責任を十全に果たしているとはいえない状況となっている。

こうした指摘を踏まえ、政府として随意契約の適正化について取組を進めた結果、先般、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公益法人等との随意契約の適正化について」が取りまとめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考え方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が盛り込まれたところである。

このため、今般、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等について、現在までに取り組んできた措置等も含め、改めて、下記のとおり定めたので、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努められたい。

以下、略

表13　独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて

独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて

平成21年11月17日
閣　議　決　定

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）とすることとしているが、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加え、一般競争入札等に移行しても一者応札・応募となっており、実質的な競争性が確保されていないのではないかといった指摘も引き続き存在する。このため、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、以下の取組を行うことにより、点検、見直しを行うこととする。

1. 点検・見直しを行うに当たっての主な観点　独立行政法人の契約について厳格に見直しが行われるよう、各独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直しを行う。

(1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。

(2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。

(3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか（一者応札・応募となっている案件については、一者応札・応募の改善方策が適当か、国や他の法人の取組も参考に更に検証する。特に、仕様書の内容など具体的な条件の設定については、真に競争性を確保する観点から具体的かつゼロベースで検証を行う。）。

（注）一者応札・応募の改善に向け、例えば、以下のような観点から十分な改善が行われているかを検証する。

○仕様書内容の見直し
○入札参加要件の緩和
○公告期間の十分な確保
○業務等準備期間の確保
○契約情報提供の充実
○電子入札システムの導入
○一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備

2. 点検・監視体制と作業の手順

(1) 各独立行政法人における監視体制の整備と点検及び見直し　主務大臣は、各独立行政法人に対し、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、上記1. の観点に沿って契約の点検及び見直しを行い、その結果を主務省に提出するよう要請する。その際、「契約監視委員会」を構成する外部有識者を各独立行政法人が指名するにあたっては主務大臣の了解を得ることとし、また、「契約監視委員会」の審議概要を公表するよう要請する。

(2) 主務大臣による点検　主務大臣は、各独立行政法人の「契約監視委員会」で行われた点検及び見直しの結果について点検を行う。また、主務大臣はその点検結果を反映した見直しを行うよう各独立行政法人に要請する。

(3) 主務大臣から総務大臣への報告　主務大臣は、主務大臣による点検結果を反映した各独立行政法人における点検及び見直しの結果を総務大臣に報告する。各府省及び各法人は、総務大臣に報告した結果をウェブサイトに公表することとし、総務省はそれらを取りまとめ、公表する。

3. 点検対象とスケジュール

(1) 計画的に独立行政法人の随意契約の見直しを行っていくため、主務大臣及び各法人は、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、上記1. の観点に沿って点検、見直しを行い、各法人は新たな随意契約等見直し計画を策定する。また、20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約についても同様の点検、見直しを行う。各府省及び各法人はこれらの結果を22年4月末目途に公表する。

(2) 3.(1) の作業と同時に、今回の点検、見直しの趣旨を速やかに反映するため、主務大臣及び各法人は、21年度末までに契約締結が予定されている調達案件についても、真に競争性を確保できるよう、新規案件を含めて1. の観点に沿って事前に点検し、各法人は点検結果を受けて見直しを行う。各府省及び各法人はその結果を22年4月末目途に公表する。

4. フォローアップ

主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、上記点検、見直し後においても、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

表14　国家公務員共済組合連合会契約監視委員会運営要領

国家公務員共済組合連合会契約監視委員会運営要領

（平成25年3月1日）

（目的）

第1条　「公共調達の適正化について」（財計第2017号平成18年8月25日）及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の契約の点検、見直しを行うため、連合会本部に連合会契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　委員会の委員は、常任監事2名以内及び外部有識者3名以内とする。

2　外部有識者による委員は、連合会理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

3　外部有識者による委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　外部有識者による委員は、再任されることができる。

5　委員の氏名及び職業は、これを公表する。

（委員長）

第3条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（開催）

第4条　委員会は委員長が招集し、原則として年2回開催する。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3　会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（第3条第3項に規定する者を含む。）の決するところによる。

4　委員会の議事概要については、公表するものとする。

（委員会の所掌事務）

第5条　委員会は、次に掲げる事務を行う。

（1）連合会が締結した契約案件の報告を受けること及び委員会が抽出した契約案件に関し、入札及び契約手続きの運用状況等の説明を受けること。

（2）前号に関し、契約方式の妥当性、競争参加資格の設定理由・経緯及び随意契約にした理由等について審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

2　委員会は、前項各号に定める事項以外の事項について、審議の必要があると認めた場合は、これを審議することができる。

（守秘義務）

第6条　委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第7条　委員会の庶務は、監査室が本部担当各部の協力を得て処理する。

（雑則）

第8条　この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が委員会に諮って定める。

附　則

第1条　この要領は、平成25年3月1日から施行する。

第2条　本要領施行後、最初の外部有識者による委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

第2　国家公務員共済組合連合会契約監視委員会の開催実績

第1回の国家公務員共済組合連合会契約監視委員会は平成25年7月に開催され、その後、定期的に毎年度2回開催してきている。令和5年度までの開催実績は表15のとおりである。

表15　契約監視委員会開催実績

会議名	開催日（場所）	議　題
第1回契約監視委員会	平25.7.25 KKRホテル東京	1 委員紹介 2 運営方針（案）の説明・承認 3 平成24年度連合会契約案件の報告 4 審議案件の抽出
第2回契約監視委員会	平25.8.29 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第3回契約監視委員会	平26.7.25 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 平成25年度連合会契約案件の報告 3 審議案件の抽出
第4回契約監視委員会	平26.8.28 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第5回契約監視委員会	平27.7.31 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 平成26年度連合会契約案件の報告 3 審議案件の抽出
第6回契約監視委員会	平27.9.8 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第7回契約監視委員会	平28.7.29 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 平成27年度連合会契約案件の報告 3 審議案件の抽出
第8回契約監視委員会	平28.9.15 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第9回契約監視委員会	平29.7.31 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 平成28年度連合会契約案件の報告 3 審議案件の抽出
第10回契約監視委員会	平29.9.12 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議

会議名	開催日（場所）	議　題
第11回契約監視委員会	平30.8.6 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 平成29年度連合会契約案件の報告 3 審議案件の抽出
第12回契約監視委員会	平30.9.10 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第13回契約監視委員会	令元.8.6 九段合同庁舎	1 委員紹介 2「企画競争実施の手引き」について 3 平成30年度連合会契約案件の報告 4 審議案件の抽出
第14回契約監視委員会	令元.9.11 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第15回契約監視委員会	令2.10 持ち回り開催	1 令和元年度審議案件に係るフォローアップ 2 審議案件の抽出
第16回契約監視委員会	令2.11.27 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第17回契約監視委員会	令3.9.21 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 令和2年度連合会契約案件の報告 3 令和2年度審議案件に係るフォローアップ 4 現行総合評価落札方式の概要と検討課題等 5 審議案件の抽出
第18回契約監視委員会	令3.12.17 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第19回契約監視委員会	令4.7.27 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 令和3年度連合会契約案件の報告 3 令和3年度審議案件に係るフォローアップ 4 審議案件の抽出
第20回契約監視委員会	令4.9.26 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議
第21回契約監視委員会	令5.7.25 九段合同庁舎	1 委員紹介 2 令和4年度連合会契約案件の概要報告 3 令和4年度審議に係るフォローアップ 4 審議案件の抽出
第22回契約監視委員会	令5.9.29 九段合同庁舎	1 抽出案件の説明 2 抽出案件の審議

第7節　宿泊事業の経営改善検討委員会

第1　宿泊事業のあり方等に関する検討委員会の設置

「宿泊施設経営改善5か年計画」は、平成10年度を初年度とし、最終年度の平成14年度にはおおむね当期損益で黒字基調となる見込みで進められた。計画策定後、平成11年度の収支計画を大幅に下回ったため、平成12年度以降について、人件費の抑制策を柱とした「計画遵守のための施策」が実施された。

一方、平成10年度前後に宿泊施設の建替えが集中したことにより平成11年度には借入金が売上げの3.5倍に当たる750億円に達し、資金繰りが困難となった。このような状況を踏まえ、宿泊事業の将来展望と抜本的な経営改善策の立案を目的として平成12年6月に「宿泊事業のあり方等に関する検討委員会」が設置された。

同委員会は平成12年6月27日から平成13年1月16日まで、都合9回会議が開催され、理事長に提案の趣旨と本文（表16）からなる報告書が提出された（第2編第3部第2章第1節第2）。

表16　宿泊事業のあり方等に関する検討委員会による報告書

国家公務員共済組合連合会

「宿泊事業のあり方等に関する検討委員会」
報 告 書

平成13年1月16日
宿泊事業のあり方等に関する検討委員会

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

国家公務員共済組合連合会
　理 事 長 寺 村　信 行 殿

宿泊事業のあり方等に関する検討委員会は、国家公務員共済組合連合会の福祉事業のうち、宿泊経理（事業）の現況に顧み、問題の所在を明らかにし、今後の宿泊事業のあり方等について提言を行い、これが、当連合会が行う抜本的経営改善策の企画、立案及びその実践に当たっての重要な指針となるよう期待して、ここに報告をするものである。

宿泊事業のあり方等に関する検討委員会
委 員 長　竹 内 克 伸

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

宿泊事業のあり方等に関する検討委員会の構成

氏　名	現　職	備　考
（学識経験者、アイウエオ順）		
石塚　勉	(財)日本ホテル教育センター常務理事	
岡本　伸之	(学)立教大学観光学部長・教授	
河野　賢一	(株)日本総合研究所主任コンサルタント	
竹内　克伸	(財)証券保管振替機構理事長	委 員 長

七瀬　時雄	(財)雇用・能力開発機構理事長	委員長代理
野尻　榮典	(社)共済組合連盟顧問	
（事務主管者・組合員代表者）		
柚木　達生 (注1)	内閣府大臣官房厚生管理官	
柴尾　浩朗 (注2)	防衛庁人事教育局厚生課長	
井上　博道	全司法労働組合中央執行副委員長	
真鍋　政之 (注3)	全農林労働組合中央執行委員	
（宿泊施設代表者）		
中尾　　雅	東京共済会館総支配人	
迫　秀一郎	大阪共済会館総支配人	
野口　　浩	鎌倉保養所支配人	
（本　部）		
森田　　衛	専務理事	
五十嵐清人	常務理事	
奥平　敏幸	参与兼施設部長	

（注1）H12.6.12からH12.6.30までの間は、山本 正和 氏（大蔵省大臣官房厚生管理官）
（注2）H12.6.12からH12.6.29までの間は、月橋 晴信 氏（防衛庁人事教育局厚生課長）
（注3）H12.6.12からH12.7.31までの間は、齋藤 玉生 氏（全農林労働組合中央執行委員）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

検討委員会の開催の経緯

回　数	開催日	テーマ等
第1回	平12年6月27日	(1) 連合会宿泊事業の役割と現状
第2回	7月27日	(2) 宿泊事業を取り巻く環境の分析等
第3回	9月12日	(3) ①宿泊事業に係る連合会の現状認識 ②個別課題の提示及び検討 ③連合会宿泊事業の効率的経営の具体的施策
第4回	9月25日	
第5回	10月13日	
第6回	10月27日	
	11月13日	報告書起草小委員会
第7回	11月27日	総括討議
第8回	12月18日	報告書案のまとめ
第9回	平13年1月16日	

（構　　成）

提言の趣旨
1　国家公務員共済組合連合会の宿泊事業の現状と認識
2　検討の視点

3　抜本策の基本的な考え方

第1章　宿泊事業の現状
1　収支の悪化
（1）宿泊経理全体の収支項目等の推移
（2）会館の営業収益
（3）宿泊所・保養所の営業収益
2　資金繰りの悪化
（1）現状
（2）繰延べの慢性化
3　平成12年度収支見込
4　収支悪化の原因
（1）売上高の減少
（2）売上高対人件費率の上昇
（3）過大投資による固定経費の増大
5　年金資産毀損のおそれ

第2章　経営環境
1　ホテル宿泊業界全般の構造変化
（1）利用者ニーズの変化
（2）ホテル・旅館業界の現況
2　連合会宿泊事業の意義（役割）の変化
（1）制度的な見方
（2）関係する閣議決定の動向
（3）事業の意義（役割）について（経営に関する実態面からの考え方）

第3章　宿泊事業見直しの目的と基本的な考え方
1　目的
2　基本的な考え方
（1）目標営業利益率
（2）施設別の経営方針
（3）営業の意識改革

第4章　具体策
1　コスト削減策
（1）売上高対人件費率の正常化
（2）給与体系の見直し
（3）人事刷新・民間経営手法の導入
（4）本部と施設の業務分担の明確化
（5）アウトソーシング（経営形態を含む。）
（6）事業計画及び予算の認可制度等

（7）資本的支出（大規模修繕等）の仕様及び単価の見直し
2　売上増収策
（1）婚礼・宴会部門対策
（2）都市型ビジネスホテル化
（3）具体的な方策
（4）全室稼動を前提とした実収率管理への移行
（5）幹事代行業務の実践
3　支援策
（1）保健経理からの繰入金の医療経理との配分
（2）支払利息の金利減免

第5章　現行「宿泊事業経営改善5か年計画」との関係
1　現行「5か年計画」との関係
2　抜本的経営改善策の実施時期

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

提 言 の 趣 旨

1　国家公務員共済組合連合会の宿泊事業の現状と認識

今日に至るまで、その時々の各般の要請を受けながら運営されてきたとはいうものの、宿泊事業の収支の推移を見ると、平成6年度から単年度収支が赤字となり、平成11年度には累積損益も25億円の赤字に転落した。

また、11年度決算においては長期借入金が年間営業収益の3.5倍の750億円に及ぶ結果となった。

12年度途中の経過を見ても営業収益の減少は更に大きく、40億円を超える当期損失となることが見込まれることから、現状のままの運営を継続する限り、長期借入金の返済は不可能となり、返済額の繰延べが慢性化するおそれがある。

いわば破綻寸前の状況にあると言わざるを得ないが、仮に、連合会宿泊事業を全面撤退（廃止）するとしたら、現在の長期借入金残高の返済資金を生み出す源泉がなくなり、直ちに年金資産の毀損を招くことになることが最大の問題である。

（連合会宿泊事業の現状（営業力等）に顧み、企業経営の立場からの視点及びホテル業界等の将来志向等を考え合わせると全面撤退したほうが賢明ではないかとの意見があった。）

2　検討の視点

宿泊事業は、国家公務員の福祉向上のための受け皿として、長年その役割を果たしてきたが、近年経営の悪化が著しく、将来にわたって採算性が見込めないままで経営を持続することは、連合会本来の年金給付事業に大きな支障を来すことにつながり、到底共済組合員の理解を得られるものではないことを認識しておくべきである。

現況では、破綻寸前の状況にあっても、年金資産の毀損を防ぐため、最善を尽くして経営改善に努め、

宿泊事業の継続を図り、長期借入金の返済に全力を挙げる必要がある。

3　抜本策検討の基本的な考え方

抜本的な経営改善抜本策を講ずることにより、長期借入金の返済について、最大限の支払能力を確保する必要があるが、その際、基本となる考え方は次のとおりである。

（1）宿泊事業の経営を集約して考えてみると、営業収益から営業費用（固定経費（＝支払利息＋長期借入金要返済額）を除く。）を差し引いた営業利益から固定経費を賄う構造になっているが、現状は固定経費を賄うには程遠い状態にある。

固定経費を支払い得る営業利益率（損益分岐営業利益率）を算定してみると約35％となる。

（2）他方、福祉事業のための繰入金の規模は、営業利益率では約15％に相当し、概ね支払利息の金額に見合っていることから考えると、固定経費を賄い得る営業利益率としては、約20％を維持することが必要となる。

即ち、営業収益が200億円程度の現状を前提とすると、固定経費が約40億円の規模であることから、必要となる営業利益率は約20％ということになる。

（参　考）

30億円　　40億円　　200億円

（支払利息＋長期借入金要返済額）／営業収益＝ 35％

30億円　　40億円　　30億円　　200億円

（支払利息＋長期借入金要返済額－※繰入金）／営業収益＝ 20.0％

※福祉事業のための繰入金（約30億円）は、営業利益率15％に相当する。

（3）現在、営業損益の段階で見ると、ほぼ零で、固定経費を賄う財源がほとんどない状況となっていることから、営業利益率20％の達成は相当厳しい目標であるが、後述する趣旨の具体的抜本策を立て、経営体質を構造的に転換しない限り、連合会の宿泊事業の再生の道筋を立てることはできない。

また、この転換を、今後できる限り早い時期に実現しないと、それまでの間の累積赤字額は増嵩していくことになる。

（4）抜本的改善策は基本的で、かつ、広範囲にわたるものなので、その具体的実行には経過措置や準備期間が必要となると考えられることから、その点を含めて極力早期に立案し、実施時期を明確にして実行されるべきものである。

本格実施後も、依然として経常収支が黒字基調となる見通しが立たない場合には、会有地の処分等の検討も必要となろう。その上で、なおかつ展望が開けないときは、全面撤退する事態も覚悟しておく必要があると考えられる。

連合会宿泊事業の再生の成否は、宿泊事業に係る全役職員の実践躬行の熱意、不退転の行動力が鍵を握っていると考えられる。当委員会としては、そのことを願って、ここに検討結果を報告する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（はじめに）

現在進行中の「経営改善5か年計画」は、10年度を初年度とし、最終年度の14年度には概ね当期損益で黒字基調となる見込みで進められてきた。計画策定後、11年度の収支が更に悪化したため、12年度以降について、人件費の抑制策を柱とした「計画の見直し」が行われ、この修正後の計画に即して、現在、経営改善が進められてきている。

しかしながら、12年度に入って売上高の減少傾向は更に激しく、この状況が続く限り、現行5か年計画による経営改善等の達成の見込みは立て難く、連合会の宿泊事業の存続が危ぶまれ、今後の経営についての決断が求められる現状にある。当委員会としては、こうした状況下で、抜本改善策の企画・実行に資するため、宿泊事業のあり方等について、根底にある問題に視点を傾注し、幅広い視野から検討を行うこととし、平成12年6月27日から平成13年1月16日まで、都合9回会議を開催して議論を積み重ねてきたところ、その論点を中心として、下記のとおり整理した。

第1章　宿泊事業の現状

1　収支の悪化

過去、営業収益の一番高かった平成4年度以降11年度までの間の収支実績の推移を見ると、概略次のとおりである。（表1参照）

（1）宿泊経理全体の収支項目等の推移について

イ　営業収益

平成4年度と11年度を比較すると（以下同じ。）、営業収益では、7年度間で13.5％減（（平成4年度）24,399百万円/（平成11年度）21,112百万円）となっており、各年度で若干の起伏はあるものの、この7年度間の各対前年比は平均で2.3％減となっている。各年度間には、施設の新設、休業、廃止などの特殊要因があるため、これらを除いて自然増減率を見ると、毎年減少を示し、7年度間の対前年度比は平均で6.5％の減少となっている。

また、宿泊利用人員について見ると、内部利用者数はほとんど横ばい状態であるが、一般客が減少しているために内部利用率が上昇している。（表2参照）

ロ　営業費用

22,611百万円/21,038百万円 △7.0％の減少となり、これは主に施設職員数の減（1,401人→1,245人）及び食材費率の減少等によるものと見られる。

ハ　営業損益

1,788百万円→74百万円となっており、平成11年度はほとんど黒字が発生していない状況で、就中、平成9年度△219百万円、10年度△1,627百万円となって赤字体質に転落している。

ニ　営業外収益（繰入金等）

営業外収益のほとんどを占める繰入金は、事業主たる国が負担する福祉事業負担金（1.40／1,000）のうち、1.12／1,000を連合会保健経理に財源繰り入れた後、連合会福祉経理間で配分されているものであり、平成4年度から平成11年度までその配分額は、さほど大きな変動はしておらず、現在、宿泊経理への配分率は1／2相当となっている。

（注）国家公務員共済組合法第99条第2項第4号及び同法施行令第13条第1項第2号の規定並びに昭和61年4月1日付蔵計第804号大蔵大臣通達に基づく。

ホ　営業外費用

事業経営上、固定的経費と見られる減価償却費、支払利息のことであり、専ら宿泊施設の土地、建物への資本投資額の規模によって左右されるが、この営業外費用が全体の事業損益に重大な影響を与えている。

平成4年度から平成11年度の間に、

減価償却費 1,750百万円 → 3,456百万円　約2倍

支払利息　1,920百万円 → 2,957百万円　約1.5倍

に増加し、収支を大きく圧迫している。

（注1）宿泊事業に関する固定資産の資金調達は、一部国有財産等を除きほとんどが共済年金資産からの借入によって賄われている。長期借入金については、税法上の耐用年数により算出された当該年度の減価償却費相当額を毎年返済することとなっている。

（注2）長期借入金に係る利率は、現在長期プライムレートに連動して大蔵省主計局長が定める率とされており、5.5％から2.5％の利率で支払われているもので、借入金残高で加重平均した利率は、3.96％となっている。

ヘ　営業外損益

営業外収益（繰入金等）から営業外費用（減価償却費、支払利息）を差し引いた営業外損益は、減価償却費及び支払利息のいわゆる固定的経費が大きいため、常に赤字となっている。

（平成4年度）△1,153百万円 →（平成11年度）△3,699百万円　3.2倍

ト　経常損益

営業損益（GOP）から営業外損益を差し引いた経常損益は、平成4年度は635百万円の黒字であったが、5年度以降赤字が続いている。

（平成4年度）635百万円 →（平成11年度）△3,625百万円

チ　特別損益

廃止した施設等の不動産処分損益であるが、各年度ごとの物件売却の事情が異なるため、かなりその年度の損益にはバラツキが生じている。

リ　当期損益

平成6年度から赤字に転じ11年度まで各年度赤字となっている。

ヌ　積立金の推移

当期損益が赤字の状況となったため、平成5年度に保有していた8,042百万円の積立金が、平成10年度には11百万円を残すのみとなり、11年度には△2,484百万円の累積赤字に転落した。即ち、平成6年度から11年度までの6年間で、財務状況が100億円強悪化したことになり、特に近時3か年（△84億円）で悪化が急速に進行している。

ル　長期借入金

他方、長期借入金残高は、各年度ごとに増加し、平成4年度262億円が、11年度末には750億円となり、2.9倍の借入残高となった。また、11年度の売上高211億円に対して3.5倍の借入金残高を有することとなっている。また、750億円のうち、平成4年度から平成11年度までの共済会館に対する資本投資額が350億円を占めている。（表3参照）

表1　宿泊経理事業推移

区　分	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
営業収益（A）（百万円）	24,399	23,264	22,334	22,629	22,733	19,908	20,430	21,112
対前年比（%）	7.6%	△ 4.6%	△ 4.0%	1.3%	0.5%	△ 12.4%	2.6%	3.3%
自然増減（%）	6.5%	△ 3.8%	△ 7.8%	△ 4.6%	△ 7.6%	△ 9.0%	△ 5.1%	△ 5.9%
会館	16,521	14,871	14,254	14,772	14,795	12,830	13,650	14,376
対前年比（%）	8.1%	△ 10.0%	△ 4.1%	3.6%	0.2%	△ 13.3%	6.4%	5.3%
婚礼	8,189	7,428	7,055	6,992	6,952	5,517	5,609	5,655
対前年比（%）	12.8%	△ 9.3%	△ 5.0%	△ 0.9%	△ 0.6%	△ 20.6%	1.7%	0.8%
宿泊	1,878	1,777	1,743	1,816	1,835	1,701	1,969	2,152
対前年比（%）	9.3%	△ 5.4%	△ 1.9%	4.2%	1.1%	△ 7.3%	15.8%	9.3%
宴会会議	3,944	3,388	3,190	3,618	3,722	3,467	3,894	4,142
対前年比（%）	10.5%	△ 14.1%	△ 5.9%	13.4%	2.9%	△ 6.8%	12.3%	6.4%
宿泊所	3,021	2,960	2,610	2,674	2,518	2,108	2,210	2,164
対前年比（%）	2.2%	△ 2.0%	△ 11.8%	2.5%	△ 5.8%	△ 16.3%	4.8%	△ 2.1%
保養所	4,857	5,434	5,470	5,182	5,419	4,970	4,570	4,573
対前年比（%）	9.7%	11.9%	0.7%	△ 5.3%	4.6%	△ 8.3%	△ 8.0%	0.1%
営業費用（百万円）	22,611	22,032	21,468	22,178	22,272	20,128	22,057	21,038
営業損益（百万円）	1,788	1,232	866	451	461	△ 219	△ 1,627	74
営業外収益（百万円）	3,214	3,062	3,095	2,972	2,859	2,756	3,453	3,163
営業外費用（百万円）	4,367	4,324	4,519	4,767	5,117	4,943	5,861	6,863
減価償却費	1,750	1,870	1,965	2,140	2,445	2,397	3,027	3,456
支払利息	1,920	1,971	2,049	2,084	2,242	2,050	2,553	2,957
営業外損益（百万円）	△ 1,153	△ 1,262	△ 1,424	△ 1,795	△ 2,257	△ 2,187	△ 2,408	△ 3,699
経常損益（百万円）	635	△ 30	△ 557	△ 1,344	△ 1,797	△ 2,406	△ 4,035	△ 3,625
特別損益（百万円）	△ 216	2,364	△ 420	500	1,335	△ 972	1,534	1,110
当期損益（百万円）	420	2,334	△ 977	△ 844	△ 462	△ 3,379	△ 2,501	△ 2,515
積立金（百万円）	5,820	8,042	7,037	6,179	5,812	2,471	11	△ 2,484
長期借入金(B)（百万円）	26,180	27,942	31,059	42,201	49,124	59,740	73,909	74,996
B/A	1.1	1.2	1.4	1.9	2.2	3.0	3.6	3.6
人件費率（%）	39.4%	41.6%	43.4%	45.0%	46.7%	49.2%	50.0%	47.8%
職員数（人）	1,401	1,421	1,404	1,454	1,363	1,305	1,326	1,245
利用人員（人）	2,674,669	2,511,624	2,362,131	2,388,898	2,419,600	2,132,664	2,170,121	2,241,492
対前年比（%）	1.1%	△ 6.1%	△ 6.0%	1.1%	1.3%	△ 11.9%	1.8%	3.3%
宿泊料単価（円）	3,708	3,915	4,090	4,182	4,363	4,527	4,759	4,908
売上高単価（円）	9,122	9,263	9,455	9,473	9,395	9,335	9,414	9,419

（注）網かけ部分は、本部分を含めた計数であり、本部収益は営業外収益に、本部費用は営業外費用に含めている。

表2　宿泊利用者数等の推移　（単位：千人）

利用実績		年度 4	5	6	7	8	9	10	11
全体	（利用者数）								
	内部利用者	699	683	654	669	681	608	639	662
	その他	343	335	312	278	260	213	189	189
	計	1,042	1,018	966	947	942	821	828	851
	内部利用率	67.1%	67.1%	67.7%	70.6%	72.4%	74.1%	77.2%	77.8%
	宿泊利用率	69.8%	67.0%	64.1%	63.2%	59.3%	55.0%	54.4%	53.2%
	客室稼働率	－	－	－	－	－	－	64.1%	63.9%
うち会館	（利用者数）								
	内部利用者	201	191	190	207	213	195	242	259
	その他	141	125	114	107	100	79	74	82
	計	342	316	304	314	313	273	316	341
	内部利用率	58.7%	60.3%	62.5%	65.9%	67.9%	71.1%	76.6%	75.9%
	宿泊利用率	86.8%	85.0%	83.7%	82.1%	79.0%	75.1%	72.7%	67.1%
	客室稼働率	－	－	－	－	－	－	79.7%	72.9%
うち宿泊所・保養所	（利用者数）								
	内部利用者	499	492	464	462	469	413	397	403
	その他	202	210	198	171	160	134	115	107
	計	700	702	662	633	629	548	512	510
	内部利用率	71.2%	70.1%	70.1%	72.9%	74.6%	75.5%	77.5%	79.1%
	宿泊利用率	63.7%	61.2%	57.9%	56.7%	52.8%	48.5%	47.1%	46.7%
	客室稼働率	－	－	－	－	－	－	54.6%	57.4%

表3　長期借入金による設備投資額の推移（共済会館）　（単位：百万円）

施設名	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	合　計
札　幌	24								24
仙　台									0
東　京	684	923	1,279	455	375	851	884	325	5,776
金　沢	634			8	1,442	494	3,444	74	6,096
熱　海			69	2,327	140	2,946	3,619		9,101
名古屋		9				31			40
大　阪			32	68					100
広　島			2	31		1,028			1,061
福　岡	24			10		1,773	702	3,825	6,334
熊　本		1,777	579	4,040					6,396
計	1,366	2,709	1,961	6,939	1,957	7,123	8,649	4,224	34,928

（2）会館の営業収益

イ　会館の営業規模は、宿泊事業全体に対する構成比が大きく、営業収益では68％を占めている。

（参考）営業収益14,376百万円/21,112百万円　68％

営業損益223百万円/74百万円　301％

当期損益△1,572百万円/△2,656百万円　59.2％

長期借入金残高47,118百万円/74,996百万円　62.8％

会館については、多目的利用ができる設備となっていることから、部門別に見てみる必要がある。

ロ　婚礼部門では、11年度対4年度の比較では、売上高で△30.9％、組数で△25.8％、利用人員で△32.9％の減少となっている。（表4）

表4　共済会館婚礼　（単位：百万円、千人）

区　分	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	H4-H11増減率
売上高（百万円）	8,189	7,428	7,055	6,992	6,952	5,517	5,609	5,655	△ 30.9%
組　数（組）	3,399	2,993	2,786	2,748	2,875	2,276	2,410	2,521	△ 25.8%
利用人員（千人）	264	228	210	213	222	176	178	178	△ 32.9%
組単価（千円）	2,409	2,488	2,514	2,544	2,418	2,424	2,328	2,243	△ 6.9%
一人当たり単価（円）	30,971	32,745	33,151	32,858	31,348	31,339	31,563	31,858	2.9%

ハ　その他の部門での11年度対4年度の比較は、表5のとおりとなっている。

表5　共済会館

区　分		平成4年度	平成11年度	増減率
宿泊部門	売 上 高	1,878百万円	2,152百万円	14.6%
	利用人員	342千人	341千人	△ 0.3%
	単　　価	5,491円	6,314円	15.0%
会議部門	売 上 高	727百万円	725百万円	△ 0.3%
	組　　数	13,060組	11,631組	△ 10.9%
	利用人員	411千人	361千人	△ 12.1%
	組 単 価	55,691円	62,354円	12.0%
	一人当たり単価	1,770円	2,008円	13.4%
宴会部門	売 上 高	3,216百万円	3,417百万円	6.2%
	組　　数	14,576組	14,167組	△ 2.8%
	利用人員	478千人	430千人	△ 10.0%
	組 単 価	220,659円	241.208円	9.3%
	一人当たり単価	6,734円	7,949円	18.0%

（3）宿泊所・保養所の営業収益

宿泊所・保養所の営業収益についての11年度対4年度の比較は、表6のとおりである。

表6　宿泊所・保養所

区　分		平成4年度	平成11年度	増減率
宿泊部門	売 上 高	3,676百万円	4,282百万円	16.5%
	利用人員	500千人	472千人	△ 5.6%
	単　　価	7,353円	9,075円	23.4%
会議部門	売 上 高	103百万円	132百万円	27.3%
	組　　数	3,351組	3,925組	17.1%
	利用人員	88千人	107千人	21.6%
	組 単 価	30,870円	33,549円	8.7%
	一人当たり単価	1,177円	1,232円	4.7%
宴会部門	売 上 高	984百万円	1,141百万円	15.9%
	組　　数	13,661組	16,457組	20.5%
	利用人員	174千人	194千人	11.9%
	組 単 価	72,043円	69,334円	△ 3.8%
	一人当たり単価	5,666円	5,869円	3.6%
婚礼部門	売 上 高	569百万円	211百万円	△ 62.9%
	組　　数	275組	126組	△ 54.2%
	利用人員	21,001千人	7,429千人	△ 64.6%
	組 単 価	2,071千円	1,676千円	△ 19.1%
	一人当たり単価	27,116円	28,426円	4.8%

2　資金繰りの悪化

（1）現状

当期損益の連続赤字の発生から、積立金の食い潰しを行い、累積赤字に陥っている状況の中で、当然キャッシュフローはマイナスとなり、平成10年度には2,674百万円の長期借入金の返済について、平成14年度以降10年間（各年度270百万円）に繰り延べることとした。

（2）繰延べの慢性化

中長期的（平成22年度まで）な資金繰りに係る推計を試みた結果によると、12年度以降毎年度返済不能額が発生し、繰延べが慢性化するおそれがある。繰延額は、若干の漸減傾向にあるものの、16年

度までは20億円台の発生に終始し、その後も依然として多額の繰延べが生ずる結果となっている。

（注）推計の前提について（表7「償還・金利返済推計」）。

イ　営業収益（売上）の見込み方

12年度4月から10月までの実績対前年度月次累計の比率△5.5％で12年度を見込み、13年度以降をフラットとして試算した。

ロ　現在実施中の経営改善5か年計画（12年度から14年度末）での人件費抑制策（ベア及び定期昇給ストップ、管理職手当等1/2カット、ボーナスカット（3か年度で支給月1.5か月分））は計画どおり見込んでいる。

表7　償還・金利返済推計　（単位：百万円）

区分／年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
資金収入												
営業収益	21,112	20,299	20,738	20,738	20,738	20,738	20,738	20,738	20,738	20,738	20,738	20,738
営業費用	21,038	20,107	18,991	18,707	18,707	18,707	18,707	18,707	18,707	18,707	18,707	18,707
営業損益	74	192	1,747	2,031	2,031	2,031	2,031	2,031	2,031	2,031	2,031	2,031
（営業利益率）	0.4%	1.0%	8.4%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
繰入金	2,855	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906
住宅経理より借入		2,700										
その他収益	803											
土地売却	696	340										
小計	4,428	6,138	4,653	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937
資金支出												
支払利息（3.96％）等	2,957	3,074	2,962	2,950	2,927	2,903	2,878	2,851	2,824	2,796	2,767	2,736
元本償還前現金残高	6,251	6,035	4,891	5,187	5,210	5,234	5,259	5,286	5,313	5,341	5,370	5,401
要元本返済額	3,280	4,021	4,178	4,338	4,291	4,088	3,861	3,802	3,829	3,847	3,858	3,883
繰延額（返済不能額）	0	1,186	2,487	2,351	2,281	2,054	1,802	1,716	1,716	1,706	1,688	1,682
長期借入金等												
新規借入額（再投資分）			1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
返済額	3,280	2,835	1,691	1,987	2,010	2,034	2,059	2,086	2,113	2,141	2,170	2,201
長期借入金残高	74,996	72,161	71,870	71,283	70,673	70,039	69,380	68,694	67,981	67,240	66,470	65,669
住宅経理からの借入金残高		2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
（参考：要返済額）												
減価償却費	3,456	3,581	3,521	3,396	3,291	3,170	3,118	3,061	2,995	2,922	2,863	2,817
再投資に係る償却費			84	168	252	336	420	504	588	672	756	840
創業費償却	565	597	469	463	281	91						
平成10年度繰延分返済額			264	264	264	264	264	264	264	264	264	267
要返済額計（翌年度）	4,021	4,178	4,338	4,291	4,088	3,861	3,802	3,829	3,847	3,858	3,883	3,924
損益分岐営業利益率	16.0%	20.6%	20.4%	21.1%	20.8%	19.7%	18.5%	18.1%	18.1%	18.0%	17.9%	17.9%
〃（繰入金除く）	29.5%	35.0%	34.4%	35.1%	34.8%	33.7%	32.5%	32.1%	32.1%	32.0%	31.9%	31.9%
（参考：経常損益）	△3,246	△4,154	△2,383	△2,040	△1,814	△1,563	△1,479	△1,479	△1,470	△1,453	△1,449	△1,456

（注）再投資計上額14億円については、建物附属設備（耐用年数15年）として減価償却費を試算した。

3　平成12年度収支見込

できるだけ直近の時点までの実績をベースとして、12年度の決算見込を試算してみたが、表8から表10のとおり、11年度△25億円が12年度見込では△47億円と赤字が益々増加していく状況にある。

表8　平成12年度通常営業施設

区　分	売上高前年同月比	
	単　月	累　計
4月	2.6%	2.6%
5月	△ 8.8%	△ 3.5%
6月	△ 4.4%	△ 3.7%
7月	△ 5.8%	△ 4.2%
8月	△ 8.6%	△ 5.1%
9月	△ 5.7%	△ 5.2%
10月	△ 7.0%	△ 5.5.%

表9　平成12年度宿泊施設営業損益の状況（11月22日の推計試算）　（単位：百万円）

区　分	勘定科目	平成11年度決算	平成12年度決算見込
A	営業収益	21,112	20,003
B	営業費用	21,038	20,268
C	営業損益(A−B)	74	△ 265
D	固定的経費	6,413	6,591
	支払利息	2,957	3,000
	減価償却費	3,456	3,591
E	C−D	△ 6,339	△ 6,856
F	繰入金等	2,714	2,379
G	経常損益(E+F)	△ 3,625	△ 4,477
H	特別損益	1,110	△ 229
I	当期損益(G+H)	△ 2,515	△ 4,706

（注）固定資産税等及び土地賃借料は営業費用に、本部経費については繰入金等に算入している。

表10　宿泊施設経営概況（平成12年度4月から9月）　（単位：千円）

	当年度実績a	計画(目標)b	前年度実績c	a−b 伸率・差%、p	a−c 伸率・差%、p
[計数]					
営業収益（売上高）	9,700,631	10,267,146	10,189,891	△ 5.5%	△ 4.8%
営業費用	9,537,485	9,710,967	10,066,182	△ 1.8%	△ 5.3%
人件費	4,375,655	4,364,957	4,732,761	0.2%	△ 7.5%
原材料費	2,260,566	2,434,801	2,441,342	△ 7.2%	△ 7.4%
その他	2,901,264	2,911,209	2,892,079	△ 0.3%	0.3%

営業損益	163,146	556,179	123,709	△ 70.7%	31.9%
人件費率	45.1%	42.5%	46.4%	2.6P	△ 1.3P
食事材料費率	28.9%	28.8%	29.8%	0.1P	△ 0.9P
飲料材料費率	32.6%	33.0%	34.6%	△ 0.5P	△ 2.0P
売上高営業利益率	1.7%	5.4%	1.2%	△ 3.7P	0.5P
［利用人員］					
宿泊	416,781人	436,341人	442,866人	△ 4.5%	△ 5.9%
会議、宴会等	645,417人	647,371人	640,426人	△ 0.3%	0.8%
計	1,062,198人	1,083,712人	1,083,292人	△ 2.0%	△ 1.9%
［単価・利用率］					
売上単価	9,133円	9,474円	9,406円	△ 3.6%	△ 2.9%
宿泊単価	4,877円	4,849円	4,904円	0.6%	△ 0.5%
宿泊利用率	51.8%	55.0%	56.3%	△ 3.2P	△ 4.5P
客室稼働率	60.3%	−	66.0%	−	△ 5.8P

4　収支悪化の原因

ここで、収支悪化の一途を辿っている原因について、議論されたことをまとめてみると、

（1）売上高の減少

営業収益（売上高）の減少に歯止めが掛からない。売上状況について、5.5％で減少していく現状が今後とも継続するようでは、事業の継続は考えられない。

（2）売上高対人件費比率の上昇

営業費用の面では、人件費等の抑制の効果が見られるなどコスト低減の実績は確かであるが、売上高の減少がコスト削減（人件費）を大きく上回っているため、人件費比率が上昇し、営業利益率は大きく落ち込み、極めて低い水準となっている。その結果、営業利益（GOP）で固定経費（減価償却費、支払利息）がほとんど賄えない状態にある。

（3）過大投資による固定経費の増大

平成7、9、10年度の投資額が際立って多額であり、この時期の過大投資が、減価償却費、借入金利息の支払負担を増大させている。

5　年金資産毀損のおそれ

借入金返済能力がなくなり、借入金の原資となっている年金資産が毀損していく状況にある。

第2章　経営環境

連合会宿泊事業を取り巻く経営環境について議論がなされた。これをまとめてみた。

1　ホテル宿泊業界全般の構造変化

（1）利用者ニーズの変化

イ　都市型ホテルについては、宿泊することと、食事を摂ることが分けられていく（食事は別のところで）傾向にあることから、ビジネスホテル機能が求められている。

ロ　職域団体の客数が減少し、個人・グループレジャーが主体となり、それは更に小人数化する。

ハ　ブライダル様式の内容が、夫婦と友人を中心とした小人数のものに変化していく傾向にあること。

ニ　レジャー余暇が、生活の力点となっている年齢階層は50歳以上であること。性別で見ると、女性の場合、60歳以上は食生活に力点が置かれる傾向が強くなっていること。

ホ　国内旅行の場合、いわゆる体験型の旅行を求める傾向が強くなって、しかも多様化していく。

ヘ　余暇利用による旅行需要の年間を通じた平準化の傾向を進めるためには、労働時間短縮、年次有給休暇の取得の促進などにより、旅行しやすい社会環境を整える必要がある。国家公務員についても、その必要性を指摘しておきたい。

ト　余暇時間の活用等に関する意識について

a　希望する余暇時間については、平日の余暇時間の希望が一番多く、3日以上の連続した休暇、週末などの休日の順になっている。3日以上の連続した休暇の場合は、宿泊旅行への志向が高まっている。

b　国内旅行の目的は、自然、温泉、郷土料理の志向が強い。

c　個人型の旅行については、「家族」が最も多く、「友人、知人」「夫妻」「職場、仕事関係の人」の順となっており、20歳代では「知人、友人」が圧倒的に多く、40歳代では「家族」が多い。

d　旅行の情報源も多様化しており、家族、友人などの身近な人のいわゆる「口コミ」が最も多く、「業者のポスター、パンフレット案内等、旅行雑誌」の順となっているが、旅行雑誌は若年層の、より詳細かつ専門的な情報を求めていることが反映されたものとなっている。

e　旅行の回数と日数についての志向は、「旅行回数を多くし、日数を短くしたい」という考えと「回数を少なくし、日数を長くしたい」と考える人々が併存している。また、若い世代ほど旅行志向が強い。

f　国内旅行で重点を置きたい項目（費用、時間、快適性等）を見てみると、「宿泊する施設」「食事」「観光（社寺、遊園地、テーマパーク）」の3点にほとんど差がない。

（2）ホテル・旅館業界の現況

イ　旅行商品の更なる低価格化が進展している。景気の低迷による影響等を背景として、格安で短期間の旅行商品に消費者の意向が高まっている。これに対応して厳しい状況にある旅行業者、ホテル、旅館等観光関連業界が売上の確保を図るため各関連業界での連携の強化、経費の節約等によって、低価格商品の開発に取り組み、販売競争が激化している。

ロ　宿泊施設の現況について

ホテル業界等の現況については、表11のとおりである。

表11　ホテル業界等の現況

区　分		平成4年度	平成5年度	平成9年度	平成10年度	増減率
ホテル軒数		6,231軒			7,944軒	27.5%
旅館軒数		73,899軒			67,891軒	△ 8.1%
主要ホテル客室稼働率			67.1%		68.2%	1.1P
赤字ホテル			50.2%	61.2%	54.8%	4.6P
赤字旅館			46.5%	51.0%	51.6%	5.1P
国民宿舎	施 設 数		277か所		245か所	△ 11.5%
	宿泊人員		4,311千人		3,352千人	△ 22.2%
	休憩人員		4,392千人		5,043千人	14.8%

2　連合会宿泊事業の意義（役割）の変化

（1）制度的な見方

イ　宿泊事業の創設期頃の考え方としては、公務員の雇用主たる国の当然の責務として、宿泊事業の施設の運営は連合会で引き受けるとしても、施設自体は国有財産で確保されるべき筋合いのものであるという構想であったが、雇用主に係る年金給付事業が開始されるとともに、積立金からの資金の借入の途が開かれるや、施設への投資から管理まで一貫して連合会において運営されてきたものと言える。

ロ　他方、事業主が使用者に対しての雇用責任から、福祉事業にかかわっていく意義もあるわけで、国家公務員法第73条第1項及び第2項の規定が定められているものと考えられる。即ち、雇用主たる国が国家公務員である職員に対して適用する基本となる服務基準等の確保に資するため、その見返り的な事柄として、福祉事業に関しても規定されているものと考えられている。

ハ　また、国家公務員共済組合法第98条第2号の規定に基づく福祉事業は、同法第1条の目的で営まれている。元々、他の公的年金制度の中でも保険料（掛金）を財源として営まれる宿泊事業は、一般的に保険者が被保険者に対する福祉還元の趣旨を有するものとの考え方が根底にあり、保険による相互扶助の考え方から営まれている事業であれば、それは保険集団の福祉事業として保険者自らが行う事業と考えられる。

ニ　つまるところ、雇用主責任として採られる施策と保険制度運営上の保険者責任として取られる施策とが渾然一体化していて、論理的に区分して考えることは難しく、雇用主責任の立場から、更なる施策を具現化していく制度上のロジックを明確に組み立てることはできないと考えられる。

（2）関係する閣議決定の動向

イ　平成7年12月25日の閣議決定の趣旨は当面の行財政改革の一環として、共済組合の行う福祉事業の経営改善・合理化についての要請であり、平成12年5月26日の閣議決定の趣旨は民間と競合する公的施設に対する極めて強い改善・合理化（廃止を含む。）を要請している。

ロ　連合会宿泊事業は、公務員を優先して利用させ、その結果、実績で見ても、内部の利用率が77.8％とかなり高くなっている現状に鑑み、職域集団の福祉事業であり、民間と競合する公的施設に該当するものではないと考えられたとしても、7年12月の行財政改革からの改善・合理化の要請は遵守されるべきものであろう。

（3）事業の意義（役割）について（経営に関する実態面からの考え方）

連合会宿泊事業は、組合員等の福祉向上のための役割を負って、現在までその時々に各般の要請を受けながら営まれてきているが、多額の長期借入金が生じ、その返済が危ぶまれてきている経営事情にある。

この現状から見ると、年金資産の保全策を確立することが、連合会として最も優先されるべき問題であると考えられることから、連合会宿泊事業の経営において、採算性の見通しが立たないならば、福祉事業としての役割は果たせるものではない。宿泊事業はビジネスが基礎であるとの考えに立てば、赤字経営の状況の下で、福祉事業の役割を果たすべく事業を継続していくことは、最早許されるものではないとの認識に立つことが肝要である。

第3章　宿泊事業見直しの目的と基本的な考え方

1　目的

前記第1章2（2）の長期借入金返済に係る繰延べの慢性化による年金資産の毀損を食い止めるため、宿泊事業の収支構造を抜本的に改善することが目的である。

2　基本的な考え方

（1）目標営業利益率

営業利益率の向上が最も必要であり、その具体的な目標を20％とする。つまり、営業利益でもって、長期借入金の返済原資を生みだすには、長期借入金の各年度の返済規模は約40億円と固定的であるため、この返済能力をコンスタントに生みだせる経営体質とする必要がある。

支払利息の所要原資は繰入金（福祉事業負担金財源）約30億円と規模的に見合っていることから、その繰入財源で賄い得るものと考えられる。

長期借入金の要返済額約40億円を営業利益（GOP）で賄うための営業利益率20％は、当然のことながら売上の増収と営業費用の削減策とで達成されるものであるが、毎年売上の減少が続いている状況の下で最も重要なことは、売上の減少に歯止めをかけ、増収を図ることである。

平成11年度決算

営業収益（売上高）	211億円
営業費用	210億円
人件費	101億円
原材料費	51億円
その他	59億円
営業損益	1億円 → 40億円

（2）施設別の経営方針

抜本的改善策の策定に当たっては、宿泊経理全体の改善方策について検討を進めると同時に、各施設ごとの経営状況について問題点を洗い出し、その改善策と実践を考え、基本となる宿泊事業全体の経営方針と整合性のある施設ごとの個別経営方針をつくりあげる必要がある。当委員会では、この点について強く指摘がなされた。

イ　廃止施設の判断

そこで、廃止する施設についてどのような観点からその判断をするかについて議論を行った。（表12参照）

検討した項目は、

P/L面から、営業収益、営業損益、固定経費の状況と、B/S面での長期借入金残高と資産評価の状況及び建物の施設整備の状況、経過年数等が主なものとして取り上げられた。

とりわけ、営業損益（GOP）がマイナスとなっている施設について、検討を行った。

a　P/L面からの検討

①営業損益（GOP）

営業損益（GOP）がマイナスとなっている施設は16施設あり、その営業損失は462百万円となっている。

このうち、会館は4施設あり、そのGOPは、マイナス261百万円となっている（56％を占める）。

②営業利益率

GOPマイナス施設の営業利益率を見ると、△34.4％から△1.2％の幅の中で

△30％以上	1施設
△20％以上 △30％未満	2施設
△10％以上 △20％未満	5施設
△1.2％以上 △10％未満	8施設

となっている。

③支払利息

宿泊経理全体で3,145百万円のうち、GOPマイナス施設16施設の支払利息の合計は、712百万円で22.6％を占めている。

④減価償却費

宿泊経理全体で4,015百万円のうち、GOPマイナス施設16施設の減価償却費の合計は、915百万円で22.8％を占める。

⑤売上高減価償却費率

宿泊経理全体平均　19.15％
16施設平均　21.5％
56.5％　1施設
40.0％以上 56.5％未満　2施設
30.0％以上 40.0％未満　－
10.0％以上 30.0％未満　7施設
9.0％以上 10.0％未満　6施設

となっている。

⑥売上高支払利息率

宿泊経理全体平均　15.0％
16施設平均　22.6％
51.3％　1施設
40.0％以上 50.0％未満　1施設
30.0％以上 40.0％未満　1施設
0.0％以上 30.0％未満　4施設
1.4％以上 10.0％未満　8施設

となっている。

⑦売上高減価償却費支払利息率（表12（B＋C）/A欄）

上記①から⑦までの検討項目の中で、建物等資本投資と営業収益の関係及び営業利益率の関係が、就中、年金資産（長期借入金原資）の毀損を防ぐ立場から見て、重要な項目となることは確かである。

表12　営業損益マイナス施設P/L項目比較表　（単位：千円）

施設No.	営業損益	A売上高	売上高営業利益率	B支払利息	C減価償却費及び創業費償却	（B＋C）/A
⑥	△ 100,225	580,974	△ 17.3%	52,787	62,598	19.9%
⑦	△ 71,894	539,487	△ 13.3%	26,907	50,548	14.4%
⑲	△ 50,384	859,421	△ 5.9%	387,617	485,640	101.6%
⑱	△ 38,897	1,213,853	△ 3.2%	100,420	125,669	18.6%
8	△ 16,414	72,689	△ 22.6%	7,896	7,859	21.7%
2	△ 13,903	40,359	△ 34.4%	1,767	3,641	13.4%
27	△ 13,900	91,521	△ 15.2%	46,990	45,191	100.7%
14	△ 12,530	72,004	△ 17.4%	12,973	16,528	41.0%
1	△ 12,095	41,066	△ 29.5%	427	607	2..5%
28	△ 9,805	195,197	△ 5.0%	0	19,445	10.0%
5	△ 6,770	56,987	△ 11.9%	1,185	6,039	12.7%
21	△ 5,617	114,984	△ 4.9%	39,866	47,847	76.3%
38	△ 3,494	90,563	△ 3.9%	12,154	12,091	26.8%
16	△ 2,819	59,234	△ 4.8%	6,226	8,775	25.3%
15	△ 2,077	174,652	△ 1.2%	10,128	17,400	15.8%
37	△ 581	47,351	△ 1.2%	4,348	4,656	19.0%
小 計 a	△ 362百万円	4,250百万円	△ 8.5%	712百万円	915百万円	38.3%
施設合計 b	2,217百万円	20,960百万円	10.6%	3,145百万円	3,952百万円	34.2%
a/b	△ 20.8%	20.3%	－	22.6%	22.8%	－

（注）上表は、現行の経営改善5か年計画の14年度（最終年度）の収支見込から作成した。なお、12年度中に廃止する7施設は除いた。

まず、営業利益率で見ると、GOPマイナス施設計で△8.5％と極めて低い利益率で、これらの施設を利益率20％目標とし、実現することは、かなり困難と考えられる。

また、（B＋C）/Aで見ると100％を超えるものが2施設あり、問題である。16施設の計で見ると売上高の38.3％が支払利息と減価償却費に相当するものとなっている。

b　B/S面からの検討

長期借入金、資産評価及び建物経過年数に注目して、更に、売上高に対する固定的経費の重さを検討した。これら16施設の長期借入金残高と資産評価額（平成11年度固定資産税評価額によった。）の関係が重要な項目である。（表13参照）

①宿泊施設全体で所有している土地（建物については、評価方法及び除却損等の問題があり、所有評価額には含めていない。）と長期借入金残高の関係は、貸借対照表上、資産は簿価として計上し、長期借入金とパラレルに計上されているが、企業経営の立場から改めて評価し、実質の資産価値評価（時価）を行っておく必要がある。

②平成11年度固定資産税評価で宿泊事業全体を見た評価損は、

長期借入金残高　748億円
土 地 評 価 額　302億円
差引（評 価 損）　447億円（59.8％）

③うち、営業利益率マイナス施設（16施設）を見ると、

長期借入金残高　155億円
土 地 評 価 額　26億円
差引（評 価 損）　129億円（83.2％）

（注）次表13については、国有地等に建っている施設の割合が高いことのほか、長期借入金残高が大きい施設が含まれている。そのため、16施設の所有している土地の評価額が借入金残高に比して少ない。

表13　営業損益マイナス施設のB/S等比較表　（単位：千円）

施設No	長期借入金残高	土地評価	差　引	経過年数	直近大規模改修	ハード評価
⑥	999,327	－	999,327	34	9	B
⑦	746,261	－	746,261	38	16	D’
⑲	8,533,513	8,985	8,524,528	1	－	A
⑱	1,592,431	－	1,592,431	15	－	B
8	119,045	169,423	△ 50,378	34	11	C’
2	37,075	37,119	△ 44	32	－	D’
27	1,054,431	865,852	188,579	19	5	B
14	297,258	－	297,258	26	7	C
1	8,973	451,775	△ 442,802	46	10	C
28	211,759	－	211,759	38	10	C’
5	74,726	－	74,726	33	16	C
21	1,048,714	344,553	704,161	3	－	A
38	246,521	295,224	△ 48,703	16	－	B
16	132,281	176,125	△ 43,844	38	7	C
15	298,301	186,052	112,249	38	7	C’
37	77,531	40,186	37,345	34	16	C
小 計 a	15,478百万円	2,575百万円	12,903百万円	27.8	－	－
施設合計 b	74,824百万円	30,169百万円	44,655百万円	22.9	－	－
a/b	20%	8.5%	28.9%	－	－	－

（注）A＝当面は整備の必要がないと見込まれるもの
B＝5年以内に部分改修工事が必要と見込まれるもの
C＝5年以内に大規模改修工事が必要と見込まれるもの
D＝建替又は全面改修以外に改善の方法がないと見込まれるもの
緊急度が高いものには、「’」を付している。

c　廃止施設の判断についてのまとめ

経営状況からの検討では、営業損益（率）がマイナスの施設（16施設）を中心に検討したが、その結果をまとめてみると、

①上記16施設のうち共済会館は、熱海共済会館を含め4か所があり、これらは営業損益（マイナス）上位4位を占めていること。営業損益悪化の主たる要因は、過小の売上高に対する人件費の割合にあると見られる（表14、表15参照）。

②宿泊経理全体の視野に立って、廃止施設を判断する問題については、経営規模の大きさから見て、共済会館の経営のあり方について詰めるほうがむしろ優先されるべき課題であろうと思料される。共済会館のあり方等に対しての抜本的改善策は、相当思い切ったものでなくてはならないし、その際、営業展開の強化はもとより、不採算性部門の見直し、利用目的特化及び運営委託方式をとるなど、廃止も含めた幅広い視点で判断される必要がある。

③熱海共済会館については、GOP（マイナス）が大きく、かつ売上高に対する支払利息＋減価償却費の割合が一番大きく（101.6%）、長期借入金残高も一番大きい（85億円）という問題がある。固定経費が売上高を上回っていることから、今後特別の経営改善を実行し、売上の増収を図ったとしても、営業利益では、中長期的に見て固定経費の支払が賄える見通しが立てられない。また、宿泊経理全体に及ぼす影響は大きく、他の施設の営業利益で経営を維持していくには、余りにも負担が重いことから、廃止を前提として検討を行う必要があると考えられる（表16参照）。

④廃止施設の判断については、結局のところ、熱海共済会館の取扱いが大きな問題となっているものと考えられ、これを抜きにしてその他の施設について廃止の判断を行うことは、その意義、目的が放漫になるおそれがあると考えられる。

⑤廃止施設の判断基準は、つまるところ、前述の「基本的考え方」の趣旨に即して、営業利益率が20%の目標に到達できる可能性について、これを最大のメルクマールとして施設ごとに検討し、徹底した合理化を必要とする施設及び廃止に該当する施設については、13年度中にその措置を実行することが緊要である。

（参考）

表14　営業損益マイナス上位4共済会館の人件費率

売上高	人件費	人件費率	職員数	1人当たり売上高
3,194百万円	1,685百万円	52.8%	208人	15百万円

表15　宿泊事業全体の人件費率

売上高	人件費	人件費率	職員数	1人当たり売上高
20,960百万円	8,089百万円	38.6%	1,007人	21百万円

表16　平成11年度共済会館P/L

区　分	札幌	仙台	東京	金沢	熱海	名古屋	大阪	広島	福岡	熊本	計
A 営業外費用（固定的経費）	57	113	786	606	885	201	503	73	△ 113	686	3,797
減価償却費	37	65	436	263	373	106	299	48	148	320	2,096
本部投資支払利息	30	53	353	261	388	100	214	27	41	227	1,693
その他	2	0	2	84	129	0	0	0	91	142	449
営業外収益	△ 11	△ 5	△ 4	△ 2	△ 5	△ 6	△ 10	△ 2	△ 392	△ 3	△ 442
B 営業収益	785	596	3,509	1,440	897	1,345	2,622	560	578	2,044	14,376
宿泊	146	107	501	172	320	222	316	84	124	160	2,152
会議	127	60	170	52	7	68	117	46	24	53	725
宴会	228	168	815	295	396	225	503	220	111	456	3,417
婚礼	19	116	1,406	648	22	564	1,248	70	262	1,301	5,655
その他	265	145	617	273	152	266	438	139	57	74	2,427
C 営業費用	849	876	3,174	1,418	1,064	1,394	2,507	673	565	1,632	14,153
人件費	494	562	1,360	607	480	735	1,126	364	266	591	6,584
原材料費	187	140	863	480	173	361	757	153	140	526	3,782
その他	168	174	951	330	410	299	624	156	160	514	3,786

D（B－C）営業損益	△64	△280	335	22	△167	△49	115	△114	13	412	223
E（D－A）経常損益	△121	△393	△451	△584	△1,052	△250	△388	△187	125	△274	△3,574

（注）以上の数値には、本部投資支払利息以外の内部損益は含めていない。

（参考）											
内部収益	62	38	375	217	479	68	139	28	160	212	1,777
本部貸付金利息	2	0	10	0	0	0	0	1	0	1	14
本部助成金	60	38	364	217	479	68	139	27	160	210	1,763
内部費用	4	32	21	24	7	26	44	3	11	10	181
本部借入金利息	0	29	0	17	2	20	31	0	8	0	107
本部分担金	4	3	21	7	4	6	13	3	3	10	74

d　営業継続施設の改善策

営業継続の施設にあっては、それぞれの経営内容を把握し、将来に向けての生き残り策を推進する必要があるが、とりわけ共済会館については、人件費抑制策を含め、広い角度からの抜本改善策を講じ、営業損益20％の目標達成のための施策を立てる必要がある。

そこで、抜本改善策の立案に資するため、以下共済会館に係る試算2つと施設全体に係る再投資の考え方を示すこととした。

①共済会館の改善策について試算（経営委託試算）

i　10共済会館のうち、仮に人件費率を30％とした場合（実際は営業費用全体でコストの削減することになるが）、9共済会館は営業利益率が20％から15％の中に入ることになるが、1共済会館は4.8％程度に止まる。そこで、全面経営委託とした場合には、9共済会館の減価償却後営業利益率は、おおむね4％から5％となると見込まれた。

（経営委託の場合の概略推計の前提）

・経営委託の委託料は、

（総売上高×2.0％）＋（GOP×5.0％）とした。

・建物等に係る公租公課は支払額としている。

ii　人件費抑制分をすべて売上高の増収策に依存するとした場合（現行の人件費が30％に相当するとした売上高推計）

売上高は、149億円 → 184億円となり、必要増収額35億円（23.7％）となる。

しかし、共済会館を個々に見ると、

必要売上額が現行売上高に対して、

2倍以上必要となるもの	1共済会館
70％から90％必要となるもの	3共済会館
20％から40％必要となるもの	1共済会館
15％から20％必要となるもの	3共済会館
現行売上高のままでよい	2共済会館

となっており、人件費のウェイトが大きいことがうかがえる。

iii　部門別収支の徹底した経営管理が必要であるが、婚礼部門の今後の展望について、市場の変化、件数の減少等から見直しが必要との意見が多かった。他方、マーケットが縮小傾向にはあるものの、営業展開如何によっては（マージンが大きいこと等から）、増収できるエリアとして婚礼部門を現存すべきとの意見もあった。

いずれにしても、部門別収支の管理は経営上、不可避のものであって、その調理方法等について、強力な指導が必要であり、早急に実行するよう多数の委員からの指摘があった。

ここで、共済会館の営業収益を部門別に見てみると（現況においては、共済会館の営業収益については、部門別に把握ができる）、表17のとおりであり、婚礼部門が売上の約4割を占めている。

婚礼部門は将来とも減少傾向で推移すると見られるが、共済会館から婚礼部門を廃止するとしたら40％の売上が落ちることとなり、これに代わるべき営業手段があるのかという大きな課題がある。ただ、婚礼売上のシェアが2％台の2共済会館、10％台の2共済会館については、早急に婚礼部門に係る営業方針を定めて抜本的な改善策が求められる。

表17　平成11年度 共済会館営業収益の部門別シェア　（単位：千円）

施設 No.	営業収益（売上高） A	（内訳）宿泊部門 B	占有率 B/A	会議部門 C	占有率 C/A	宴会部門 D	占有率 D/A	婚礼部門 E	占有率 E/A	その他部門 A-（B～E）=F	占有率 F/A
札　幌	784,828	145,919	18.6%	126,939	16.2%	227,675	29.0%	18,809	2.4%	265,486	33.8%
仙　台	596,343	106,940	17.9%	60,465	10.1%	167,944	28.2%	116,341	19.5%	144,654	24.3%
東　京	3,509,012	501,169	14.3%	170,299	4.9%	814,560	23.2%	1,405,897	40.1%	617,087	17.6%
金　沢	1,440,213	171,996	11.9%	52,225	3.6%	295,215	20.5%	647,866	45.0%	272,911	18.9%
熱　海	896,723	319,716	35.7%	7,227	0.8%	396,341	44.2%	21,585	2.4%	151,854	16.9%
名古屋	1,345,375	221,596	16.5%	68,432	5.1%	225,424	16.8%	563,602	41.9%	266,321	19.8%
大　阪	2,622,319	316,368	12.1%	116,502	4.4%	503,249	19.2%	1,248,362	47.6%	437,838	16.7%
広　島	559,574	84,320	15.1%	45,767	8.2%	220,290	39.4%	69,919	12.5%	139,278	29.9%
福　岡	577,528	123,750	21.4%	24,474	4.2%	110,973	19.2%	261,653	45.3%	56,678	9.8%
熊　本	2,043,797	160,043	7.8%	52,909	2.6%	455,517	22.3%	1,300,851	63.6%	74,477	3.6%
計	14,375,713	2,151,817	15.0%	725,239	5.0%	3,417,188	23.8%	5,654,885	39.3%	2,426,586	16.9%

（注）1 平成11年度決算額を計上（福岡共済会館は11年10月開業）。
2 その他の部門は、レストラン、理容、美容等である。

②再投資の考え方

過去、連合会における宿泊施設への再投資については、主に新規の建設、全面改築に経営資源が投入されてきたきらいがあり、実質的に減価償却による建物の陳腐化に対応したローテーションによる再投資は手薄となっていたと考えられる。

連合会宿泊事業の現状等から見て、今後の指向は縮小均衡型経営が基本とならざるを得ず、新規の大規模投資は考えられないが、他方、経営の継続を考える以上、続行する施設に対する再投資が必須の条件となる。

この点についての考え方は次のとおりである。

a　建物附属設備に対する投資計画については、連合会のこれまでの建築費用の内訳を見ると、建物とその附属設備（電気設備、ボイラー、給排水、冷暖房設備等）の割合は各1/2程度となっており、また、建物附属設備の耐用年数は長いもので15年程度であることから、躯体の実効耐用年数約30年の間に附属設備は2回転させる必要がある。

したがって、建築コストの時期変動を考慮に入れないとすれば、建物当初取得額に対する建物附属設備に係る年間の投資コストは50％ /30年≒1.7％となる。

b　国内のホテルの場合、客室、料飲施設、宴会場施設及びロビー・パブリックエリアのそれぞれにおけるインテリアデザインの商品価値の寿命は、最短が料飲施設の7年から、長

いのはロビー・パブリックエリアの12年という調査結果がある。

通常の営業状態にあれば、商品価値の減少サイクルに合わせてリノベーションを実施する必要がある。

ホテルの経営方式として所有者、経営者、運営者の3者に分離されていく傾向が増えている昨今のホテル業界ではリノベーションは、運営のコストとして位置づけられ、売上高の2％程度が修繕費として費用に見込まれている。

c　このような考え方に即して、再投資に係る所要資金を試算すると、11年度決算における建物の取得累計の

833億円×1.7％≒14億円（資本的支出として、長期借入金に計上）

11年度決算における売上高211億円×2％≒4億円（必要経費として、P/L計上）

計年間18億円と見込まれる。

③経営を継続する施設にあっては上記①②の考え方を施設ごとに検討し、具体的経営方針の作成に当たることを強く要請する。

(3) 営業の意識改革

イ　固定的経費を取り込む原価計算の意識

前述の「基本的考え方」に顧みて、連合会宿泊事業の従来からの経営意識の中に「建物は売り物、商品の原価である」という考え方が希薄であったと見られる（連合会本部においても指導が甘く、施設側の認識も浅かったのではないか）。もちろん、コンペチターの競争による価格低廉化、公務員への安い価格によるサービス提供の要請等原因は種々考えられるが、今や徹底したビジネスライクで建物原価を意識した採算性の追求を行う姿勢に転換しないと、連合会宿泊事業は生き残れないと考える。

「基本的考え方」のとおり「固定的経費を営業利益で賄うこと」の意識、これが経営意識改革の中核になるものと考えられる。

(参考)

A売上高210億円　B固定的経費71億円（B 減価償却費40、支払利息31）

B/A ＝ 34.2%（GOP）、B'/A≒20.0%（GOP'）

(注1) 上記はシミュレーションによる14年度推計値で試算
(注2) B'減価償却費に見合うGOP

ロ　営業力の推進強化

営業力の推進の強化に係る当委員会の意見をまとめてみると、

a　営業力を起こす環境づくり

各施設の経営方針を具体的に実践化する。

給与体系を能力を反映できるものにする。

強い指導力を持った支配人を配置し、従業員に対する教育を徹底する。

営業課の人材を拡充し、能力開発を図る。

支配人はもとより、全従業員が民間商法を会得する。

順位を確定し、人事交流を図る。

b　商品開発と情報収集

c　市場の開発（国家公務員市場の推計）

国家公務員市場の需要規模に限界が見えているのでは、という考え方が間々ある。そこで、国家公務員市場について粗い推計を試みたところ、以下のとおりとなった。

組 合 員1,106千人
被扶養者1,488千人
O　　B　823千人（年金受給者）
計　3,417千人

11年度末宿泊定員4,557人
営　業　日　数　355日　} 1,618千人
定 員 稼 働 率　100%

15歳以上の者が1年間に宿泊観光に参加する回数は、平均1.24回である。

1回当たりの宿泊数は、1.58泊である。

したがって、15歳以上の者が1年間に観光目的で宿泊する日数は、
1.24回 × 1.58泊 ＝ 1.9592泊である。
この動向が、組合員及びその被扶養者並びにOBにも当てはまると仮定すると、
＜組合員のみの場合＞
1,106千人 × 1.9592 ＝ 2,167千人
＜組合員及びその被扶養者のみの場合＞
2,594千人 × 1.9592 ＝ 5,082千人
＜組合員及びその被扶養者並びにOBの場合＞
3,429千人 × 1.9592 ＝ 6,718千人

KKR宿泊施設が100％の定員稼動率となるためには、次の割合でKKRを選択してくれればよいことになる。

＜組合員のみの場合＞
1,618千人 ÷ 2,167千人 ＝ 74.7%
＜組合員及びその被扶養者のみの場合＞
1,618千人 ÷ 5,082千人 ＝ 31.8%
＜組合員及びその被扶養者並びにOBの場合＞
1,618千人 ÷ 6,718千人 ＝ 24.1%

（注）これらの試算には、前段に記してあるように、観光目的の宿泊のみについて数値を基礎としており、組合員及びOBによる出張ニーズがあり、現実に相当数の利用があることを考慮していないものである。なお、平成8年に実施した「KKR宿泊施設に関するアンケート」によると、出張・研修等に行くことが「よくある」又は「たまにある」と回答した者のうち、7.7％の人が「KKRをよく利用する」、25.2％の人が「たまに利用する」とそれぞれ回答している。

つまり、組合員＋被扶養者＋年金受給者が一般並の宿泊観光頻度で出かけ、うち24.1％が旅行先の宿泊場所として連合会宿泊施設を選択してくれれば、現在の宿泊施設は満員になると推計される。

このように見ると、24.1％の選択率については、いかにして確保するように営業展開するかという問題はあるが、特段、市場が飽和状態とは考えられない。

市場開発のターゲットとしては十分であり、考えられる営業活動を駆使して、需要を喚起する必要がある。

第4章　具体策

1　コスト削減策

(1) 売上高対人件費率の正常化

イ　売上高と人件費との関係は、表18のとおりである。

表18　人件費率比較表　（単位：百万円）

区　分		平成4年度	平成11年度	11'/4'
営業収益（売上高）		24,399	21,112	86.5%
人 件 費 計		9,624	10,084	104.8%
	基本給	3,051	3,179	104.2%
	諸手当	3,059	2,482	81.1%
	厚生費	43	23	53.2%
	賃　金	1,704	1,658	97.3%
	負担金（人件費分）	591	731	123.8%
	委託費（労務分）	801	1,404	175.3%
	食料費（賄い）	106	96	90.2%
	退職給与引当金繰入	270	506	187.3%
	退職給与引当金繰入不足金	－	5	－
人 件 費 率		39.4%	47.8%	＋ 8.4P

注目すべき点は、売上高が減少してもそれに見合って人件費が減少していないことである。とりわけ、労務関係の委託費（外注）が75.3%も上昇している。

宿泊事業全体の人件費率は47.8%となり、人件費の削減合理化が十分実行されていないと考えられるが、通常、ホテル業においては人件費率を30%以内に抑えないとビジネスとして成り立たないといわれていることなどから考えると、コスト削減の最大の対象として対処する必要がある。

要は、売上高に見合って人件費が変動する仕組みがないままになっている現状を改善する必要がある。

対処方法としては、業務の基幹的となる職位については、指導的役割を持たせることも含め、常勤職員を配置せざるを得ないが、その他については正規職員とする必要はなく、できるだけ非常勤的な職員（賃金パート）で賄うことを徹底し、営業収益の変動と見合って対応できる人員配置とすることが必要である。

また、清掃・ベッドメイク等の労務関係委託費については、ややもすると恒常的になりがちな一定の契約関係に置かず、売上高の変動に見合うように、その支出を管理するシステムを構築することが緊要である。

そのためには、労務管理、業務の指示等、現場での対応が極めて重要であり、また、連合会本部の（総）支配人等に対する管理指導に当たっては、毅然たる態度が要請される。

ロ　常勤職員（常勤的非常勤職員を含む。）については、

平成4年度末　1,401人　　平成11年度　1,003人

となっており、398人の減少が見られる。更に、現在実行中の「宿泊事業経営改善5か年計画」（平成10年度作成、12年度計画見直し）の中で、14年度末までに150人の削減人員目標に沿って希望・勧奨退職を行っている。

これが達成されれば、人件費率は38.6%となる見込みであるが、売上高の推移によっては大きく変動することが見込まれる。

いずれにしても、営業利益率20%として減価償却費相当額を生み出す体質に変える改革を行う必要があることから、コストの大宗を成す人件費の抑制について、各施設ごとの実情を考慮しつつ、人件費率の正常化を促進させる必要がある。

(2) 給与体系の見直し

低価格料金の中で利益を挙げるには、労務集約型の宿泊事業にとって人件費の管理が最も重要であり、ビジネスとしての宿泊事業に適した独自の給与体系を構築しない限り宿泊事業の再生が図れない、とする意見が強くあった。

[新給与体系について]

イ　人件費管理

労務集約産業である宿泊事業では、人件費管理が重要である。

国公準拠による積み上げ方式から、支払能力（経営実績）に見合った人件費管理に移行する。

部門別管理を行い、各部門の人件費、要員計画を決める。

売上に連動する人件費の適正な変動費化を図る。

ロ　給与

宿泊事業独自の給与体系を制定する。

労働成果を基本とした業績主義、年功序列を廃した実力主義をベースとする。

上級管理職には年俸制を導入する。

上級管理職以下の給与は、職務給と業績賞与をベースにしたものとする。また、契約職員制度の給与体系を併せ持つ必要がある。

ハ　退職金制度は、算式を変更し、給与に連動しないポイント制とする。

現行　本俸月額 × 勤続支給率

案　（勤続ポイント＋等級ポイント）× ポイント単価×退職事由別支給率

［給与体系の概念図］

現行年収

基本給＋諸手当	一時金

年俸（案）

年俸月額	定期俸	業績給

職位表

区　分	施設グレードⅠ	施設グレードⅡ	施設グレードⅢ	施設グレードⅣ
職位ランクA	総支配人			
職位ランクB	副総支配人	総支配人		
職位ランクC	部長	副総支配人	支配人	
職位ランクD	マネジャー	マネジャー	副支配人	支配人

アシスタントマネジャー	アシスタントマネジャー	マネジャー	マネジャー
スーパーバイザー			
一般職			

（3）人事刷新・民間経営手法の導入

イ　人事の在り方について

装置産業と言われる宿泊事業を継続していくには、将来の再投資に備えて事業利益を挙げていく経営責任があることを明確にしておかなければならない。

営利事業を行う以上、各宿泊施設の独立採算を確保する必要があり、そのためには人事制度も業績に連結した人件費管理が求められ、宿泊事業に適した独自のものが必要と考えられる。

［宿泊施設の人事制度］

宿泊施設の人事制度については、下記項目の方向で検討する必要がある。

施設運営上の人事権は、（総）支配人へ基本的に委譲する。

a　組織

組織は、最大効果を生み出す最小組織（部門数、職位数）とする。

b　職位

各職位の職務と責務を明確にするため、Job Description（職務記述書）の明確化を図る。

Job Descriptionをもって業務分掌とする。

Job Descriptionをもって能力評価の基準とする。

c　雇用形態

職員の雇用形態（正職員、契約社員、パート、配膳会、派遣社員、業務委託）の多元化を推進する。

d　採用・配置

施設職員等の人材育成に努めるとともに、必要な人材を外部から採用する。

施設の職員の採用は（総）支配人の裁量権とし、また、職員等の適材適所の配置が営業効率化の第一歩であることの認識と実行が必要である。

人材育成プログラムに即した施設間異動を実施する。

e　評価・処遇

Job Descriptionによる職務遂行能力評価と目標値達成度による業績評価を実施する。

評価により、昇給・降給、昇格・降格を実行する。

年功序列は廃止する。有能で実績を上げた人材を登用する。

f　教育・能力開発

OJTを義務化する。

各種トレーニングプログラムを開発し、実行する。

人材育成プログラムを作成し、幹部を育成する。

業務・サービスマニュアルを作成する。

ロ　民間経営手法の導入について

民間での経営ノウハウの吸収策としては、つまるところ適応できる人材の確保が必要であろうと考えられ、ここでは次の4点について提言したい。

a　トレーニングマネジャーの確保（養成）

顧客満足度を高めるためのサービス向上が急務であり、現場で実際に指導できる人材（本部・共済会館）

b　マーケティング企画、情報収集

激変する市場の分析と需給に関する情報収集及び対応策の企画（本部・共済会館）

c　施設（ハード）管理の指導者

適切な施設の維持管理により、（建物、附属設備、リノベーション等）施設設備等の延命、改善を図り効率的な設備投資を図る。

d　営業セールスの拡充を図るため、管理部門の人員についても営業セールス重点化の態勢を敷くなど、営業展開の体制の強化を図る。

（4）本部と施設の業務分担の明確化

利益を挙げる構造への転換の第一歩として業務分担を明らかにする。

イ　まず、本部の業務分担（宿泊事業全体の経営に関する業務）と考えられる項目を列挙してみると、次のとおりとなる。

中長期経営計画

経常利益の確保

資産管理と資金繰り

事業計画と決算

経営戦略の実践指導と施設へのサポート

ホテルブランドの構築と標準化

ロゴ・ロゴマークの設定と管理

事業開発と投資計画

組織管理と運営指導

運営マニュアルの提供

宣伝、広報、パブリシティーの促進

営業（セールス）展開の体制づくりの促進

人材育成とトレーニングプログラムの開発と実施

情報システムの構築

施設（ハード）管理の指導

共同購入商品開発とホテル使用品のアドバイス

運営監査

ロ　各施設の業務分担

上記本部の業務を各施設単位で必要となる業務（各施設の運営に関する業務）を行うことになるが、各施設の増収策、マーケティングプラン、アクションプランの実行、各施設の特色を持った商品開発を企画し販売する。また、共済会館は部門別収支の分析を行った上で事業計画を策定する。これらを実行する(総)支配人の裁量権を認め、それに応じられる実力のある者を配置する必要がある。その際、本部と施設ごとの両者で納得いくまで協議を重ねることが肝要である。

(5) アウトソーシング（経営形態の検討を含む。）

イ　ホテル等の事業方式について整理してみると表19のようになるが、結局はNegotiation上の問題であり、就中前述の3共済会館（熱海共済会館を除く）を中心にどのような計画を策定するか、今後の宿泊事業の生き残り策の中で幅広い視野から検討される課題であろう。いずれにしても、あくまで「基本的考え方」のGOP20%、即ち40億円の営業利益をトータルで確保することの実現に向けて実行されるべきものである。

また、潜在的収益力を保有していると考えられる施設については、積極的にアウトソーシングについて検討を行う必要があるものと考える。

表19　ホテルの経営形態

分　類		直　営				委　託	賃　貸
		（完全直営）	マーケティング／リファーラル	技術援助 人材派遣	フランチャイズ	運営委託契約	建物賃貸借契約
概　　要		事業主体者自らが開発企画・運営仕組みづくりから、人材確保、運営管理まで独自に行う。	基本的に直営だが、客室販売に関して外部企業と提携し、（チェーン加盟し）送客を受ける。	部分的に不足するノウハウや専門又は幹部人材の提供を受け直営とする。	運営システム・幹部・専門人材、ホテル名称の提供を受け、直営を行う。	事業主体者が投資し、事業リスクを負うが、日常的運営業務を包括的に運営専門会社に委託する。	事業主体者がFFE・内装等を除く基本建設投資を行い、運営会社に賃貸する。
契約概要	契約先		送客代行又はホテルチェーン会社	ホテルチェーン会社			ホテルチェーン会社等
	期　間		短期 （5年程度）	短期 （5年程度）	10年から 15年	15年から 20年	20年程度
	報　酬		チェーン加盟料＋送客手数料	技術料 ＋派遣人件費	売上×2～3%程度 開業コンサル料	売上×2～3%程度+GOP×10%程度 開業コンサル料	賃料、保証金、共益費等

契約先から提供される業務等	ブランド等		独自だがチェーン名称が提供される	なし（独自）	ホテル会社持込み。		事業主体者はホテルのマーケティング、運営等に一切関与しない。
	販売支援		独自だが客室送客を受ける	なし（独自）	ホテルチェーンからの送客支援がある。		
	採用・教育		なし（独自）	独自だか契約で人材や教育提供あり	ホテルチェーン会社が提供		
	開発・開業		マーケティングリサーチ（ただし、送客商品のみ対象とし、別途料金）	契約内容により、プロジェクト人材派遣や開発企画業務提供あり	事業計画立案から設計指導、マーケティング等まで総括的に業務提供するケースが多い。		
評　価		運営経験者を採用しても、事業主体者が日常的に実務参加し、管理監督する必要がる。 開発施設や運営面の失敗で経済的ロス、事業リスクが大きい。	別途運営の仕組みを持つ事業体が海外等の部分的販売補強を行う場合に適する。 基幹となる運営体制とシステムの確立が前提である。	運営事業展開する事業者が当初のノウハウ取得のために導入する場合や部分的ノウハウ・人材補強が必要な場合に効果的だが、自ら運営管理を行うことでは直営リスクが残る。	国内ビジネス系ホテルチェーンの方式、包括的サービス、事業者側の経営管理業務は運営委託より重たいが、運営への意志反映はしやすい。ただし、利益は責任範囲外だが報酬は高い。	運営利益管理までの一切を委任できるため、責任区分が明確で厳しい利益追求が可能。 委託費用は高い。	安定した賃料収入による事業化が可能 商品等への事業者の意志反映は一切できない。 近年は賃料ベースが下がり、定期値上げも困難でメリット減少している。

（注）　土地代及び建設コストが高く、ホテル経営環境が厳しい日本国内での事業化においては、複数の事業方式の組み合わせが多くなっている。

すなわち、不動産投資負担とリスクを分担させるため、事業用地所有者が基本建設投資を行い、それを賃借し、賃借者は持ち込み投資を行って経営を行うが、不足する事業ノウハウを補完するために運営委託やフランチャイズを行うケースなどが見られる。所有と経営と運営が別である。

また、バブル経済の崩壊以降、マーケット環境が大きく変化する中で、既存の運営事業者でも、新しいマーケティングやオペレーションの技術を導入する必要性を認識し、外部からの技術援助を導入するケースも現れている。

事業法式の決定には、事業目的や事業者の企業力等のほかに、長期的スパンでの経済動向や不動産市況の分析が必要となる。

ロ　財団法人等

連合会宿泊事業の財団法人・株式会社への移行について考えてみると、つまるところ長期借入金の返済を確保する必要があるほか、国有地に所在する施設の土地等を引き渡すのに莫大な資金が必要となることを考えると、寄附行為及び株式の莫大な発行が必要となるが、実際問題としては、現物出資の形をとるほかはないと考えられるが、国有地の現物出資が可能とは考え難い。

また、別途、支払利息、元本返済、土地建物等の借料の支払を負担する条件での運営のみ委託を行う方法は理論上あり得ても、実際問題としては無理と考えられる（表20、表21参照）。

表20　財団法人及び株式会社の主要項目比較

法人格	連合会 （認可法人）	財団法人	株式会社
根拠法	国家公務員共済組合法	民　法	商　法
定義（目的）	国家公務員等の相互救済を目的とする法人	公益を目的とした非営利法人	株主の利益を図ることを目的とした営利法人

設立方法	大蔵大臣の認可	主務官庁の許可	準則主義(法の要件を満たすことにより法人となる)
事業の対象範囲	原則、国家公務員及びその被扶養者	営利を目的としない不特定多数	営利を目的とする不特定多数
基本財産等	年金原資の借入、国有地の無償借入等	寄附行為(現物出資を含む)	株式の発行

表21　連合会が財団法人及び株式会社への移行等に伴う問題点

連合会（宿泊事業）	新財団法人設立	現行の事業対象範囲での移行の場合は、職域性が強く財団法人の目的としている公益性のコンセンサスが得にくい（設立が困難）。 「民間と競合する公的施設の改革」（閣議決定）の対象施設となることが予想されるため、事業の継続が困難。 長期借入金の精算及び国有地の買い取りが必要となるため、寄附行為者に莫大な資金が必要となる。（事業の継続を前提）
	既存の財団法人への統合	長期借入金の精算及び国有地の買取りが必要となるため、莫大な資金が必要となる。（事業の継続を前提）
	新株式会社設立	株式会社の設立は、準則主義により可能と考えられるが、長期借入金の精算及び国有地の買い取りが必要となるため、莫大な株式の発行が必要となる。（事業の継続を前提）
	既存の株式会社への売却	収益性のない事業の売買契約は困難である。（財産価値及び収益性の高い施設のみの売却は可能と考えられる。）

（6）事業計画及び予算の認可制度等

イ　宿泊経理に係る業務遂行のための事務は、財政法、会計法、給与法等の趣旨を受け、国家公務員共済組合法の政省令及び運営規則等に至るまで、おおむね国の行政事務に準じた取扱いがなされている。それは、いわゆる予算統制の考え方からの事業計画・予算の認可制度に集約されているものと考えられる。

ロ　他方、行財政改革立場から合理化、独立法人化、民営化に向けて各種法人の見直しも提唱されている昨今の動向に照らして考えた場合、連合会の宿泊事業のあり方としては、独立採算への自助努力等を発揮するため、経営に関しての自由裁量、機敏性、弾力性が求められているものと考えられる。

　このような視点から、公的年金資金を原資とした事業であることは心得ておくべき必要があるが、それを踏まえてもなお、現行業務の取扱い等について具体的に事項を整理し、その見直しが必要と考えられる。

（7）資本的支出（大規模修繕等）の仕様及び単価の見直し

宿泊施設の建替、大規模修繕に係る設計及び予定価格の算定に際し、官庁営繕工事等に適用される仕様及び建築単価が用いられている。

民間の発注者及び建設業界が置かれている厳しい経営状況の中で、官庁発注工事は、民間発注工事に比べて2割から3割高いという見方もあるが、官庁営繕工事に用いられている設計（仕様）、単価を適用している限り、民間発注工事並の価格（実勢価格）で契約することは困難であると思料される。ついては、適正な実勢価格を求める方途を検討し、対処することを要請しておきたい。

2　売上増収策

（1）婚礼・宴会部門対策

イ　挙式予定者等の情報収集と営業活動の推進

ロ　施設職員ぐるみの営業活動

ハ　予約受付のノウハウ修得と実行

ニ　婚礼の減少を宴会・会議で埋めることで、空面積をできるだけ少なくする面積当たりの売上高の管理

ホ　婚礼当事者等のアフターケアの実行

（2）都市型ビジネスホテル化

立地条件等から最も適応性のある施設をビジネスホテルに転換することを検討してみる必要があるのではないか。将来志向も含めて考えると、ホテルに宿泊することと食べることが別離していく傾向が強くなることを十分考慮しておく必要があるとの意見があったことを十分留意しなければならない。

（3）具体的な方策

景気低迷の中、増収を図るのは厳しい状況ではあるものの、他方で増収が図られている施設があるのも事実であり、また、増収策は経営改善を図る上で最も望ましい解決策であるので、最大限の増収策を計画し実行する必要がある。

12年度10月までの実績を見ても赤字の累積傾向が止まらないと見られるので、緊急に対策を打ち出す必要がある。

実行案として考えられるものの骨子は、次のとおりである。

イ　実行力のある(総)支配人の配置が望まれる。

　部門別管理により収支に責任を持たせ、その結果の評価により業績給と処遇を決める。

ロ　営業ノウハウの注入

　マーケティングプラン、アクションプランの作成、商品知識の深化、セールストークの訓練、ポストインセールス、DM

ハ　セールスマンへの業績歩合給の導入

　ノルマの設定

ニ　営業ネットワーク化

　施設間営業の相互協力、相互送客、全施設のタリフの作成、全員がセールスマンであるとの意識の徹底

ホ　ホームページの充実と宿泊予約サイトへの加入

ヘ　官庁組織の活用（モニター制度）

ト　組合員（メンバー）の顧客化

　ポイントカード

チ　各施設のサービス対応のレベルアップ

　OJTの義務化、トレーナーによる巡回指導

リ　商品開発

　パックプラン、企画プラン、イベント

ヌ　消費単価アップ

　ABC分析によるメニュー開発、料金のアップ、セースルトーク

（注）ABC分析とは、レストランにおける全出卓に対するメニューごとの出卓ランキングを行い、下位のメニューを改善対象とする手法である。

ル　宣伝、告知の強化

　メディアの活用

ヲ　安全清潔な施設、笑顔のサービス、美味しい料理などの提供

（4）全室稼動を前提とした実収率管理への移行

（空部屋の有効利用等オポチュニティコストの重視）

基本的には、減価償却費を賄える営業利益を生み出すという考え方が（総）支配人に経営理念として育成されていないと思料される。その原因が何であったかは明らかでないが、「建物、施設全体を商品として売る」の考え方に早く転換する必要がある。

イ　従来、宿泊利用率の管理は行われていたが、現行料金の設定の仕方とコスト計算の対比を常に管理して、現状における格差をいかにして埋めるかの方途とその実践が求められている。

つまり、オポチュニティコストの計算と管理を重視して、営業損益の増加を図らなければ宿泊事業の再生に道はない。

商品企画に当たっては、この考え方を取り入れていく必要がある。

そこで、宿泊部門におけるADR（Average Daily Rate）とRevPAR（Revenue Per Available Room）について実績を見てみた。（表22参照）

（注）

A　単価 ＝ 宿泊料売上高 / 販売延客室数

R　単価 ＝ 宿泊料売上高 / 販売可能客室数

（参考）

宿泊利用率 ＝ 利用人員 / 客室定員

客室稼動率 ＝ 販売延客室数 / 販売可能延客室数

実　収　率 ＝ 宿泊料売上高 / 全室フル売上高

表22　宿泊部門売上高表（平成12年4月から10月実績）

区　分		共済会館計	保養所・宿泊所計	合計	通常営業施設	改修実施施設	休廃止施設
宿泊利用人員	実績（人）	193,916	296,115	490,031	428,039	45,948	16,044
	前年比（%）	94.2	91.7	92.7	96.1	83.7	56.0
宿泊利用率	実績（%）	60.5	48.3	52.5	54.8	45.0	32.1
	前年比（P）	△ 11.0	△ 1.8	△ 4.2	△ 1.5	△ 34.1	△ 7.6
客室稼動率	実績（%）	63.6	59.7	61.4	66.2	43.7	37.5
	前年比（%）	△ 13.7	△ 0.2	△ 5.4	△ 0.1	△ 42.0	△ 7.9
ＡＤＲ	実績（円）	8,909	9,040	8,979	8,978	9,604	6,526
	前年比（円）	△ 160	△ 207	△ 185	△ 204	△ 125	△ 662
RevPAR	実績（円）	5,671	5,393	5,517	5,944	4,196	2,444
	前年比（円）	△ 1,342	△ 142	△ 613	△ 140	△4,139	△ 819
宿泊料	実績（千円）	1,100,651	1,298,452	2,399,102	2,069,425	282,074	47,604
	前年比（%）	92.2	92.9	92.6	96.7	78.2	52.7
売上高	実績（千円）	7,878,504	3,764,537	11,643,041	9,242,071	2,236,053	164,917
	前年比（%）	95.4	90.7	93.8	94.5	96.2	53.6

RevPARは、ADRに客室稼働率を乗じたものと言えるので、当然ADRより低く算出されるが、本来このRevPARに視点を合わせて、これをどこまで伸ばせるかが課題となる。RevPARについての目標値を設定する必要があり、その目標値は、減価償却費等固定経費を賄えるものでなくてはならない。RevPARの目標値は、稼働率100％状況で算出され、これが客数によってどこまで落ちるか、また、その落ち分をどの部門で挽回するのか。実収率の算出管理と同様の理屈であるが、今後の経営の最大のポイントと考えられる。

宿泊部門に限らず、あらゆる機会費用（オポチュニティコスト）を検討しながら、積極的に小さな機会であっても、それを探し求めて実践していくことが、客サービス向上、満足感の獲得、結果として売上高の増嵩につながるのではなかろうか。各施設への経営指導が待たれるところである。

また、このような視点から前述の「人事のあり方」中のJob Description（職務記述書）に明確に示すなどの方途は有効なものと考えられ、是非とも実行されるべきものである。

(5) 幹事代行業務の実践

結局、これは営業活動での真価を問われるもので、「集まり」の情報収集とその切り口を求める意欲の強さが必要である。常に「時間とゆとりと集いの場」を提供するプロモーターの役割を果たすことになる。そのため、幅広い人間関係を有し、人格、教養、礼儀、また、属性、経験など問われるもので、この幹事代行業務が効果あるもとするためには、人材の育成に力を傾注する必要がある。

3　支援策

以上の宿泊経理の状況に鑑み、単に宿泊経理の問題としてでなく、連合会全体の立場で、他経理等との関係において、宿泊経理の経営改善に向けて検討すべきとの意見があった事柄は、次のとおりである。

(1) 保健経理からの繰入金の医療経理との配分

国家公務員共済組合法第99条第2項第4号の規定にある福祉事業に要する費用のうち、1.12/1,000（福祉事業負担金率）を連合会の保健経理から医療経理に当宿泊経理に繰り入れることになっているものであるが、11年度決算における宿泊経理への繰入額は2,855百万円である（医療経理とは折半で分配されている。）。

宿泊経理の逼迫した財務事情を考慮して緊急非難措置として若干でも傾斜配分できないものか検討すべきである。

(2) 支払利息の金利減免

現行の支払金利は、3.96％となっている。これは、現在の長期借入金残高750億円は、その時々に借入した時期によって金利が異なり、5.5％のものから2.5％の低利のものまであり、加重平均されたものである。

現在3.0％の金利となっているが、実質支払する金利3.96％（11年度決算での支払額は2,975百万円）を緊急措置として、その金利負担の軽減を検討すべきである。

第5章 現行「宿泊事業経営改善5か年計画」との関係等

1　現行「5か年計画」との関係について

現在進行中の、「宿泊事業経営改善5か年計画」（平成10年度を初年度とした計画が、11年度の収支の悪化に伴い、12年度以降分について見直しされたもの）は、14年度の最終年度において、当期損益でおおむね黒字基調となる見込みで計画され、実行されてきているが、本年度に入って売上の減少が激しく、12年度収支見込は更に悪化する見通しであることから、現在進行中の人件費抑制策（ベア・定期昇給ストップ、ボーナス支給月数1.5月分カット、管理職手当等1/2カット）を柱とした現行5か年計画の実行は、計画どおり継続されるものであることは言うまでもなく、更に今回、本報告書に掲げる提言の内容に基づく緊急抜本改善策を打ち出し、13年度から着手実行されることが緊要である。

2　抜本的経営改善策の実施時期

抜本的経営改善策の具体的実行については、その実行に当たって、経過措置や準備期間が必要と考えられることから、その実施時期を明らかにして実行する必要がある。

本格実施された後においても、依然として経常収支が黒字基調となる見通しが立たない場合には、会有地の処分等の検討も必要となり、その上で、なおかつ展望が開けないときは、全面撤退する事態となることも覚悟しておく必要があると考えられる。

第2　宿泊事業の経営改善検討委員会の設置

「宿泊事業のあり方等に関する検討委員会」からの報告書の趣旨に沿って、平成13年度事業計画が策定されたことを受け、今後発生する事情の変化に即応する対策、経営体質転換への評価、宿泊事業再生の見通し及び平成14年度休廃止施設の判断等につき検討を行うため、平成13年4月25日付をもって宿泊事業の経営改善検討委員会が設置され、同年5月30日に第1回委員会が開催された。この委員会は、その後も設置趣旨に沿って開催されている（第2編第3部第2章第1節第8）。

なお、委員会は当初は毎月開催することとされたが、その後必要に応じて開催することに改められた。

表17　「宿泊事業の経営改善検討委員会」運営要領

「宿泊事業の経営改善検討委員会」運営要領

（設置目的）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下、「連合会」という。）の行う宿泊事業の運営に資するため、「宿泊事業の経営改善検討委員会」（以下、「改善検討委員会」という。）を設置する。

（委員会の開催）

第2条　改善検討委員会においては、必要に応じ開催するものとする。

（委員の構成）

第3条　改善検討委員会の委員は次の者をもって構成し、連合会理事長が委嘱する。

（1）学識経験者　6人以内

（2）事務主管者を代表する　4人以内

（3）組合員を代表する者　4人以内

（4）連合会を代表する者　3人以内

（委員の任期）

第4条　委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び委員長代理）

第5条　改善検討委員会に委員長及び委員長代理を置く。

（庶務）

第6条　改善検討委員会の庶務は連合会宿泊事業部が行う。

附　則

この要領は、平成13年4月25日から実施する。

附　則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

第3　宿泊事業の経営改善検討委員会検討経過等

平成13年5月30日に第1回経営改善検討委員会が開かれた。以降の検討経過については表18のとおりである。

表18　経営改善検討委員会の検討経過等

会議名	開催日（場所）	議　題
第1回宿泊事業の経営改善検討委員会	平13.5.30 KKRホテル東京	1「宿泊事業のあり方等に関する検討委員会」の経緯と提言の内容の説明 2「宿泊事業の経営改善検討委員会」の運営について 3 平成13年度事業計画の説明 4 平成12年度決算見込の説明 5 平成13年度4月分の月次実績の報告
第2回宿泊事業の経営改善検討委員会	平13.7.4 九段合同庁舎	1 平成13年度営業状況について（6月速報を含む） 2 売上改善施策実施状況について 3 今後の検討項目とその進め方について 4 単共施設との関係について 5 時間外勤務手当について
第3回宿泊事業の経営改善検討委員会	平13.9.27 九段合同庁舎	1 連合会を巡る特殊法人等改革の動き 2 行政コスト計算書について 3 平成13年度4月～8月営業損益を中心とした実績と年間推計 4 平成13年度4月～8月の実績における評価と問題点
第4回宿泊事業の経営改善検討委員会	平13.11.5 九段合同庁舎	1 平成13年度上半期実績及び今後の見通し 2 個別施設の営業損益について 3 部門別実績について 4 旭川宿泊所の業務委託について 5 組合員向け要請文について 6 KKRご利用案内

会議名	開催日（場所）	議　題
第5回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.2.5 KKRホテル東京	1 平成13年度見込と平成14年度事業計画及び将来展望
第6回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.4.24 KKRホテル東京	1 平成14年度事業計画策定の経過報告 2 平成13年度決算見込 3 今後の検討委員会のテーマとスケジュール 4 固定資産の保有状況等について
第7回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.6.10 九段合同庁舎	1 平成13年度決算の説明 2 平成14年度4月・5月の動向 3 施設別個別課題について ①仙台共済会館 ②熱海共済会館
第8回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.7.17 九段合同庁舎	1 平成14年度第1四半期の動向 2 宿泊事業におけるキャッシュフローについて・平成13年度キャッシュフロー及び赤字施設の資金収支 3 清算貸借対照表について
第9回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.8.27 KKRホテル東京	1 平成14年4月～ 7月の動向 2 これまで実施した売上増収策等について 3 人件費分析
第10回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.9.26 九段合同庁舎	1 平成14年4月～ 8月の経営実績と問題点について 2 キャッシュフローと借入金残高の推移について 3 施設廃止の収支計算について 4 職員の能率について
第11回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.10.30 九段合同庁舎	1 平成14年度上半期の経営実績について 2 平成14年度下半期推計について 3 宿泊経理の資金収支状況について 4 職務記述書等の作成について 5 メンバーズカードの発行について
第12回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.11.25 九段合同庁舎	1 平成14年4月～ 10月の経営実績について 2 中期的事業経営改善計画策定にあたって
第13回宿泊事業の経営改善検討委員会	平14.12.17 九段合同庁舎	1 平成14年4月～ 11月の経営実績について 2 平成14年度実績見込について
第14回宿泊事業の経営改善検討委員会	平15.1.30 九段合同庁舎	1 中期的事業経営改善計画について
第15回宿泊事業の経営改善検討委員会	平15.4.22 九段合同庁舎	1 中期的事業経営改善計画及び平成15年度事業計画について（報告） 2 中期的事業経営改善計画及び平成15年度事業計画の認可について（計数のまとめ） 3 平成14年度施設別営業損益見込について 4 平成15年度の施策及び施設別目標営業損益について 5 業績評価委員会の設置について 6 業務委託施設に係る経過報告について
第16回宿泊事業の経営改善検討委員会	平15.9.12 KKRホテル東京	1 平成15年4月～ 7月の経営概況等について
第17回宿泊事業の経営改善検討委員会	平16.3.11 KKRホテル東京	1 中期的事業経営改善計画の平成16年度改定について

会議名	開催日（場所）	議　題
第18回宿泊事業の経営改善検討委員会	平16.8.12 九段合同庁舎	1 平成15年度決算及び平成16年度4月～ 6月の経営概況等について 2 新給与制度について 3 勤務時間シフトについて 4 業績給の評価基準について
第19回宿泊事業の経営改善検討委員会	平16.11.9 九段合同庁舎	1 平成16年度上半期実績について 2 新給与制度について
第20回宿泊事業の経営改善検討委員会	平17.3.22 九段合同庁舎	1 中期的事業経営改善計画の平成17年度改定について
第21回宿泊事業の経営改善検討委員会	平17.11.11 KKRホテル東京	1 平成17年度上半期実績について 2 宿泊利用動向等実態調査の結果報告について
第22回宿泊事業の経営改善検討委員会	平18.3.14 九段合同庁舎	1 中期的事業経営改善計画の平成18年度改定について
第23回宿泊事業の経営改善検討委員会	平18.7.21 九段合同庁舎	1 平成17年度実績について 2 平成18年度第1四半期実績について 3 宿泊事業の第2次中期的事業経営改善計画〈仮称〉について
第24回宿泊事業の経営改善検討委員会	平18.11.1 九段合同庁舎	1 中期的事業経営改善計画の実施状況 2 新中期的事業経営改善計画の策定について（個別施設の状況）
第25回宿泊事業の経営改善討委員会	平18.11.29 KKRホテル東京	1 新中期的事業経営改善計画の策定について
第26回宿泊事業の経営改善検討委員会	平18.12.27 九段合同庁舎	1 現行の中期的事業経営改善計画の実施状況 2 第2次中期的事業経営改善計画骨子（案）
第27回宿泊事業の経営改善検討委員会	平19.3.14 KKRホテル東京	1 第2次中期的事業経営改善計画について
第28回宿泊事業の経営改善検討委員会	平19.12.21 KKRホテル東京	1 平成19年4月～ 10月の実績について 2 Gグループ及び委託施設の状況について
第29回宿泊事業の経営改善検討委員会	平20.3.6 九段合同庁舎	1 第2次中期的事業経営改善計画の改定について
第30回宿泊事業の経営改善検討委員会	平21.3.16 九段合同庁舎	1 第2次中期的事業経営改善計画（平成21年度改定計画）（案）
第31回宿泊事業の経営改善検討委員会	平22.3.12 九段合同庁舎	1 第2次中期的事業経営改善計画（平成22年度改定計画）（案） 2 組合員アンケートの結果について
第32回宿泊事業の経営改善検討委員会	平23.3.16 九段合同庁舎	1 第2次中期的事業経営改善計画（平成23年度改定計画）（案）
第33回宿泊事業の経営改善検討委員会	平23.7.29 KKRホテル東京	1 平成22年度実績について 2 第3次中期経営改善計画について
第34回宿泊事業の経営改善検討委員会	平23.10.28 KKRホテル東京	1 第2次中期的事業経営改善計画の実績について 2 第2次中期的事業経営改善計画における営業利益の低下と主な要因について 3 内部利用の減少要因について

会議名	開催日（場所）	議　題
第35回宿泊事業の経営改善検討委員会	平23.11.25 KKRホテル東京	1 委託調査の概要 2 第3次中期経営改善計画における経営改善施策（案） 3 第3次中期経営改善計画における損益見通し 4 投資と整理合理化について
第36回宿泊事業の経営改善検討委員会	平23.12.16 九段合同庁舎	1 内部利用向上策について 2 整理合理化と投資の考え方について 3 財務の見通しについて
第37回宿泊事業の経営改善検討委員会	平24.1.20 九段合同庁舎	1 第3次中期経営改善計画に係る審議経過 2 第3次中期経営改善計画（基本方針）（案） 3 第3次中期経営改善計画に係る主な意見
第38回宿泊事業の経営改善検討委員会	平24.3.13 九段合同庁舎	1 第3次中期経営改善計画について
第39回宿泊事業の経営改善検討委員会	平25.2.13 九段合同庁舎	1 平成24年度の経営状況報告 2 第3次中期経営改善計画策定後の状況変化とその対応
第40回宿泊事業の経営改善検討委員会	平25.3.13 九段合同庁舎	1 第3次中期経営改善計画（平成25年度改定計画）について 2 整理合理化の施設選定に向けた着眼点について
第41回宿泊事業の経営改善検討委員会	平25.9.27 九段合同庁舎	1 平成24年度決算について 2 整理合理化施設の決定について
第42回宿泊事業の経営改善検討委員会	平26.3.12 九段合同庁舎	1 第3次中期経営改善計画（平成26年度改定計画）について
第43回宿泊事業の経営改善検討委員会	平26.9.26 九段合同庁舎	1 平成25年度決算について 2 整理合理化施設の選定について
第44回宿泊事業の経営改善検討委員会	平27.3.16 九段合同庁舎	1 第3次中期経営改善計画（平成27年度改定計画）について
第45回宿泊事業の経営改善検討委員会	平27.10.7 九段合同庁舎	1 平成26年度決算等について 2 第4次中期経営改善計画の策定について
第46回宿泊事業の経営改善検討委員会	平27.11.9 九段合同庁舎	1 宿泊事業の将来像を踏まえた第4次中期経営改善計画の考え方について 2 整理合理化施設の選定について 3 耐震改修の適否等の検討について 4 内部利用促進策について
第47回宿泊事業の経営改善検討委員会	平27.12.11 九段合同庁舎	1 耐震改修を断念した2施設の方針（案）について 2 経営改善策について 3 目標営業利益について 4 資金計画について
第48回宿泊事業の経営改善検討委員会	平28.1.15 九段合同庁舎	1 新耐震基準を満たしていない3共済会館を廃止するに至る論点の整理 2 第4次中期経営改善計画（基本方針）【素案】
第49回宿泊事業の経営改善検討委員会	平28.3.14 九段合同庁舎	1 平成28年度事業計画及び予算（案）について 2 第4次中期経営改善計画について
第50回宿泊事業の経営改善検討委員会	平28.10.13 九段合同庁舎	1 平成27年度決算等について 2 施設の整理合理化の検討について
第51回宿泊事業の経営改善検討委員会	平29.3.14 九段合同庁舎	1 第4次中期経営改善計画（平成29年度改定計画）（案）について

会議名	開催日（場所）	議　題
第52回宿泊事業の経営改善検討委員会	平30.3.14 九段合同庁舎	1 第4次中期経営改善計画（平成30年度改定計画）（案）について
第53回宿泊事業の経営改善検討委員会	平31.3.13 九段合同庁舎	1 第4次中期経営改善計画（平成31年度改定計画）（案）について
第54回宿泊事業の経営改善検討委員会	令2.3.11 (コロナにより) 中止・資料送付	1 第4次中期経営改善計画（令和2年度改定計画）（案）について
第55回宿泊事業の経営改善検討委員会	令2.10.28 九段合同庁舎	1 令和元年度決算について 2 整理合理化について 3 令和2年度の経営状況等について ①上半期の経営状況 ②令和2年度の収支見通し及び資金繰り等 4 コロナ禍における各種取組について 5 次期中期経営改善計画の取扱いについて
第56回宿泊事業の経営改善検討委員会	令3.1.27 KKRホテル東京	1 令和2年度12月末の経営状況について 2 令和3年度事業計画及び予算にかかる重点事項（骨子）（案）について 3 次期中期経営改善計画に向けた検討課題について 4 前回の会議における確認事項について
第57回宿泊事業の経営改善検討委員会	令3.3.10 九段合同庁舎	1 令和3年度事業計画及び予算（案）について 2 内部利用者に対する優遇策等について
第58回宿泊事業の経営改善検討委員会	令3.10.20 九段合同庁舎	1 令和2年度決算について 2 令和3年度の経営状況等について ①4月～ 8月の経営状況 ②令和3年度の収支見通し及び資金繰り等 3 新型コロナへの対応（取組状況）について 4 施設の経営管理について
第59回宿泊事業の経営改善検討委員会	令3.11.24 九段合同庁舎	1 令和3年度（9月累計）の経営状況について 2【概要版】宿泊事業経営再生5か年計画（案） 3 施設の経営管理について（再） 4 整理合理化と施設整備等の方向性について 5 人材の確保・育成について 6 運営の効率化等について
第60回宿泊事業の経営改善検討委員会	令3.12.21 九段合同庁舎	1 令和3年度（10月累計）の経営状況について 2【概要版】宿泊事業経営再生5か年計画（案） 3 組合員福祉の充実等について 4 目標営業利益の設定及び資金計画について
第61回宿泊事業の経営改善検討委員会	令4.1.27 KKRホテル東京	1 令和3年度（12月累計）の経営状況について 2 前回の委員会でのご指摘等について 3【概要版】宿泊事業経営再生5か年計画（案） 4 宿泊事業経営再生5か年計画（基本方針）の素案について
第62回 宿泊事業の経営改善検討委員会	令4.3.16 九段合同庁舎	1 令和3年度（1月累計）の経営状況について 2【概要版】宿泊事業経営再生5か年計画（案） 3 宿泊事業経営再生5か年計画(基本方針)(案）について 4 宿泊事業経営再生5か年計画(令和4年度計画）（案）について

会議名	開催日（場所）	議　題
第63回 宿泊事業の経営改善検討委員会	令5.1.26 九段合同庁舎	1 令和4年度（12月累計）の経営状況について 2 宿泊事業における令和5年度事業計画及び予算の主な施策について（案） 3 宿泊事業経営再生5か年計画（基本方針）の改正案について 4 貸付事業の概要
第64回 宿泊事業の経営改善検討委員会	令5.3.8 九段合同庁舎	1 宿泊事業経営再生5か年計画（令和5年度計画）（案）について 2 宿泊事業経営再生5か年計画（基本方針）の改正案について
第65回 宿泊事業の経営改善検討委員会	令6.3.11 九段合同庁舎	1 宿泊事業経営再生5か年計画（令和6年度計画）（案）について

第2章

短期財政調整事業運営委員会

第1節　短期財政調整事業運営委員会の設置

連合会は昭和56年7月1日付で「国家公務員共済組合連合会短期給付財政調整事業運営規則」（表1）を定め、交付金の交付事業や共同事業の適正な運営を行うための短期財政調整事業運営委員会（以下「委員会」という）を設置した（連合会『五十年史（下）』973－974頁）。

この委員会の委員は、交付を受ける組合以外の組合を代表する組合員のうちから、各組合の代表者の推薦により連合会理事長が任命し、委員の任期は2年（委員の代表する組合が交付金を受けることとなった場合は、そのときまで）とした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とした（歴代委員の委嘱状況については、資料編「組織及び構成員等　Ⅶ-15」参照）。

表1　国家公務員共済組合連合会短期給付財政調整事業運営規則（抄）

国家公務員共済組合連合会短期給付財政調整事業運営規則（抄）

（昭和56年7月1日）

第1章　総則

（目的）

第1条　この運営規則は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第36条において準用する法第11条及び国家公務員共済組合連合会定款（以下「定款」という。）第43条の規定により、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、法附則第14条の3第1項に規定する交付金の交付の事業及び国家公務員共済組合（以下「組合」という。）が共同して行うことが適当と認められる事業（以下「短期給付財政調整事業」という。）の実施に関する事務について、その運営の方針その他の事項を定めることを目的とする。

（運営方針）

第2条　短期給付財政調整事業の実施に当たっては、法令、定款及びこの規則に定めるところによるほか、短期給付財政調整事業の趣旨に則り、組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整し、及び財政の健全化に資するよう効率的に行わなければならない。

第2章　事業運営委員会

（設置及び委員）

第3条　連合会に事業運営委員会を置く。

2　委員は、6人とし、交付金を受ける組合以外の組合を代表する組合員（その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁（法第2条第1項第7号に規定する各省各庁をいう。）について設けられた

他の組合の組合員であるものを含む。）のうちから、各組合の代表者の推薦により、理事長が任命する。

3　委員の任期は、2年（委員の代表する組合が交付金を受けることとなった場合は、その時まで）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第4条　事業運営委員会は、理事長が必要に応じ招集する。

（審議事項）

第5条　事業運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）事業計画並びに予算及び決算に関すること。

（2）運営規則の変更に関すること。

（3）交付金の交付に関すること。

（4）国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）附則第8条第2項に規定する事業に関する重要な事項。

（5）預託金の運用収入の残額の還付に関すること。

（6）その他短期給付財政調整事業の運営に関する重要な事項。

（調査）

第6条　事業運営委員会は、必要に応じ交付金を受ける組合の短期経理、短期給付事業運営の状況、共同事業に関することその他必要事項を調査し、又は当該組合から資料の提出を求めることができる。

第2節　短期財政調整事業運営委員会の活動

委員会では、平成11年度以降、令和5年度までに50回開催され、主に以下に掲げる事項を審議してきた。財政調整事業の交付事業及び共同事業に関する毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、交付事業及び共同事業に関する運営規則の変更、交付金の交付に関する事項、「国家公務員共済組合法施行令」（昭和32年政令第207号）附則第8条第2項に規定する事業に関する重要事項、預託金の運用収入の残額の還付に関すること、その他短期給付財政調整事業の運営に関する重要事項。

また、委員会は、必要に応じ交付金を受ける組合の短期経理、短期給付事業運営の状況、共同事業に関すること、その他必要事項を調査し、又は当該組合から資料の提出を求めることができるものとされている。

なお、委員会の開催状況は表2のとおり。

表2　短期財政調整事業運営委員会検討経過等（平成11年～）

会議名	開催日（場所）	議　題
第38回短期財政調整事業運営委員会	平11.6.14 KKRホテル東京	1 平成10年度短期財調経理の決算について 2 その他
第39回短期財政調整事業運営委員会	平12.3.15 KKRホテル東京	1 平成12年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第40回短期財政調整事業運営委員会	平12.6.15 KKRホテル東京	1 平成11年度短期財調経理の決算について 2 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第41回短期財政調整事業運営委員会	平13.3.21 KKRホテル東京	1 平成13年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第42回 短期財政調整事業運営委員会	平13.6.18 KKRホテル東京	1 平成12年度短期財調経理の決算について 2 その他
第43回短期財政調整事業運営委員会	平14.3.19 KKRホテル東京	1 平成14年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第44回短期財政調整事業運営委員会	平14.6.14 KKRホテル東京	1 平成13年度短期財調経理の決算について 2 その他
第45回短期財政調整事業運営委員会	平15.3.19 KKRホテル東京	1 平成15年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第46回短期財政調整事業運営委員会	平15.6.17 KKRホテル東京	1 平成14年度短期財調経理の決算について 2 その他
第47回短期財政調整事業運営委員会	平16.3.15 KKRホテル東京	1 平成16年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第48回短期財政調整事業運営委員会	平16.6.16 KKRホテル東京	1 平成15年度短期財調経理の決算について 2 その他
第49回短期財政調整事業運営委員会	平17.3.15 KKRホテル東京	1 平成17年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第50回短期財政調整事業運営委員会	平17.6.14 KKRホテル東京	1 平成16年度短期財調経理の決算について 2 その他
第51回短期財政調整事業運営委員会	平18.3.13 KKRホテル東京	1 平成18年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第52回短期財政調整事業運営委員会	平18.6.9 持ち回り開催	1 平成17年度短期財調経理の決算について 2 その他
第53回短期財政調整事業運営委員会	平19.3.13 KKRホテル東京	1 平成19年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第54回短期財政調整事業運営委員会	平19.6.20 持ち回り開催	1 平成18年度短期財調経理の決算について 2 その他
第55回短期財政調整事業運営委員会	平20.3.13 KKRホテル東京	1 平成20年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第56回短期財政調整事業運営委員会	平20.6.26 持ち回り開催	1 平成19年度短期財調経理の決算について 2 その他
第57回短期財政調整事業運営委員会	平21.3.18 KKRホテル東京	1 平成21年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第58回短期財政調整事業運営委員会	平21.6.17 持ち回り開催	1 平成20年度短期財調経理の決算について 2 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第59回短期財政調整事業運営委員会	平22.3.23 九段合同庁舎	1 平成22年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第60回短期財政調整事業運営委員会	平22.6.8 持ち回り開催	1 平成21年度短期財調経理の決算について 2 その他
第61回短期財政調整事業運営委員会	平23.3.23 九段合同庁舎	1 平成23年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第62回短期財政調整事業運営委員会	平23.6.8 持ち回り開催	1 平成22年度短期財調経理の決算について 2 その他
第63回短期財政調整事業運営委員会	平24.3.23 九段合同庁舎	1 平成24年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第64回短期財政調整事業運営委員会	平24.6.14 持ち回り開催	1 平成23年度短期財調経理の決算について 2 その他
第65回短期財政調整事業運営委員会	平25.3.26 九段合同庁舎	1 平成25年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第66回短期財政調整事業運営委員会	平25.6.12 持ち回り開催	1 平成24年度短期財調経理の決算について 2 その他
第67回短期財政調整事業運営委員会	平26.3.25 九段合同庁舎	1 平成26年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第68回短期財政調整事業運営委員会	平26.6.13 持ち回り開催	1 平成25年度短期財調経理の決算について 2 その他
第69回短期財政調整事業運営委員会	平27.3.24 九段合同庁舎	1 平成27年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第70回短期財政調整事業運営委員会	平27.6.15 持ち回り開催	1 平成26年度短期財調経理の決算について 2 その他
第71回短期財政調整事業運営委員会	平28.3.23 九段合同庁舎	1 平成28年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第72回短期財政調整事業運営委員会	平28.6.10 持ち回り開催	1 平成27年度短期財調経理の決算について 2 その他
第73回短期財政調整事業運営委員会	平29.3.17 九段合同庁舎	1 平成29年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第74回短期財政調整事業運営委員会	平29.6.16 持ち回り開催	1 平成28年度短期財調経理の決算について 2 その他
第75回短期財政調整事業運営委員会	平30.3.26 九段合同庁舎	1 平成30年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第76回短期財政調整事業運営委員会	平30.6.15 持ち回り開催	1 平成29年度短期財調経理の決算について 2 その他

会議名	開催日（場所）	議　題
第77回短期財政調整事業運営委員会	平31.3.20 九段合同庁舎	1 平成31年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第78回短期財政調整事業運営委員会	令元.6.14 持ち回り開催	1 平成30年度短期財調経理の決算について 2 その他
第79回短期財政調整事業運営委員会	令2.3.11 持ち回り開催	1 令和2年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第80回短期財政調整事業運営委員会	令2.7.16 持ち回り開催	1 令和元年度短期財調経理の決算について 2 その他
第81回短期財政調整事業運営委員会	令3.3.17 持ち回り開催	1 令和3年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第82回短期財政調整事業運営委員会	令3.6.18 持ち回り開催	1 令和2年度短期財調経理の決算について 2 その他
第83回短期財政調整事業運営委員会	令4.3.17 九段合同庁舎	1 令和4年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第84回短期財政調整事業運営委員会	令4.6.22 持ち回り開催	1 令和3年度短期財調経理の決算について 2 その他
第85回短期財政調整事業運営委員会	令5.3.17 九段合同庁舎	1 令和5年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他
第86回短期財政調整事業運営委員会	令5.6.21 持ち回り開催	1 令和4年度短期財調経理の決算について 2 その他
第87回短期財政調整事業運営委員会	令6.3.12 九段合同庁舎	1 令和6年度短期財調経理事業計画及び予算（案）について 2 その他

第3章

福祉事業関係諸委員会

第1節　保健施設運営委員会（廃止）

保健施設運営委員会（以下「委員会」という）は理事長の諮問に応じて、保健体育事業に関する事項を審議することを目的として設置された機関である。具体的には、連合会が設置運営する目白運動場に関する整備、利用などに関し、連合会加入共済組合の要望等の取りまとめなどを行う。日白運動場の使用に当たっては加入共済組合に対して連合会からの申入れ等を周知させることを主な設置理由としていた（連合会『五十年史（下）』977－978頁参照）。

なお、当該運営委員会は、平成17年1月31日に目白運動場の営業停止に伴い休会となり、同年3月31日廃止となった。

第2節　住宅地等運営委員会等廃止

第1　住宅地運営委員会

連合会は、昭和28年度事業計画の一つとして、まず住宅地の入手計画を立て、主務官庁の大蔵省の認可を得、国家公務員個人では取得が難しい住宅地の分譲促進を図るため、住宅地運営委員会を昭和28年12月21日付で設置した。

委員会は毎月2回開催され、その構成は会長（連合会理事長）1人、委員（連合会役員）3人、非現業共済組合事務連絡会議（事務連）代表2人、非現業共済組合員代表協議会（共済協）代表2人からなる。分譲等の処理方針の策定などをこの委員会に諮って分譲用土地を取得し、施工分譲を行うこととなった（連合会『五十年史（下）』978－979頁参照）。

第2　住宅地等運営委員会

連合会では、国が行うべき国家公務員の持家取得促進の一翼を担って宅地分譲事業を実施してきたが、昭和44年の愛知県小牧市久保山分譲を最後に数年の間、分譲事業は行われないままであった。昭和47年度に入り、加入共済組合から分譲事業を望む声が強まったことから、連合会ではこれを再開することとした。組合員のために行う宅地及び住宅の分譲、斡旋等の事業を円滑に推進する目的をもって住宅地等運営委員会を昭和47年11月7日付で設置し、一般企業が造成した宅地を取得して分譲することとなった。

しかし、昭和62年頃から首都圏をはじめとして全国的に地価が著しく高騰し、組合員の要望に合った通勤可能な範囲内にある一般より低廉でかつある程度まとまった宅地を確保することが困難となったこと、売れ残りが生じた場合のリスク問題などから、宅地分譲事業については平成7年度をもって凍結。既に平成元年度から徐々に拡大してきていた斡旋事業（仲介斡旋事業・新規物件斡旋事業・建築斡旋事業）を、充実・拡大する方向に方針転換を行った。

平成12年6月15日（91回開催）をもって、当該運営委員会は休会となり、同日付で委嘱を解する辞令を交付し、その後、平成15年度末にて住宅経理廃止に伴い、委員会規定も廃止となった。

第4編　国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第4部
共済医学会等

第1章

共済医学会

第1節　共済医学会

共済医学会は、「連合会に所属する医療施設に勤務する者の学術及び技能の向上を図り、もって、連合会病院の進歩発展に寄与することを目的」（共済医学会会則第3条）として、昭和27年に設立された。設立の経緯については、連合会『五十年史（下）』981頁に記載されており、本稿では平成11年度以降の状況について記載する。

第1　共済医学会の運営

共済医学会の運営にあたっては、名誉会長、会長、会頭、副会頭、常任幹事、幹事の役員で構成される（共済医学会会則第5条）。

名誉会長は、平成10年度以降、連合会理事長が就任することになっており、会長は、「幹事会が理事長に次の基準を付して候補者の推薦を依頼し、推薦された候補者のうちから幹事会において選出する」ことになっているが、初代会長は虎の門病院長小坂樹徳が就任して以降、歴代の虎の門病院長が就任している。会頭は、総会及び学術集会の開催病院長が就任することになっている。これまで総会及び学術集会の開催病院の近隣の病院長が幹事長となっていたが、平成24年度からは次期開催の病院長が副会頭となった。平成11年度以降の歴代役員は表2のとおり。

（参考）
表1　共済医学会会則

共済医学会会則

（名　称）
第1条　本会は、共済医学会と称する。

（事務所）
第2条　本会の主たる事務所は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）本部内に置く。

（目　的）
第3条　本会は、連合会に所属する医療施設に勤務する者の学術及び技能の向上を図り、もって、連合会病院の進歩発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）総会及び学術集会の開催
（2）表彰
（3）海外留学員に対する留学費の援助
（4）国内留学員に対する留学費の援助
（5）共同研究事業に対する研究費の援助
（6）共済医報の編集
（7）シミュレーション・ラボセンター事業
（8）その他目的を達成するために必要な事業

（役　員）
第5条　本会に、次の役員を置く。
（1）名誉会長　1名
（2）会長　1名
（3）会頭　1名
（4）副会頭　1名
（5）常任幹事　若干名
（6）幹事　35名以内
2　名誉会長は、連合会理事長（以下「理事長」という。）とする。
3　会長は、幹事会が理事長に次の基準を付して候補者の推薦を依頼し、推薦された候補者のうちから幹事会において選出する。
（1）候補者は第1項に定める役員経験者とする（ただし、第1号に定める役員を除く）。
（2）前号に定める「候補者」には、病院長を退任後、理事長から顧問を委嘱されている者を含めるものとする。
4　会頭は、会長が理事長に幹事のうちから候補者の推薦を依頼し、推薦された候補者のうちから幹事会において選出する。
5　副会頭は、次期会頭を充てるものとし、その選出は前項の規定を準用する。
6　常任幹事は、会長が第10条第2号に定める各地区毎に候補者を推薦し、推薦された候補者のうちから幹事会において選出する。
7　会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会長の任期は、前任者の残任期間とする。
8　会長に就任していた病院長が病院長を退職後、引き続いて顧問に就任する場合には、継続して会長に就任できるものとする。ただし、任期は病院長としての会長の期間を通算して2年とする。
9　会頭及び副会頭の任期は、前回総会終了日の属する月の翌月の初日から当該総会終了日の属する月の末日までの期間とする。
10　常任幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の常任幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務及び権限）
第6条　会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
2　名誉会長は、総会、幹事会及び学術集会に出席し、意見を述べることができる。
3　会頭は、第4条第1号に定める事業のうち、総会に関する準備を行うとともに、学術集会を統括するものとし、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
4　副会頭は、会頭を補佐し、会頭に事故があるときは、その職務を代行する。

第7条　削除

（会　員）

第8条　本会の普通会員は、連合会に所属する医療施設の職員（顧問及び常勤的非常勤職員を含む。）とする。ただし、連合会に勤務するその他の役職員についても、幹事会の議決により普通会員とすることができる。

2　長期間にわたり普通会員であり、かつ、本会に特別の功労があった者については、普通会員でなくなった後において、幹事会の議決により名誉会員とすることができる。

3　名誉会員は、会長から要請があったときは幹事会に出席し、意見を述べることができる。

（幹 事 会）

第9条　幹事会は、幹事をもって構成する。

2　前項に規定する幹事は、連合会病院長及び分院長とする。

3　幹事会は、総会及び学術集会（以下「総会等」という。）の開催時及び必要の都度、会長が招集する。

4　幹事会の議決事項は、次のとおりとし、これらの事項については、総会において報告しなければならない。

（1）会則その他の諸規程の作成及び変更に関すること。

（2）会長、会頭及び常任幹事の選出に関すること。

（3）共済医報編集委員会の編集責任者及び編集委員の委嘱に関すること。

（4）名誉会員の選出に関すること。

（5）事業計画に関すること。

（6）予算及び決算に関すること。

（7）海外及び国内留学員（共済医学会留学制度規程第2条第2項第1号に掲げる国内留学員を除く）の決定に関すること。

（8）学術集会又は共済医報に発表した研究のうち、優秀なものについての表彰に関すること。

（9）第8条ただし書の普通会員に関すること。

（10）前各号のほか、本会運営上特に重要な事項に関すること。

5　前項の議決事項については理事長に報告するものとする。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号までの事項については理事長の承認を受けるものとする。

6　幹事会の議長は、会長とする。ただし、会長が出席できないときは、会頭が、会頭が出席できないときは、副会頭が議長となる。

7　幹事会は、全幹事の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

8　幹事会の議決は、出席幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9　幹事に事故があるときは、代理人（副院長又はこれに準ずる者に限る。）を幹事会に出席させることができる。

10　会長は、幹事会を開催したときは、議事録を作成し保存するとともに、その写を理事長に送付するものとする。

（常任幹事会）

第10条　常任幹事会は、会頭、副会頭及び常任幹事をもって構成する。

2　前項に規定する常任幹事は、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の各地区にそれぞれ在勤する幹事をあてるものとする。

3　常任幹事会は、必要の都度、会長が招集する。

4　会長は、特に必要と認めた場合には、常任幹事以外の幹事を常任幹事会に出席させることができる。

5　常任幹事会においては、次に掲げる事項を行う。

（1）幹事会の議決事項に関する案の作成

（2）幹事会の議決事項のうち、特に緊急を要する事項の議決

6　前項第2号に定める議決を行ったときは、会長は、できるだけ速やかに常任幹事以外の幹事の2分の1以上の了承を得なければならない。

7　常任幹事会における議長、議決及び出席者については、前条第6項から第10項までの規定を準用する。

（部　会）

第11条　本会を第一部会及び第二部会に区分し、臨床医学及びこれと特に関連のある基礎医学に関することは第一部会に属するものとし、その他医療施設各部門の学術及び技能並びに病院管理等に関することは、第二部会に属するものとする。

（総 会 等）

第12条　総会等は、毎年1回開催する。

2　会頭は、総会等開催予定日の6月以上前に総会等に関する計画及び予算を作成し、会長を通じて理事長と協議するものとする。

3　総会等の開催に関する通知は、総会については会長が、学術集会については会頭が行うものとする。

4　総会等には、連合会を組織する組合（国家公務員共済組合法第3条に規定する連合会を組織する組合をいう。）の所属医療施設に勤務する職員の参加を認めることができる。

5　会頭は、総会等終了後3月以内に総会等に関する精算を行い、会長を通じて理事長に報告するものとする。

（表彰、留学及び共同研究事業）

第13条　第4条に定める共済医学会の行う事業のうち、表彰を実施するために必要な事項は別に定めるものとし、次に掲げる事項を実施するために必要な事項は、理事長の定めるところによるものとする。

（1）海外留学員に対する留学費の援助

（2）国内留学員に対する留学費の援助

（3）共同研究事業に対する研究費の援助

（共済医報の編集）

第14条　共済医報の編集を行うため、共済医学会に共済医報編集委員会を置く。

2　共済医報編集委員会は、編集委員10名以内で組織し、その中の1名を編集責任者とする。

3　編集責任者及び編集委員は、普通会員である医師又は普通会員であった医師の中から、会長が委嘱する。

4　共済医報編集委員会は、必要の都度、編集責任者が招集し、次に掲げる事項を審議する。

（1）編集方針

（2）原稿料、翻訳料その他編集に要する費用

（3）配付先及びその部数

（4）その他編集のために必要な事項

5　編集責任者は、毎事業年度開始前に、共済医報の編集に関する計画及び予算を作成し、会長を通じて理事長と協議するものとする。
6　編集責任者は、毎事業年度終了後、共済医報の編集に関する収支精算書を作成し、会長を通じて理事長に報告するものとする。

（シミュレーション・ラボセンター事業）
第14条の2　医療の質の向上、安全管理の方法や医療技術の習得を図るため、「国家公務員共済組合連合会シミュレーション・ラボセンター」（以下「ラボセンター」という。）を設置運営する。
2　ラボセンターの運営管理を虎の門病院長に委託し、ラボセンターを虎の門病院施設内に設置する。
3　ラボセンター事業において、効率的な運営に資するため、ラボセンターのサテライトセンターを別紙のとおり設置する。
4　ラボセンター業務の適正な運営に資するため、「シミュレーション・ラボセンター運営委員会」を置き、その中の1名を委員長とする。
5　委員長は、毎事業年度開始前に、ラボセンターに関する計画及び予算を作成し、会長を通じて理事長と協議するものとする。
6　委員長は、毎事業年度終了後、ラボセンター実施報告書を作成し、会長を通じて理事長に報告するものとする。
7　ラボセンターの運営に必要な事項は別途定める。

（連合会本部の協力）
第15条　会長は、本会の運営及び事務処理について、連合会本部役職員の協力を得ることができる。
2　会長は、総会、幹事会又は常任幹事会等を開催するときには、連合会本部役職員の出席を理事長に要請するものとする。
3　前項の規定による要請に基づき幹事会又は常任幹事会に出席した連合会本部役職員は、意見を述べることができる。ただし、議決に加わらないものとする。

（会　計）
第16条　本会の会計については、共済医学会会計を設けて経理するものとし、その事務は連合会本部に委託する。
2　前項の規定にかかわらず、総会等の際の出納事務及びその精算については、会頭が所属する病院において行う。この場合において、総会等に必要な経費を予算の範囲内で共済医学会会計から仮払を受けることができる。また、共済医報編集経費の出納事務及び精算については、共済医報編集責任者において行う。この場合において、編集に必要な経費は、予算の範囲内で共済医学会会計から仮払を受けることができる。
3　本会の運営に要する費用の財源は、次に掲げるものをもってあてる。ただし、ラボセンター運営に要する運営経費は、ラボセンター運営参加病院が負担するものとする。
（1）連合会の所属医療施設の負担金　前会計年度における診療収入の1万分の1.5に相当する額（円位未満切上げ）
（2）連合会本部の助成金　前号の額と同額
4　前項第1号の負担金は、前会計年度の決算確定後、速やかに共済医学会会計に納入しなければならない。

5　会長は、連合会本部に委託した本会の会計に関し、必要があるときはその内容について通知を求めることができる。

（不正への対応）
第17条　本会は、第4条各号に掲げる各事業において支給される補助金等について、対象となった者が不正な手段で補助金等の支給を受けていたことが判明したときには、既に支給した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

附　則
1　この改正会則は、昭和46年11月25日から適用する。
2　改正前の共済医学会会則第31条の規定による附帯事業は、改正後の会則第14条の規定による附帯事業とみなす。
附　則
1　この改正会則は、昭和51年4月1日から適用する。
2　改正前の共済医学会会則第16条に基づく弔慰金特別会計の資産は、弔慰金支給規程の定めるところにより理事長が管理する。
3　共済医学会会計取扱規程、共済医学会会則第14条の規定による附帯事業に関する通達、国家公務員等共済組合連合会研究員制度要領及び研究員奨学金返済手続は、廃止する。
附　則
この改正会則は、昭和58年4月1日から適用する。
附　則
この改正会則は、昭和59年4月1日から適用する。
附　則
この改正会則は、昭和60年4月1日から適用する。
附　則
この改正会則は、昭和63年4月1日から適用する。
附　則
この改正会則は、昭和63年4月1日から適用する。
1　この改正会則は、平成4年4月1日から適用する。
2　この改正会則の適用日以後、最初に選出する会長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、平成5年10月31日までとする。
3　この改正会則適用日以後、最初に選出する常任幹事の任期は、第5条第8項の規定にかかわらず、そのうちの約半数は平成5年10月31日までとし、それ以外は平成6年10月31日までとする。
4　この改正会則の適用日前に会長及び常任幹事を選出したときは、適用日において第9条第4項第2号の規定による選出をしたものとみなす。
附　則　　この改正会則は、平成9年11月1日から施行する。
附　則　　この改正会則は、平成10年11月1日から施行する。
附　則　　この改正会則は、平成18年4月1日から施行する。
附　則　　この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。
附　則　　この改正会則は、平成28年11月1日から施行する。
附　則　　この改正会則は、令和元年11月1日から適用する。

表2　共済医学会歴代役員（平成11年4月以降）

	H11.4.1	H11.11.1	H12.4.1	H12.7.1	H12.11.1
名誉会長	古橋　源六郎 本　部	古橋　源六郎 本　部	古橋　源六郎 本　部	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部
会　長	松角　康彦 熊本中央病院	松角　康彦 熊本中央病院	松角　康彦 熊本中央病院	松角　康彦 熊本中央病院	松角　康彦 熊本中央病院
会　頭	西田　之昭 浜の町病院	森　昌造 東北公済病院	森　昌造 東北公済病院	森　昌造 東北公済病院	秋山　洋 虎の門病院
副会頭 （H24年度までは幹事長）	阿部　健 千早病院	山田　明之 宮城野分院	山田　明之 宮城野分院	山田　明之 宮城野分院	紫芝　良昌 虎の門病院分院

	H13.4.1	H13.11.1	H14.4.1	H14.11.1	H15.4.1
名誉会長	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部
会　長	松角　康彦 熊本中央病院	松角　康彦 熊本中央病院	松角　康彦 熊本中央病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院
会　頭	秋山　洋 虎の門病院	元田　憲 横浜栄共済病院	元田　憲 横浜栄共済病院	倉岡　敏彦 吉島病院	倉岡　敏彦 吉島病院
副会頭 （H24年度までは幹事長）	村勢　敏郎 虎の門病院分院	金山　正明 平塚共済病院	金山　正明 平塚共済病院	中井　志郎 広島記念病院	中井　志郎 広島記念病院

	H15.11.1	H16.4.1	H16.11.1	H17.4.1	H17.11.1
名誉会長	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部	寺村　信行 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部
会　長	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院
会　頭	紫芝　良昌 三宿病院	紫芝　良昌 三宿病院	福井　仁士 佐世保共済病院	福井　仁士 佐世保共済病院	生塩　之敬 大手前病院
副会頭 （H24年度までは幹事長）	山浦　伊裟吉 九段坂病院	山浦　伊裟吉 九段坂病院	山木戸　道郎 呉共済病院	山木戸　道郎 呉共済病院	笹田　明徳 六甲病院

	H18.4.1	H18.11.1	H19.4.1	H19.11.1	H20.4.1
名誉会長	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部
会　長	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院	秋山　洋 虎の門病院
会　頭	生塩　之敬 大手前病院	早川　直和 東海病院	早川　直和 東海病院	岸　洋一 横須賀共済病院	岸　洋一 横須賀共済病院
副会頭 （H24年度までは幹事長）	笹田　明徳 六甲病院	早川　哲夫 名城病院	早川　哲夫 名城病院	隅谷　護人 東京共済病院	隅谷　護人 東京共済病院

	H20.11.1	H21.4.1	H21.11.1	H22.4.1	H22.11.1
名誉会長	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部
会　長	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院
会　頭	篠原　幸人 立川病院	篠原　幸人 立川病院	加藤　紘之 KKR札幌 医療センター 斗南病院	加藤　紘之 KKR札幌 医療センター 斗南病院	山口　徹 虎の門病院
副会頭 （H24年度までは幹事長）	石川　誠 水府病院	深澤　洋 水府病院	赤坂　嘉宣 KKR札幌 医療センター	赤坂　嘉宣 KKR札幌 医療センター	熊田　博光 虎の門病院分院

	H23.4.1	H23.11.1	H24.4.1	H24.11.1	H25.4.1
名誉会長	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部
会　長	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院
会　頭	山口　徹 虎の門病院	小野　哲也 呉共済病院	小野　哲也 呉共済病院	濱田　泰之 熊本中央病院	濱田　泰之 熊本中央病院
副会頭 （H24年度までは幹事長）	熊田　博光 虎の門病院分院	木寺　義郎 佐世保共済病院	木寺　義郎 佐世保共済病院	伊藤　隆之 名城病院	伊藤　隆之 名城病院

	H25.11.1	H26.4.1	H26.11.1	H27.4.1	H27.11.1
名誉会長	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部
会　長	仁保　喜之 千早病院	仁保　喜之 千早病院	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院
会　頭	伊藤　隆之 名城病院	伊藤　隆之 名城病院	厚井　文一 高松病院	厚井　文一 高松病院	丹羽　明博 平塚共済病院
副会頭	厚井　文一 高松病院	厚井　文一 高松病院	丹羽　明博 平塚共済病院	丹羽　明博 平塚共済病院	野原　隆司 枚方公済病院

	H28.4.1	H28.11.1	H29.11.1	H30.4.1	H30.11.1
名誉会長	尾原　榮夫 本　部	尾原　榮夫 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部
会　長	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院
会　頭	丹羽　明博 平塚共済病院	野原　隆司 枚方公済病院	一宮　仁 浜の町病院	一宮　仁 浜の町病院	磯部　宏 KKR札幌 医療センター
副会頭	野原　隆司 枚方公済病院	一宮　仁 浜の町病院	磯部　宏 KKR札幌 医療センター	磯部　宏 KKR札幌 医療センター	長岡　章平 横浜南共済病院

	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.11.1	R3.4.1
名誉会長	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部
会　長	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院	山口　徹 虎の門病院	大内　尉義 虎の門病院	大内　尉義 虎の門病院
会　頭	磯部　宏 KKR札幌 医療センター	長岡　章平 横浜南共済病院	長岡　章平 横浜南共済病院	門脇　孝 虎の門病院	門脇　孝 虎の門病院
副会頭	長岡　章平 横浜南共済病院	大内　尉義 虎の門病院	門脇　孝 虎の門病院	泊　一秀 新別府病院	泊　一秀 新別府病院

	R3.11.1	R4.4.1	R4.11.1	R5.4.1	R5.11.1
名誉会長	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部	松元　崇 本　部
会　長	大内　尉義 虎の門病院	大内　尉義 虎の門病院	大内　尉義 虎の門病院	大内　尉義 虎の門病院	大内　尉義 虎の門病院
会　頭	泊　一秀 新別府病院	泊　一秀 新別府病院	増永　高晴 北陸病院	増永　高晴 北陸病院	土屋　弘行 横浜栄共済病院
副会頭	増永　高晴 北陸病院	増永　高晴 北陸病院	細川　治 横浜栄共済病院	土屋　弘行 横浜栄共済病院	仁尾　正記 東北公済病院

第2　共済医学会の事業

共済医学会の事業は、次のとおりである（共済医学会会則第4条）。

（1）総会及び学術集会の開催
（2）表彰
（3）海外留学員に対する留学費の援助
（4）国内留学員に対する留学費の援助
（5）共同研究事業に対する研究費の援助
（6）共済医報の編集
（7）シミュレーション・ラボセンター事業
（8）その他目的を達成するために必要な事業

1　総会及び学術集会の開催

共済医学総会及び学術集会の開催は、令和5年度で第72回となる。総会及び学術集会のほかに幹事会、今井賞表彰式、中央図書室運営委員会総会、シミュレーション・ラボセンター運営委員会及び同主催の研修会、懇親会が開催される。

以前は、第3日目にエキスカーションが行われていたが、第52回（平成15年）をもって廃止された。学術集会では総合テーマが掲げられ、会頭基調講演、特別講演、教育講演、シンポジウム、共同研究事業報告、海外留学員制度成果報告、一般演題発表、ポスター発表で構成される。平成11年度以降の開催については、表3のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により第69回及び第70回については、Webでの開催となった。

共済医学会の事業のなかでも、総会・学術集会は、連合会病院職員が集う大きな行事である。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、第69回（令和2年度）の総会・学術集会は、開催形式をWeb形式とし、ホームページを仮設しての開催となった。第70回（令和3年度）においても、感染拡大が続き、

前回同様、ホームページを活用した開催とせざるを得ない状況となり、常設のホームページを開設することが幹事会で承認された。

常設のホームページの開設は、これまでも特別講演やシンポジウム、一般演題の発表など参加者以外でも聴講したい、あるいは過去の講演等を聴講したいという多くの職員からの要望があり、総会・学術集会の70周年記念事業として開催病院（虎の門病院）が企画していたものである。これにより、各病院への案内や連絡方法などについても迅速に対応できるようになった。

表3　共済医学会総会及び学術集会開催場所（平成11年度以降）

学　会		期　日	場　所（会場）	会　頭		テーマ
第48回	総会	平11.10.20～21	福岡市（シーホークホテル＆リゾート）	浜の町病院長	西田之昭	――――
第49回	総会	平12.10.18～19	仙台市（江陽グランドホテル）	東北公済病院長	森　昌造	――――
第50回	総会	平13.10.17～18	東京都（新高輪プリンスホテル）	虎の門病院長	秋山　洋	――――
第51回	総会	平14.10. 9～10	横浜市（パシフィコ横浜）	横浜栄共済病院長	元田　憲	――――
第52回	総会	平15.10.22～23	広島市（広島国際会議場）	吉島病院長	倉岡敏彦	「職種を超えて！連合会病院のパワーアップを」
第53回	総会	平16.10.21～22	東京都（ホテル日航東京）	三宿病院長	紫芝良昌	「共済医学会の特殊性をフルに活用して－職員間の相互連携－」
第54回	総会	平17.10.27～28	佐世保市（長崎ハウステンボス）	佐世保共済病院長	福井仁士	「連合会病院の発展と運営の安定を目指して」
第55回	総会	平18.10.25～26	大阪市（大阪国際交流センター）	大手前病院長	生塩之敬	「連合会病院の更なる質の向上と社会への貢献を目指して」
第56回	総会	平19.10.17～18	名古屋市（ヒルトン名古屋）	東海病院長	早川直和	「医の原点に立ち病院の環で築く安心・安全な医療」
第57回	総会	平20.10. 7 ～ 8	横浜市（パシフィコ横浜）	横須賀共済病院長	岸　洋一	「明日の連合会病院の医療を考える－今、何をなすべきか－」
第58回	総会	平21.10.21～22	東京都（京王プラザホテル）	立川病院長	篠原幸人	「激動する本邦医療情勢－医療崩壊にどう対応するか－」
第59回	総会	平22. 9.30～10. 1	札幌市（ロイトン札幌）	KKR札幌医療センター斗南病院長	加藤紘之	「病院力アップは現場から－発想と工夫と人の和と－」
第60回	総会	平23.10.19～20	東京都(ホテルオークラ東京)	虎の門病院長	山口　徹	「チーム医療の推進－チームプレイの中に明日の医療の変革の鍵がある－」
第61回	総会	平24.10.11～12	広島市（リーガロイヤルホテル広島）	呉共済病院長	小野哲也	「マグネット病院をめざして－選ばれる病院をめざして－」
第62回	総会	平25.10.23～24	熊本市（ホテル日航熊本）	熊本中央病院長	濱田泰之	「医療連携と機能分化～ win・winの関係を目指して～」

学　会		期　日	場　所（会場）	会　頭		テーマ
第63回	総会	平26.10.22～23	名古屋市（名古屋マリオットアソシアH）	名城病院長	伊藤隆之	「ネットワーク医療のめざすもの－地域への浸透をはかる－」
第64回	総会	平27.10.14～15	高松市（JRホテルクレメント高松）	高松病院長	厚井文一	「チーム医療の深化は病院力を強化する」
第65回	総会	平28.10.19～20	横浜市（横浜ベイホテル東急）	平塚共済病院長	丹羽明博	「変動する医療時代を生きる－医療の在り方を見据えて－」
第66回	総会	平29.10.25～26	京都市（ホテルグランヴィア京都）	枚方公済病院長	野原隆司	「医療への貢献と奉仕」
第67回	総会	平30.10.17～18	福岡市（福岡国際会議場 他）	浜の町病院長	一宮　仁	「超高齢社会での地域医療を考える」
第68回	総会	令元.10.23～24	札幌市（ロイトン札幌）	ＫＫＲ札幌医療センター病院長	磯部　宏	「医療専門職としての働き方改革を考える」
第69回	総会	令 2.10.28～11.30	横浜市（WEB開催）	横浜南共済病院長	長岡章平	「夢をのせて、希望をのせて」～Have dreams and hope towards the future～
第70回	総会	令 3.10.28～11.30	東京都（WEB開催）	虎の門病院長	門脇　孝	「変わる－with Coronaの時代に－」
第71回	総会	令 4.10.26～27	別府市（別府国際コンベンションセンター）	新別府病院長	泊　一秀	「挑戦そして進化へ」－コロナ後の新時代に向けて－
第72回	総会	令 5.10.25～26	金沢市（石川県立音楽堂 他）	北陸病院長	増永高晴	「共鳴から協調へ」－変革の時代に向けて－

2　表　彰

研究業績の表彰については「第1節第2 5 共済医報の編集」で述べる。

3　留学制度及び留学費用の援助

海外留学員及び国内留学員に対する留学費の支援については「共済医学会留学制度規程」により規定されている。この規程の改正は次のとおり。

(1) 平成26年11月1日改正

連合会病院では定員制度があるため年々非常勤職員が増加しており、これまで常勤職員に限っていた留学制度規程（表4）の門戸を広げたほか、補助金返還に関する規定等の見直しを行った。改正内容は次のとおりである。

①対象職員の拡大について

これまで推薦条件を「常勤職員」から「共済医学会会則第8条に規定する普通会員」とし、非常勤職員にも門戸を広げた。

②留学後の勤務期間による補助金返還規定の見直しについて

これまで1種海外留学員に限定していたが、全ての留学員に適用を拡大させた。

③留学員の在職期間における見直しについて

在職期間の見直しの他、後期臨床研修医である者を除くこととし、さらに留学員の推薦までに在職期間を満たすのではなく、留学開始予定時までに満たすこととした。

④推薦対象拡大に伴う派遣枠の見直しについて

推薦対象を拡大したことに伴い、派遣枠の見直しを行った。

（派遣人員枠）

〈海外〉

・1種留学員　　3人（医師1人、事務職員1人、その他の職員1人を目安とする。）

→3人　目安の削除

・2種留学員（長期）　2人→ 5人

・2種留学員（短期）15人→15人

・3種留学員　35人以内、うち団体が15人→20人

⑤海外留学員における学術集会での報告について

1種海外留学員及び2種（長期）海外留学員については、共済医学会学術集会において成果を発表する規定を追加した。

(2) 令和元年11月1日改正

令和元年度から、日本専門医機構による新専門医制度が開始され、これまでの後期臨床研修医師は「専攻医」として位置付けられ、日本専門医機構が専攻医の研修プログラム等の管理を行うことになった。このため平成18年度から共済医学会の事業として実施してきた「後期臨床研修連携システム事業」（詳細については<参考>後期臨床研修連携システムを参照）は令和元年10月31日をもって終了することになり、これに伴い、後期臨床研修連携システム事業運営規程を廃止することとした。

また、第三次連合会病院中期計画において、組織力の強化のため、組織の基盤となる人材の確保・育成を重点施策としており、看護師、医療技術等チーム医療スタッフ及び事務職員の幹部候補者の育成を図ることとしている。留学制度の改正の目的は、これまで利用者が減少傾向にあるが、幹部候補者の育成にこれを活用することとした。

①令和元年度末で終了する後期臨床研修連携システム事業については、奥芝俊一斗南病院長らの尽力により、連合会病院間のネットワークを生かし、医師がスキルを磨くための制度として利用できるよう、制度の枠組みの一部を共済医学会留学制度に取り込み、新規の一項目として整理。

②人材育成の施策の一環として、看護師については専門看護師の育成、事務職については幹部職員の育成を強化することとしており、大学等におけるプログラムによる資格・修士号の取得等を後押しできるよう国内留学員の制度を整理。

③病院の負担を軽減する措置を講じ、留学員を推薦しやすくする環境を整備。

改正内容は次のとおりである。

①医師の連合会施設内留学制度の新設について

幹事会の決定を経ることとされている他の留学とは別に、簡易な手続による留学制度（対象は医師のみ）を設立し、留学実施までの期間を短縮して利用の促進を図る。

②既存の国内留学員の派遣期間の延長と補助範囲の拡大について

既存の国内留学員の派遣期間を延長し、派遣期間の上限を1年未満から2年以内に延長し、これまでの滞在費、旅費の実費のほか、授業料についても補助の対象とする。

③留学員が所属する病院への助成制度の新設について

留学員を派遣する病院の負担を軽減し、留学制度の利用を促進する。

対象：1種海外留学員及び留学期間が1年以上となる国内留学員。

金額：留学期間中、留学員に支給する月額給与（実費相当）の2分の1相当額を共済医学会より助成する。

④派遣枠の見直しについて

病院への助成実施による支給額の最大枠の増加に対し、留学員派遣枠を変更することにより調整する。なお、留学員の区分ごとの派遣枠の過不足については、補助金額を勘案の上、全区分を通じて調整することができる。

（派遣人員枠）

〈海外〉

・1種留学員　3人→ 3人
・2種留学員（長期）5人→ 5人
・2種留学員（短期）15人→10人
・3種留学員　20人→10人

〈国内〉

・国内留学員　10人→30人
・医師の国内留学員（連合会病院間）上限なし

⑤補助金の返還割合の区分の新設について

今回の規程改正により、補助金制度の運用を拡大すること等も踏まえ、留学を終えた後一定の期間内に退職する職員に対しては、「自己都合による退職の場合」と、「やむを得ない理由による退職の場合」のいずれかの場合に応じ、適当な額の返還を求めることとする。

⑥報告義務について

これまで成果発表の規定がなかった3種留学員について、新たに共済医学会での発表(ポスター発表等)を行うこととした。

この規程改正は、令和元年11月1日から適用されているが、医師の連合会施設内留学制度は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年3月末では活用が進んでいない状況である。

（参考）

表4　共済医学会留学制度規程

共済医学会留学制度規程

（目　的）

第1条　この規程は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に所属する病院（以下「連合会病院」という。）に勤務する職員の医学・医療技術又は病院管理知識の向上を図るとともに、成績優秀な職員を確保するため、共済医学会から資金を援助して職員を海外又は国内に派遣する場合に必要な事項を定め、もって、連合会病院の発展に寄与することを目的とする。

（留学員の種類）

第2条　留学員の種類は、次のとおりとする。

（1）1種海外留学員
（2）2種海外留学員
（3）3種海外留学員
（4）国内留学員

2　前項第4号に掲げる国内留学員は、次のとおり区分するものとする。

（1）第7条各項の規定に基づき、連合会内の施設に留学する医師である国内留学員
（2）それ以外の国内留学員

3　第1項第2号に掲げる2種海外留学員には、病院長枠を設けることができる。

（任　命）

第3条　留学員（前条第2項第1号に掲げる国内留学員を除く。）は、各病院長又は理事長から推薦された者の中から幹事会において決定し、理事長の承認を受けて病院長が任命する。ただし、前条第3項の留学員及び理事長から推薦された者については理事長が決定し、及び任命する。

2　幹事会においては、前項の決定にあたり、留学員選考委員会の意見を聞くものとする。ただし、第6条第1項ただし書の場合は、この限りでない。

（留学員選考委員会）

第4条　留学員選考委員会は共済医学会の幹事をもって構成し、委員長は共済医学会の会長とする。

2　留学員選考委員会は共済医学会総会の開催時及び必要と認める都度、委員長が招集する。

（推薦の条件）

第5条　1種海外留学員は、次の各号に掲げる条件を有する共済医学会会則第8条に規定する普通会員（以下、「普通会員」という。）の中から推薦しなければならない。

（1）留学開始予定時における在職期間が医師については3年以上、その他の職員については5年以上あり、かつ、引き続き将来永く勤務することを誓約できること。ただし、留学開始予定時に専攻医である者は推薦の対象から除く。
（2）海外派遣の期間が1年以上2年以内であること。
（3）海外における医学・医療技術、病院管理知識の習得により、今後更に連合会病院の業務に大なる寄与が期待されること。
（4）身体強健、志操堅実、成績優秀であること。

2　2種海外留学員は、次の各号に掲げる条件を有する普通会員の中から推薦しなければならない。

（1）留学開始予定時における在職期間が医師については3年以上、その他の職員については5年以上あり、かつ、引き続き将来永く勤務することを誓約できること。ただし、留学開始予定時に専攻医である者は推薦の対象から除く。
（2）海外派遣の期間が3週間以上1年未満であること。ただし、往復の旅行日は含まないものとする。
（3）海外における学会への出席、特定の医学の研究、病院の視察等により、今後更に連合会病院の業務に大なる寄与が期待されること。
（4）その他前項第4号に準ずる条件を有すること。

3　3種海外留学員は、次の各号に掲げる条件を有する普通会員の中から推薦しなければならない。

（1）留学開始予定時における在職期間が医師については3年以上、その他の職員については5年以上あり、かつ、引き続き将来永く勤務することを誓約できること。ただし、留学開始予定時に専攻医である者は推薦の対象から除く。
（2）海外派遣の期間が3週間未満であること。ただし、往復の旅行日は含まないものとする。
（3）その他第1項第4号及び第2項第3号に準ずる条件を有すること。

4　国内留学員は、次の各号に掲げる条件を有する普通会員の中から推薦しなければならない。

（1）留学開始予定時における在職期間が、医師については3年以上、その他の職員については5年以

上あり、かつ、引き続き将来永く勤務することを誓約できること。ただし、留学開始予定時に専攻医である者は推薦の対象から除く。

（2）国内留学の期間が1ヵ月以上2年以内であること。ただし、往復の旅行日は含まないものとする。

（3）その他第1項第4号及び第2項第3号に準ずる条件を有すること。

（推薦の手続）

第6条　各病院長は、一定の締切日までに翌年度に派遣したい候補者（第2条第2項第1号に掲げる国内留学員に係る候補者を除く。）を別に定める様式1により会長に推薦するものとする。ただし、3種留学員及び国内留学員については、特別の事情がある場合に限り派遣したい年度に別に定める様式2及び様式3によりその都度推薦することができる。

2　前項の締切日は、毎年会長が定め、各病院長に通知する。

（医師の連合会施設内留学）

第7条　本会は、技術のさらなる向上を目指す医師に対し、当該医師の希望に応じた連合会内の施設への留学の機会を積極的に与えることにより、新専門医制度に上乗せした幅広い臨床能力を養わせ、もって連合会内の施設の発展に寄与するものとする。

2　連合会内の施設における留学員の推薦条件は、次のとおりとする。

（1）留学員は、専門医研修（基本領域）修了後の普通会員を対象とする。

（2）留学員は、病院及び診療科を自由に希望できるものとする。

（3）留学期間は、1か月以上3か月未満とする。なお、留学期間を重複しない複数推薦を妨げない。

（4）留学期間中、留学員は、受入れを行う病院の規則及び指示に従うものとする。

3　国内留学推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（1）推進委員は、各連合会病院長が推薦した者とする。

（2）推進委員長は、共済医学会幹事の中から会長が指名する。

（3）推進委員会の事務局は、推進委員長が指定する。

（4）推進委員会は、必要の都度、推進委員長が招集し、次の事項を審議する。

①連合会内施設間の留学推進事業に関すること。

②その他運営上、特に必要な事項に関すること。

（5）推進委員会は、推進委員の過半数の出席をもって成立する。

（6）推進委員会の議長は、推進委員長とする。ただし、推進委員長が出席できないときは、予め指定する職務代行者がその業務を代行する。

（7）委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4　第2条第2項（1）に掲げる国内留学員の決定及び任命については、第3条各項の規定にかかわらず、推進委員会が決定し、病院長が任命する。

5　連合会内の病院での研修を希望する医師のマッチングについては、推進委員会の下にマッチング部会を設置する。

（1）マッチング部会長は、推進委員長とする。

（2）マッチング部会における事務局は、推進委員会事務局とする。

（3）マッチング部会の委員はマッチング部会長が推進委員の中から若干名を指名する。

（4）第2項各号に掲げる要件を満たす医師が、他の連合会内の施設への留学を希望する場合は、当該医師が所属する病院からマッチング部会に申請する。

（5）マッチング部会は、応募の状況について、留学受入れを行う病院に通知する。

（6）留学受入れを行う病院は、試験・面接等を実施のうえ、マッチング部会に合否結果を通知する。

（7）マッチング部会は、連合会内の施設間の調整を行い、留学時期等を決定の上、留学を希望する医師が所属する病院及び留学受入れを行う病院に通知する。

（8）留学受入れを行う病院は、毎年、留学員の状況をマッチング部会へ報告する。

6　前項に定める手続に必要な書類の様式は、様式4乃至様式8とする。

7　その他、運営・実施に必要な細目は、別に定める。

（補助金、奨学金等）

第8条　留学員に対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる額を支給する。

（1）1種海外留学員	1年につき350万円以内
（2）2種海外留学員	200万円以内
（3）3種海外留学員	20万円以内
（4）国内留学員（第2条第2項第1号に掲げる国内留学員を除く。）	1年につき100万円以内

2　3種海外留学員に対しては、前項に定める補助金を支給するほか、30万円の範囲内で奨学金を貸与することができる。

3　留学員が所属する病院に対しては、次の各号に掲げる留学員の区分に応じ、助成を行う。ただし、留学員が留学を中断した場合は、この限りでない。

（1）1種海外留学員及び国内留学員（第2条第2項第1号に掲げる国内留学員を除く。第11条第2項において同じ）のうち、留学期間が1年以上である者の場合　留学期間中、当該留学員に支給する月額給与（実費相当）の2分の1の額

（2）第7条に掲げる連合会内の施設に留学する国内留学員の場合　月額30万円

4　前3項の補助金及び奨学金並びに病院に対する助成は、共済医学会会則第4条第3号及び第4号に基づき、別に定める様式9乃至様式15による交付申請により共済医学会会計から支出する。

5　病院長は、留学員に対して必要と認めるときは、様式10及び様式11により理事長に申請し承認を得たうえ、共済医学会会計から支出される補助金のほか、留学の費用の一部を病院会計から支給又は貸与することができる。

（補助金の返還）

第9条　留学員は、留学期間満了後引き続き勤務する期間が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる割合に応じて、支給を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、死亡による退職の場合は、この限りでない。

Ⅰ　自己都合による退職の返還

（1）1種海外留学員、2種（長期）海外留学員の場合

（ⅰ）勤務期間が2年未満	全部
（ⅱ）勤務期間が2年以上4年未満	5分の4
（ⅲ）勤務期間が4年以上6年未満	5分の2

（2）2種（短期）海外留学員、3種海外留学員、国内留学員の場合

（ⅰ）勤務期間が1年未満	全部
（ⅱ）勤務期間が1年以上2年未満	5分の4
（ⅲ）勤務期間が2年以上3年未満	5分の2

Ⅱ　止むを得ない理由による退職の場合

（1）1種海外留学員、2種（長期）海外留学員の場合

（ⅰ）勤務期間が2年未満	3分の2
（ⅱ）勤務期間が2年以上4年未満	3分の1

（2）2種（短期）海外留学員、3種海外留学員、国内留学員の場合
（ⅰ）勤務期間が1年未満　　3分の2
（ⅱ）勤務期間が1年以上2年未満　3分の1

（留学中の取扱い）
第10条　留学員の留学中の期間は、出張として取り扱う。ただし、連合会職員旅費規程に基づく旅費は支給しない。

（報告義務）
第11条　1種海外留学員は、別に定める様式16乃至様式18により留学にかかる入学登録報告書、学期末報告書及び最終報告書（留学先が大学又は大学院でない者の場合は、この様式に準じた半年ごとの中間報告書及び最終報告書）を病院長を通じて会長に提出し、留学期間満了後できるだけ速やかに留学成果の概要を共済医報に寄稿しなければならない。
2　2種海外留学員及び国内留学員は、留学期間満了後できるだけ速やかに留学中における研究業績、視察状況等について、病院長を通じて文書により会長に報告しなければならない。
3　1種海外留学員及び2種（長期）海外留学員については、留学期間満了後、共済医学会学術集会においてその成果を発表しなければならない。
4　3種海外留学員については、留学期間終了後、　ポスターその他の方法により、その成果を発表しなければならない。

（その他）
第12条　その他この規程により難い特別な事情がある場合においては、幹事会の議決を経たうえで、別途取り扱うことができるものとする。

附　則
1　この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
2　この規程の制定に伴い、「共済医学会海外留学制度規程」及び「共済医学会海外留学員に対する補助金等の交付様式について」は廃止する。
附　則
1　この改正規程は、平成4年4月1日から適用する。
2　1種海外留学員の留学中の取扱については、第9条の規定にかかわらず、当分の間、理事長の承認を得たうえ、別の取扱いができるものとする。
3　この改正規程の施行に伴い、「共済医学会留学員に対する補助金等の支給基準及び共済医学会留学員の派遣枠」は、廃止する。
附　則
この改正規程は、平成9年11月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成10年11月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成26年11月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成27年10月13日から適用する。
附　則

1　この改正規程は、令和元年11月1日から適用する。
2　第7条（医師の連合会施設内留学）については、改正規程が適用された後、その実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
3　この改正規程の施行に伴い、「後期臨床研修連携システム事業運営規程」は、廃止する。
附　則
1　この改正規程は、令和3年11月1日から適用する。
2　共済医学会留学制度規程を改正する規程（令和元年11月1日）の一部を次のように改める。
附則第2項中「2年以内に必要な見直し」を「必要に応じて見直し」に改める。

〈参考〉後期臨床研修連携システム

（1）実施の背景

平成16年度に新医師臨床研修制度が実施され、初期臨床研修は2年以上の研修が必修化されることとなり、プライマリ・ケアの基本的な診療能力などを幅広く身に付けさせるために「総合診療方式（スーパーローテート）」として、複数の診療科での研修が義務化された。

連合会は、この新医師臨床研修制度実施に対し、その後の後期臨床研修を連合会独自の魅力ある連携制度を構築することにより、初期臨床研修医師及び後期臨床研修医師の確保を図ることを目的に、「後期臨床研修連携システム」を構築することとした。

（2）実施までの経緯

平成16年10月19日の共済医学会幹事会において、卒後シニア研修について学会新規事業として検討することが承認された。

平成17年1月13日の病院長会議において、卒後シニア研修について、加藤紘之斗南病院長（「初期臨床研修システムの構築」）、石瀬昌三舞鶴共済病院長（「シニア研修プログラムの構築」）から提案・説明があり、実務者会議を開催し検討することを決定した。

平成17年4月28日に「臨床研修システム構築に係る会議」を開催。本部からは、平山英三常務理事、福島登参与、共済医学会として秋山洋会長、病院長として、安井久喬浜の町病院長、加藤紘之斗南病院長、石瀬昌三舞鶴共済病院長、山口徹虎の門病院長がメンバーとして出席した。また、実務担当者として、小針瑞男（東北公済）、飯竹一広（水府）、竹内靖博（虎の門）、村島直哉（三宿）、大口善郎（大手前）、河村寛（広島記念）、野村秀幸（新小倉）、田中謙二（浜の町）、田村博之（東京共済）、長堀薫（横須賀共済）、日野理彦（呉共済）が臨床研修システム構築委員となった。議事内容は、後期研修システムの構築についてであり、臨床研修システムに関するこれまでの経緯、新医師臨床研修終了後の研修の在り方に関する研究、虎の門病院における後期臨床研修についての紹介があり、議論された。

平成17年7月、加藤紘之斗南病院長から後期臨床研修システムについての「試案」が提出され、同時に秋山洋共済医学会会長から、臨床研修システム構築のとりまとめ責任者として指名された。

平成17年8月、加藤紘之斗南病院長を委員長として連合会病院臨床研修連携委員会が発足、委員は山口徹虎の門病院長、安井久喬浜の町病院長、石瀬昌三舞鶴共済病院長が任命された。同委員会は加藤試案を基本に「連合会病院の連携を組み込んだ後期臨床研修システム構築の可能性を探る－動き出した初期臨

床研修制度の実態と今後の方向性を踏まえて－」をまとめ上げた。

平成17年8月31日、実務者によるワーキングを開催、この案を基にプログラム作成、マッチング等の具体的な検討が進められた。加藤紘之斗南病院長（委員長）はじめ委員の小針瑞男（東北公済）、竹内靖博（虎の門）、村島直哉（三宿）、木本英三（名城）（当日は欠席）、大口善郎（大手前）、河村寛（広島記念）、田中謙二（浜の町）、田村博之（東京共済）、多々見良三（舞鶴）、日野理彦（呉共済）が出席した。本部から平山英三常務理事、福島登参与、顧問として安井久喬浜の町病院長、山口徹虎の門病院長、石瀬昌三舞鶴共済病院長が参加した。

平成17年9月13日の共済医学会常任幹事会及び10月25日の幹事会において、後期臨床研修連携システム試案が承認された。

(3) 後期臨床研修連携システム事業

(a) 位置付け

後期臨床研修連携システムの位置付けは次のとおりである。

①連合会病院参加による共同事業として、共済医学会が実施する。

②初期臨床研修に上乗せして専門性を重視した幅広い臨床能力を養うことを目的とし、専門科研修の前段階として位置付ける。

③各病院が独自に作成・実施する後期臨床研修プログラムに、後期研修医の希望に応じた「国内留学」を盛り込むこととする。

(b) 後期臨床研修と国内留学制度の骨子

後期臨床研修と国内留学制度の骨子は次のとおりである。

①後期臨床研修の研修期間は、初期臨床研修を終了した後、1年次から3年次の3年間を原則とする。

②各病院は各々の後期臨床研修募集要項及び研修プログラムを自病院のホームページに掲載する。当該要項のなかで、連合会の国内留学制度の概要を紹介するとともに、留学受入れ可能な診療科及び人数を明記するものとする。

③上記各病院の情報は連合会ホームページにも掲載して広報する。

④国内留学は、3か月を1単位として各年次をⅠ期からⅣ期に分け、診療科選択数は制限しないものとする。

⑤研修医は留学期間中は受入れ病院の規則及び指示に従う。

⑥留学期間は1年次後半、2年次、3年次のいずれかとし、1単位3か月、3年間のなかで合計6か月を限度とする。ただし、本システムの枠外において依頼病院と受入病院の2病院間合意により6か月を超えて留学することは差し支えない。

⑦後期研修終了後の処遇については、当然各病院に委ねられるが、専門科研修コースの内容や採用予定人数などをガイドすることが望ましい。

(c) マッチングの仕組み

マッチングの仕組みは次のとおりである。

①留学制度による研修のマッチングは、共済医学会に設置された「臨床研修連携委員会」のマッチング委員会が統括する。

②自院で採用した後期臨床研修医が留学を希望する場合は、採用病院からマッチング委員会に申請する。希望留学先病院は3病院まで可能であり、採用後6か月を経て後、留学制度への応募を可能とする。マッチング委員会は応募者の状況を留学受入れ病院に連絡する。

③応募した研修医の受入れの可否は、留学受入れ病院が試験・面接等を行い決定し、マッチング委員会に合否を報告する。

④マッチング委員会ではマッチング病院を調整し、留学時期等をセットする。

⑤審査の結果、いずれの病院も不採用となった研修医は引き続き採用病院で研修する。

⑥留学受入れ病院は、研修状況を年次ごとにマッチング委員会へ報告する。

⑦マッチング委員会事務局は、当面臨床研修連携委員会委員長のもと（斗南病院）に設置し、継続的かつ迅速な対応を図る。マッチング業務に必要な事務職員を1人、事務局に置く。

(d) 国内留学に係る費用

国内留学に係る費用は次のとおりとする。

①留学期間は、「奨学資金」として、住居費等を含め、1年次は月額50万円、2年次月額55万円、3年次月額60万円程度を依頼病院が負担するものとする。

②共済医学会は、当分の間、その財務状況を勘案しつつ、上記研修医への奨学資金の一部（留学期間分・月額30万円を目途）を負担する方向で検討する。

③上記の具体的な負担額は毎年の医学会事業計画において決定する。

(e) その他

その他については、次のとおりである。

①本システムは施行後の実施状況や人材確保の成果の評価、医学会の財務状況を踏まえ、臨床研修連携委員会において検討の上、適宜見直すものとする。

(4) 実　施

実施については次のとおりである(図1)。

①平成17年10月31日に留学制度を含む各病院の研修プログラム、募集要項の策定を終了し、ホームページに掲載、公募を開始。連合会ホームページに掲載。

②平成18年2月には、「後期臨床研修連携システム事業運営規程」（表5）の施行に向けて、事業計画案及び会則等変更案が幹事会で了承された。

③平成18年4月に後期臨床研修を開始。

④平成18年7月31日に留学希望者のとりまとめとマッチング委員会への登録。

⑤平成18年8月31日にマッチングを終了し、マッチング委員会は結果を各病院に通知。

⑥平成18年10月1年次留学を開始。

⑦平成26年11月1日規定の改正。

留学員の留学中の取扱いについて、出張扱いとし、留学依頼病院が給与として支給できるようにするなどの改正を行った。これにより、留学依頼病院が留学員に支給する補助金の規定を削除することとした。

(5) 利用者数

平成18年度に開始された後期臨床研修連携システム利用者数は、令和元年度までに81人となった。留学依頼病院は13病院で、多かったのは横須賀共済病院（27人）、虎の門病院（17人）であった。一方、留学受入病院は17病院で、多かったのは虎の門病院（30人）、斗南病院（17人）であった。当初、虎の門病院に受入れが集中するのではないかと懸念されたが、分散する結果となった。

(6) 制度の終了

令和元年度から、日本専門医機構による新専門医制度が開始され、これまでの後期臨床研修医師は「専攻医」として位置付けられ、日本専門医機構が専攻医の研修プログラム等の管理を行うことになったことから、後期臨床研修連携システムは令和元年10月31日をもって終了することになった。

図1　後期臨床研修連携システム事業

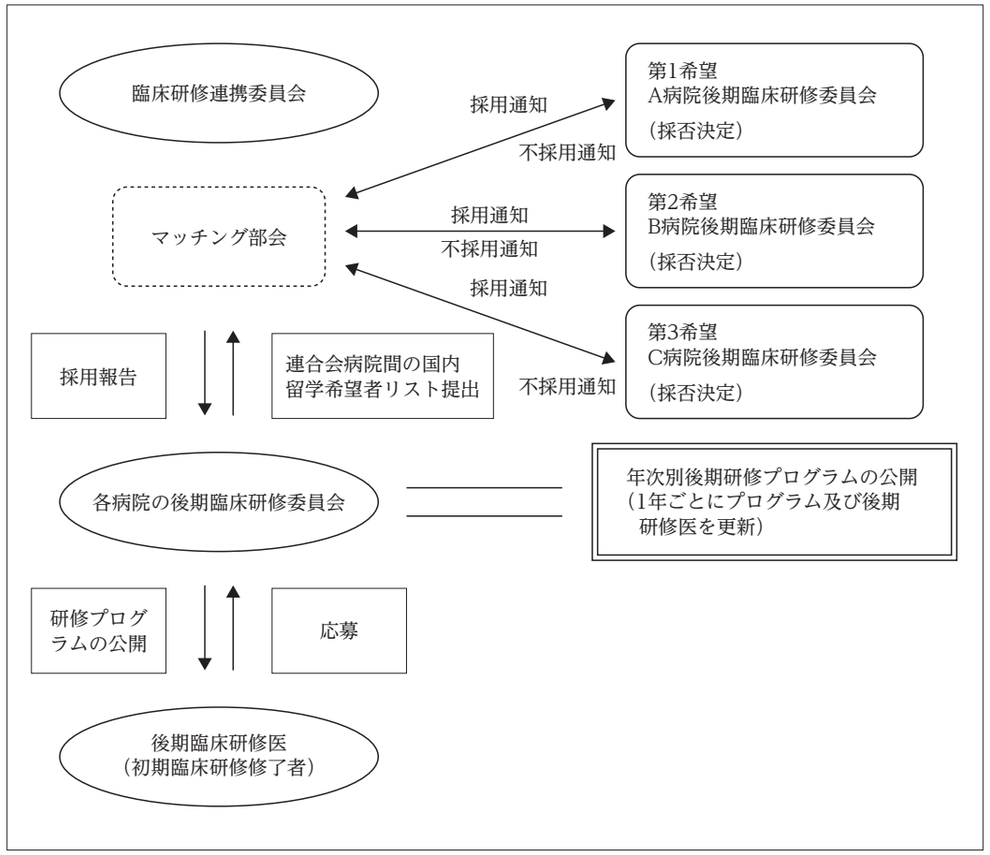

(参考)

表5　後期臨床研修連携システム事業運営規程

後期臨床研修連携システム事業運営規程

(目　的)

第1条　この規程は、初期臨床研修(以下「初期研修」という。)に上乗せした幅広い臨床能力を養うことを目的とし、専門科研修の前段階として位置づけた後期臨床研修(以下「後期研修」という。)を充実させるための連携を連合会病院間で行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(後期臨床研修連携システム)

第2条　各病院が独自に作成・実施する後期臨床研修プログラムに、後期研修医の希望に応じた「後期研修医国内留学員制度(以下「後期研修留学員」という。)」を盛り込むこととする。当該募集要項及び研修プログラムは、自院のホームページに掲載する。

2　後期研修期間は、初期研修を終了した後、1年～3年次の3年間を原則とする。

(臨床研修連携委員会)

第3条　臨床研修連携委員会(以下「連携委員会」という。)を設置する。

2　連携委員は、各連合会病院長が推薦した者とする。

3　連携委員長は、共済医学会幹事の中から会長が指名する。

4　連携委員会の事務局は、連携委員長が指定する。

5　連携委員会は、必要の都度、連携委員長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 後期研修連携システムに関すること。

(2) 後期研修医マッチングに関すること。

(3) その他運営上、特に必要な事項に関すること。

6　連携委員会は、連携委員の過半数の出席をもって成立する。

7　連携委員会の議長は、連携委員長とする。ただし、連携委員長が出席できないときは、予め指定する職務代行者がその業務を代行する。

8　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(マッチング部会)

第4条　後期研修医マッチングについては、連携委員会の下にマッチング部会を設置する。

2　マッチング部会長は、連携委員長とする。

3　マッチング部会における事務局は、連携委員会事務局とする。

4　マッチング部会の委員はマッチング部会長が連携委員の中から若干名を指名する。

5　後期研修医が後期研修留学員を希望する場合は、留学依頼病院からマッチング部会に申請する。(様式－1)

6　マッチング部会は、応募の状況を留学受入れ病院に通知する。(様式－2)

7　留学受入れ病院は、試験・面接等を実施のうえ、マッチング部会に合否結果を通知する。(様式－3)

8　マッチング部会は、連合会病院間の調整、留学時期等を決定のうえ、留学依頼病院(様式－4)ならびに留学受入れ病院(様式－5)に通知する。

(留学員制度)

第5条　後期研修留学員は、病院及び診療科を自由に希望できるものとする。

2　留学期間は、3か月を1単位として各年次をⅠ～Ⅳ期に分け、1年次後半、2年次、3年次のいずれかとし、1単位3か月、3年間の中で合計2単位6か月を限度とする。

3　留学員の留学中の期間は、留学依頼病院からの出張として取り扱う。ただし、連合会職員旅費規程に基づく旅費は支給しない。

4　留学期間中、留学員は、受入れ病院の規則及び指示に従うものとする。

(研修状況報告)

第6条　留学受入れ病院は、研修状況を年次毎にマッチング部会へ報告する。

（補助金）
第7条　共済医学会は、補助金として、毎年度の共済医学会予算の範囲内で、月額30万円を上限として、留学依頼病院に助成することができる。
2　留学依頼病院は、留学期間終了後、理事長へ補助金の請求手続きを行うものとする。（様式－6）
3　なお、留学期間中、留学を中断した留学員の留学依頼病院へは、共済医学会より助成しないこととする。

（細　目）
第8条　その他、後期臨床研修連携システム事業運営の実施細目は別に定める。

附　則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
附　則
この改正規程は、平成26年11月1日から適用する。

4　共同研究事業に対する研究費の援助

共済医学会共同研究事業は、複数の病院が共同して行う研究事業に資金援助するもので、平成11年度から令和5年度までに143件の研究事業に対し、総額約2億700万円の資金援助を行っている。

（1）共済医学会共同研究事業規程の改正

（a）平成26年11月1日改正

共同研究事業の種類については、これまで医学・医療技術に関する研究及び病院管理に関する研究として規定していたが、さらに明確化することを目的に、医学、医療技術（検査、薬剤、放射線、リハビリ、栄養管理等）、看護、病院管理等の4分野における研究を規定として明文化した（表6）。

また、補助件数及び研究費については、承認件数を5件から10件へ増加させることを機に、研究費についても1,000万円から1,500万円に増加させることとした。

（参考）
表6　共済医学会共同研究事業規程

共済医学会共同研究事業規程

（目　的）
第1条　この規程は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に所属する病院（以下「連合会病院」という。）に勤務する職員の医学・医療技術又は病院管理知識の向上を図るため、2以上の連合会病院が共同して行う共同研究事業に共済医学会から資金を援助する場合の必要な事項を定め、もって、連合会病院の発展に寄与することを目的とする。

（共同研究事業の種類）
第2条　共同研究事業の種類は、次のとおりとする。
（1）医学に関する研究
（2）医療技術（検査、薬剤、放射線、リハビリ、栄養管理等）に関する研究
（3）看護に関する研究
（4）病院管理等に関する研究

（共同研究事業の条件）
第3条　共同研究事業は、次の各号に掲げる条件を有しなければならない。
（1）2以上の連合会病院が共同して行う研究事業であること。
（2）研究の内容が連合会病院の業務に大なる寄与が期待せられること。
（3）研究期間が3年以内であること。
（4）同研究について、他の補助金等を受けていないこと。
（5）人を対象とする医学的研究に該当する課題は、「人を対象とする医学的研究に関する倫理指針」に基づき適正に行われること。

（承認の手続）
第4条　研究課題について取りまとめを行う連合会病院（以下「研究主管病院」という。）の病院長は、翌年度に行う共同研究事業について他の連合会病院の同一研究者を募集のうえ、一定の締切日までに別に定める様式1により共済医学会の会長（以下「会長」という。）に推薦するものとする。ただし、特別の事情がある場合に限り、研究開始年度に推薦することができる。
2　前項の締切日は、毎年会長が定め、共済医学会の幹事に通知する。
3　会長は、研究主管病院の病院長から推薦のあった共同研究事業について、別に定める方法により審査を行い、幹事会の議を得たうえで決定し、承認する。

（共同研究者等の変更手続）
第4条の2　第4条により承認を受けた共同研究において、共同研究を行う者の代表者（以下「研究代表者」という。）または共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）に変更があるときは、研究主管病院の病院長は速やかに様式2により会長に報告を行う。

（補助件数及び研究費）
第5条　新たに補助対象として承認する共同研究事業の件数は、1年につき10件以内とし、共同研究事業に対しては、1件について総額150万円以内の補助金を支給する。ただし、特に必要と認める場合には、予算の範囲内でこれらを超えて承認することができる。
2　前項の補助金は、共済医学会会則第4条第5号により共済医学会会計から支出する。この場合において、補助金の総額は、1,500万円を限度とする。
3　研究主管病院は、会長の承認を得た共同研究事業について別に定める様式3により研究費を請求するものとする。ただし、倫理委員会の承認が必要な研究については、その承認を証憑する書類を添付のうえ請求する。
4　研究主管病院は、研究途上年度において当該年度末日までに別に定める様式4による報告及び精算を行い、研究終了後速やかに別に定める様式5により研究成果の概要を添えて報告のうえ精算する。

（報告義務）
第6条　研究終了後、研究代表者は速やかに、共済医学会学術集会において発表するとともに、共済医報に寄稿するものとする。

（その他）
第7条　その他この規程により難い特別な事情がある場合においては、幹事会の議決を経たうえで、別途取り扱うことができるものとする。

附　則
この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
附　則
この改正規程は、平成4年4月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成22年4月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成26年11月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成28年11月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、平成29年11月1日から適用する。
附　則
この改正規程は、令和3年11月1日から適用する。

5　『共済医報』の編集

(1)『共済医報』の発刊

『共済医報』は、「連合会各医療機関に勤務する者の学術と技能の向上を図るとともに、共済医療のあり方を研究し、社会保障の精神に則って保険診療の進歩発達に寄与すること」を目的に発刊され、昭和26年11月に第1巻第1号が創刊されて以来、現在（令和5年度末）までに第73巻を数える。

発刊の経緯等については、清原蕃卿稲田登戸病院長が寄稿した「共済医報の誕生まで」（『共済医報』第1巻第1号）や立川病院の堀江健也研究検査科医長の回想文（『共済医報』第23巻第1号）に詳細に述べられ、連合会『五十年史（下）』（985－988頁）にもまとめられているので、本稿では、平成11年度以降について述べる。

現在、『共済医報』の編集・発行は、共済医学会会則により共済医学会の事業として規定され、共済医報編集委員会の編集責任者及び編集委員の委嘱、研究論文の表彰などについても共済医学会会則第14条に規定されている。

(2)『共済医報』の概要と経緯

(a) 概　要

『共済医報』の概要は次のとおりである。

①誌　名　『共済医報』
②発行者　国家公務員共済組合連合会共済医学会
③種　類　病院医療を中心とする総合医学雑誌
④発行形態　季刊（2月、5月、8月、11月の年4回発行。その他臨時増刊を発行）
⑤発行部数　邦文版1,300部（令和4年時点）

(b) 編集責任者

編集責任者は、創刊以来、長尾乾田浦共済病院長が担当していたが、昭和56年に相澤豊三立川病院長が引き継ぐ際に、編集室を田浦共済病院から虎の門病院に移した。平成元年からは編集責任を虎の門病院長が担当することになり、小坂樹徳が就任。平成4年から三村信英、平成9年から秋山洋、平成14年から山口徹、平成25年から大内尉義がその任にあたり、令和2年より門脇孝が担当している。

(c) 編集委員

編集委員は、当初、沖中重雄虎の門病院長ほか関東の病院長7人でスタートし、以降、関東の病院長がその任にあたったが、平成元年4月からは、全国の病院長が担当することになった。その後、編集委員は、共済医学会の規定により共済医学会会長から委嘱された者とすることとなった。平成11年以降の編集委員は表7のとおり(注)。

なお、平成元年5月より長きにわたり松澤育美氏が編集室担当者として尽力していることを記したい。

(注)「共済医報編集委員会は、編集委員10名以内で組織」（共済医学会会則第14条2）することとなっており、編集責任者を除く9名が委員に任命される。委員の任期は2年間であり、毎年半数ずつ改選されるため、表7については連合会『五十年史』同様、新しく任命された委員のみを記載している。

表7　編集委員名簿（平成11年～）

年　月	氏　名（肩書）	
平成11年11月	本原　敏司（斗南病院長） 笹田　明徳（六甲病院長） 岩永　勝義（熊本中央病院長）	水川　晴夫（稲田登戸病院長） 真柴　裕人（呉共済病院長）
平成12年 6月 11月	山木戸道郎（呉共済病院長） 山田　明之（宮城野病院長） 関沢　英一（横須賀北部共済病院長）	山浦伊裟吉（九段坂病院長） 中井　志郎（広島記念病院長）
平成13年11月	川上　義和（幌南病院長） 早川　直和（東海病院長） 西田　之昭（浜の町病院長）	紫芝　良昌（三宿病院長） 大西　　慧（京阪奈病院長）
平成14年 4月 11月	山口　　徹（虎の門病院長） 元田　　憲（横浜栄共済病院長） 黒岩　　英（新別府病院長）	桑名　信匡（横須賀北部共済病院長） 石瀬　昌三（舞鶴共済病院長） 福井　仁士（佐世保共済病院長）
平成15年 4月 11月	田中　一成（京阪奈病院長） 本原　敏司（斗南病院長） 武藤　良知（虎の門病院分院長） 山田　勝久（横浜南共済病院長）	安井　久喬（浜の町病院長） 石川　　誠（水府病院長） 中井　志郎（広島記念病院長）
平成16年 4月 11月	加藤　紘之（斗南病院長） 紫芝　良昌（三宿病院長） 追分　久憲（北陸病院長）	隅谷　護人（東京共済病院長） 岩永　勝義（熊本中央病院長）
平成17年 8月 11月	清水　　哲（三宿病院長） 川上　義和（幌南病院長） 田中　一成（京阪奈病院長） 福井　仁士（佐世保共済病院長）	金山　正明（平塚共済病院長） 厚井　文一（高松病院長）

年　月	氏　名（肩書）
平成18年11月	篠原　幸人（立川病院長）　森田　直樹（呉共済病院忠海分院長） 桶田　俊光（新小倉病院長）　中村　夏樹（新別府病院長）
平成19年 4月 11月	赤坂　嘉宣（KKR札幌医療センター病院長） 大冨　眞吾（東北公済病院宮城野分院長）　桑名　信匡（横須賀北部共済病院長） 多々見良三（舞鶴共済病院長）　倉岡　敏彦（吉島病院長） 安井　久喬（浜の町病院長）
平成20年11月	清水　哲（三宿病院長）　蜂谷　將史（横浜南共済病院長） 早川　哲夫（名城病院長）　大口　善郎（大手前病院長）
平成21年 4月 11月	小野寺　亮（東北公済病院宮城野分院長）　立花新太郎（三宿病院長） 岡村　州博（東北公済病院長）　丹羽　明博（平塚共済病院長） 小野　哲也（呉共済病院長）　三好　晃（千早病院長） 濱田　泰之（熊本中央病院長）
平成22年11月	小野寺　亮（東北公済病院宮城野分院長）　桑名　信匡（東京共済病院長） 田中　一成（枚方公済病院長）　中村　夏樹（新別府病院長）
平成23年11月	赤坂　嘉宣（KKR札幌医療センター病院長）　岸　洋一（横須賀共済病院長） 飯田　茂穂（北陸病院長）　深澤　洋（水府病院長） 奥道　恒夫（吉島病院長）
平成24年11月	中井　修（九段坂病院長）　立花新太郎（三宿病院長） 中井　志郎（広島記念病院長）　渋谷　恒文（新小倉病院長）
平成25年 4月 11月	大内　尉義（虎の門病院長） 岡村　州博（東北公済病院長）　細川　治（横浜栄共済病院長） 早川　直和（東海病院長）　大口　善郎（大手前病院長） 三好　晃（千早病院長）
平成26年 4月 11月	山本　英夫（東海病院長）　明石　良夫（千早病院長） 伊藤　隆之（名城病院長）　野原　隆司（枚方公済病院長） 布施　春樹（舞鶴共済病院長）　村上　恒二（呉共済病院長）
平成27年11月	長堀　薫（横須賀共済病院長）　蜂谷　將史（横浜南共済病院長） 飯田　茂穂（北陸病院長）　一宮　仁（浜の町病院長） 濱田　泰之（熊本中央病院長）
平成28年11月	磯部　宏（KKR札幌医療センター病院長）　中井　修（九段坂病院長） 立花新太郎（三宿病院長）　宮本　勝也（広島記念病院長）
平成29年11月	久保田俊郎（東京共済病院長）　細川　治（横浜栄共済病院長） 山本　英夫（東海病院長）　大口　善郎（大手前病院長） 明石　良夫（千早病院長）
平成30年 4月 11月	近藤　壽郎（三宿病院長）　宮本　裕治（大手前病院長） 小泉　雅典（水府病院長）　丹羽　明博（平塚共済病院長） 近藤　圭一（呉共済病院忠海分院長）　渋谷　恒文（新小倉病院長）
平成31年 4月 令和元年11月	稲瀬　直彦（平塚共済病院長） 岡村　州博（東北公済病院長）　長岡　章平（横浜南共済病院長） 増永　高晴（北陸病院長）　長堀　薫（横須賀共済病院長） 布施　春樹（舞鶴共済病院長）
令和 2年 4月 11月	門脇　孝（虎の門病院長）　塚本　浩（新小倉病院長） 中井　修（九段坂病院長）　宮本　勝也（広島記念病院長） 一宮　仁（浜の町病院長）　濱田　泰之（熊本中央病院長）

年　月	氏　名（肩書）
令和 3年 4月 11月	仁尾　正記（東北公済病院長） 久保田俊郎（東京共済病院長）　細川　治（横浜栄共済病院長） 後藤　秀実（名城病院長）　宮本　裕治（大手前病院長） 森　由弘（高松病院長）
令和 4年 4月 11月	七里　眞義（東京共済病院長） 田枝　督教（水府病院長）　稲瀬　直彦（平塚共済病院長） 近藤　圭一（呉共済病院忠海分院長）　塚本　浩（新小倉病院長）
令和 5年11月	城谷　寿樹（三宿病院長）　長堀　薫（横須賀共済病院長） 増永　高晴（北陸病院長）　道免　和文（千早病院長） 泊　一秀（新別府病院長）

(d) 編集会議

共済医学会会則により、会長より委嘱された編集責任者及び編集委員10名以内で組織し、会議を開催する。編集責任者が、発行号の説明、編集方針・内容、投稿状況、配布先等の説明を行い討議する。平成7年より通常紙面での審議回答としているが、懸案事項があった場合は、その都度会議を招集開催している。

(e) 作成部数・送本先

現在1,300部印刷され、医歯薬系大学、各省庁、都道府県健康福祉部、病院、医学研究所などに寄贈している。送本及び国内交換雑誌受領業務は中央図書室が担当している。海外送付先には海外38か国122か所に送付していたが平成26年に中止した。

また、昭和28年から論文の英文タイトル、昭和30年から英文抄録を挿入していたが、昭和35年からは英文版を分離独立させて420部を印刷し、49か国に送付していた。しかし、昭和57年より再び邦文版に合併統一された。

(f) 投稿規定

平成元年に投稿規定を全面的に改定し、投稿論文は各病院長から部門別に推薦された査読者が審査する形式を取り入れることとした。

また、令和3年度の編集委員会で、「利益相反の開示、個人情報保護、倫理的対応」について、規定に盛り込むことが委員から提案され、令和4年8月に臨時の編集委員会で検討し、9月の第2回常任幹事会、10月の幹事会で審議され、規定の見直しが行われた。

(g) 掲載論文の表彰

共済医学会会則第9条第4項第8号により、『共済医報』に発表した研究のうち優秀論文については、共済医学会総会において表彰することになっている。表彰手続については、研究業績の表彰に関する細則により行われる。

平成11年度（第48回共済医学会）以降に表彰された研究論文は、203席（令和5年度第72回共済医学会まで）である。内訳は、平成26年度（第63回共済医学会）までは、第一部会にそれぞれ優秀賞・優良賞を設けたが、表彰規程の変更を行い、平成27年度（第64回共済医学会）からは、第一部会は従前通りであるが、第二部会を医療技術部門・看護部門・病院管理部門の3部門に分け、それぞれに優秀賞・優良賞を設けた。また、令和5年4月には各分野における論文数が多い場合や論文数が大きく異なる場合等に表彰数を弾力的に運用できるように規定改正を行った。平成27年度の規程改正後の表彰研究論文数は、優秀賞36席、優良賞71席、合

計107席である。

(h) その他

・平成13年　英文雑誌名を「The Kyosai Medical Journal」に変更。

・平成14年　雑誌装幀形態を変更（B5判→A4判へ）。

・平成27年～　表彰論文の推薦種別を見直し細分化（表8）。

・令和元年5月　虎の門病院移転に伴い共済医報編集室も同時に同所へ移転。

・令和4年10月　利益相反等投稿規定の改定。

(i) 創刊の精神を受け継いで

連合会病院は、その性格上、国家公務員の「健康の保持増進のための福祉事業」を行うことを目的としており、その目的を達成するためには連合会病院全体の医療水準の向上や良質な医療の提供が求められる。それは診療部だけではなく、医療技術部門、看護部門、事務部門などの病院を構成する全ての職種に求められるものである。

連合会病院職員は、それぞれが日々研鑽しているところであるが、その経験や知識等についての情報を共有するための「場」が必要である。口演・ポスター発表を行う「共済医学会学術集会」と研究論文発表機関誌として発刊される『共済医報』が、その役割を担っている。これらは、医師の研究発表や症例発表のみならず、医療技術部門、看護部門、事務部門その他の病院を構成する全ての職種の「研究発表」の場であることが大きな特長である。

また、最近は医療の高度化・複雑化の進展が急速であり、学術領域の境目が明確ではなくなってきた。そのため、近年の発表の傾向として、その職種固有の、あるいは単独の発表ではなく、多職種での発表、「チーム医療」としての発表が目立つようになってきた。この傾向は、働き方改革に関するタスクシフト・タスクシェアが進むとともに、今後も増えていくことと思われる。

最後に、『共済医報』創刊の辞で、今井一男初代理事長は、「（共済医報は）ひとり医師、歯科医師のみならず、薬剤師、看護婦、レントゲン技師、栄養士、事務員その他病院関係のすべての人々によって守り育成されていくものでなくてはならない」と述べられているが、その精神に基づき、昭和26年11月の創刊以来、現在まで70年を超えて継続して発刊されていることは、その内容とともに特長の一つであると言える。

（参考）

表8　研究業績の表彰に関する細則

研究業績の表彰に関する細則

（目的）

第1条　この細則は、共済医学会会則第4条第2号及び第9条第4項第8号の規定により、共済医報に発表した研究のうち優秀なものを表彰する場合の手続及び審査の基準を定め、その適性を図ることを目的とする。

（表彰の区分）

第2条　表彰は、次のとおり区分し、それぞれ賞状及び記念品を授与する。

（1）優秀賞 賞状及び記念品（10万円相当）

（2）優良賞 賞状及び記念品（ 5万円相当）

（表彰の手続）

第3条　表彰は、会長の要請により、その指定した共済医報に発表された論文の中から各幹事が優秀なものを推薦し、それらを常任幹事会において予備審査し、幹事会の議決を経て決定するものとする。

（推薦要領）

第4条　幹事は、前条の推薦を行う場合、次の要領によるものとする。

（1）推薦する論文は、共済医学会会則第11条に規定する第一部会と第二部会に分け、更に第二部会を「医療技術（検査、薬剤、放射線、リハビリ、栄養管理等）」、「看護」、「病院管理等」の3分野に区分する。

（2）幹事は、各分野ごとに1位、2位、3位の順位を付けるものとし、その際は各分野ごとの院内の専門職の意見を参考とすることができることとする。

（3）特別講演、教育講演等で共済医学会から謝礼の支払われるものは除外とする。

（審査基準）

第5条　常任幹事会又は幹事会において、第3条の推薦を受けた論文を審査する場合は、次の基準により前条第1号に定める分野ごとに、表彰の区分を決定するものとする。

（1）審査は、点数制によるものとし、推薦の1位を3点、2位を2点、3位を1点として計算し、原則として、これらの合計点数の多いものを表彰の対象とする。

（2）表彰の対象とする論文は、各分野ごとに、推薦者7名以上、合計点数20点以上の論文の中から、原則、上位3題ずつとする。

ただし、以下に掲げる場合については、常任幹事会の予備審査において審議し、異なる取扱いとすることができる。

①同点の場合

②各分野における論文が3題に満たない場合

③各分野における論文が多く、上位3題の論文が、推薦者数又は合計点数の基準を満たせない場合

④各分野ごとの論文数が大きく異なる場合

（3）優秀賞の対象とする論文は、各分野ごとに1位の推薦者が7名以上の論文の中から、原則1題ずつとする。

この決定に当たっては、前号ただし書きと同様の取扱いができるものとする。

（4）推薦者が論文著者と同一病院に所属する場合及び連合会以外の大学等で行われた研究に関する論文の場合は、減点することができる。

（5）同一著者の論文が二以上表彰の対象となったときは、重複して記念品を授与しない。この場合、これらの順位が異なる時は、上位の区分の記念品を授与する。

（6）各分野ごとに同一著者の論文が二以上表彰の対象となったときに、次点に第2号に定める推薦者数及び合計点数を満たす論文がある場合（同号ただし書きの適用を受ける場合を含む。）には、その論文を表彰することができる。

（7）前各号の定めにより難い特別な事情がある場合には、常任幹事会又は幹事会において、その事

情への特別の対応の是非について審議した上で、異なる取扱いとすることができる。

附　則　　この細則は、昭和49年12月3日から施行する。
附　則　　この改正細則は、平成4年4月1日から適用する。
附　則　　この改正細則は、平成9年1月23日から適用する。
附　則　　この改正細則は、平成18年4月1日から適用する。
附　則　　この改正細則は、平成20年4月1日から適用する。
附　則　　この改正細則は、平成22年4月1日から適用する。
附　則　　この改正細則は、平成26年11月1日から適用する。
附　則　　この改正細則は、令和4年11月1日から適用する。
附　則　　この改正細則は、令和5年4月1日から適用する。

6　シミュレーション・ラボセンター事業

平成11年度以降の大きな事業としては、シミュレーション・ラボセンター事業を開始したことである。シミュレーション・ラボセンターは連合会病院職員の医療の質の向上、安全管理の方法や医療技術の習得を図ることを目的に、平成18年4月に虎の門病院分院に設置された。

(1) 開設の経緯

患者取り違え事件や薬物の誤認による死亡事故などが契機となって、マスコミが医療事故を取上げることが急増し、社会問題化していた。これにより、医療への国民の信頼が著しく損なわれ、医療安全の必要性が求められ、国民の医療への信頼を回復するためには、医療の安全と質の向上が緊急の課題であった。

一方、医療の質・安全の確立には人手に頼らないシステムの構築や医療従事者の技能の向上が求められるが、医療従事者の知識と技術の向上に向けた教育・研修には標準化された実践的な医療の教育が欠かせないものとなっていた。近年の複雑化したシステムのなかで安全を求め質を高めるためには、チーム医療のための教育も必須である。こうした背景のもとにシミュレーション教育が注目され、本邦のみならず欧米各国でも医療に対する安全と質への関心の高まりのなかで、シミュレーションセンターの設立が相次いでいた。

虎の門病院の山口徹病院長と中西成元副院長は、このようなシミュレータを使用した教育訓練に注目し、虎の門病院においても実施できないかと構想を練っていたが、単独の病院での運営は難しいと判断せざるを得なかった。

しかし連合会本部で、中西成元副院長が医療事故対策へのシミュレーション教育の有効性を説いた結果、幸いにも承認を得ることができた。連合会本部には連合会病院の共済医学会があり、それを活用する方向で具体化することになった。

平成16年10月共済医学会幹事会において学会事業としてシミュレーションセンターによる安全研修の共同化、協力化を行うことが提案された。

平成17年7月には連合会病院で発生した医療事故に対して「医療安全対策に関する外部委員会」によって「医療安全対策に関する報告書」が取りまとめられ、そのなかに、連合会全体で取り組むべき事項としてシュミレーションセンターの必要性が挙げられ、事業の立ち上げが決定された。

その後、同年10月の共済医学会幹事会で事業化の承認を得て、翌平成18年4月に開設の運びとなった。折りよく川崎市の虎の門病院分院では新病棟が完成したばかりで、旧病棟跡にあった約400㎡のスペースを利用して分院内に設置されることになった。

平成18年4月医療の安全確保と質の向上のための教育研修を行うことを目的とした、シミュレーション・ラボセンター（略称：KS-lab、愛称：ヒポクラテスクラブ）が開設された。組織としては、共済医学会幹事会、シミュレーション・ラボセンター運営委員会、シミュレーション教育ワーキンググループから成る。

発足時、シミュレーション・ラボセンター運営委員長として山口徹虎の門病院長（役職指定）が、ラボセンター長として中西成元副院長が就任。さらに、各病院に運営委員、ワーキンググループメンバーを置いて、運営と活動を連合会参加病院全体で進める仕組みを構築。当初、KS-labは関東周辺の10病院と参加希望の4病院の共同事業として、虎の門病院が実務を受託して運営を行うことでスタート。その後、参加病院は毎年増加し平成21年度に全連合会病院が参加した。

KS-lab設立と同時に、本部に医療安全対策専門役を置き、連合会病院に横断的な医療の質・安全を推進する組織を立ち上げた。これが、医療の質・安全活動を推進するのに力を発揮することとなった。

なお、開設までには獨協医大の池上敬一教授、慈恵医大の武田聡講師をはじめ外部の施設からも、シミュレーション教育の経験を持つ多くの先進的な諸氏の支援を得たことを付記しておきたい。

(2) 出張研修の意義

虎の門病院分院が所在する川崎市にKS-labができたものの、連合会病院は北海道から九州まで分布しており、KS-labで研修を受けるためには川崎や東京までの交通に費用と時間を要すること、若いスタッフを川崎や東京へ複数出張させて研修することで業務に支障が出るおそれがあるなどの問題があった。また、研修の効果を疑問視する病院もあった。そこで、平成20年からは、遠隔地へ赴いての出張シミュレーション研修を開催した。より多くの職員に参加してもらえるよう、KS-labから指導スタッフが機材を持参して研修の機会を設けるようにした。具体的には、北海道・東北、近畿・中部地区、中国・九州に三つの地区に分けて、年1回出張し、周辺の病院スタッフも参加できる出張研修とした。加えて、毎年の共済医学会の開催地でも開催した。

研修内容は、医師、メディカルスタッフを対象とする米国心臓協会（AHA）のBLS（Basic Life Support）、ACLS（Advanced Cardiovascular Life Support）、日本救急医学会のICLS（Immediate Cardiac Life Support）、看護師を対象にした患者急変対応（KIDUKI）コースなどである。この出張研修は、KS-labの活動を各病院の管理者に直接見てもらえるチャンスであるとともに、病院長、看護部長、事務部長とのミーティングで直接要望を聴取する機会でもあった。また、情報交換会は多くのスタッフと親睦を図る機会となり、KS-labは連合会病院の絆を横断的に強化する役割も果たすことになった。

(3) 厚生労働科学研究：他病院、他大学との共同研究事業

平成22年厚生労働省の科学研究費の補助「地域医療基盤開発推進研究事業」で、「シミュレーション教育」が初めてキーワードに加えられ、補助金の対象となったことで、井田雅祥スタッフドクターが研究代表者となって申請した。その結果、シミュレーション教育に関する本邦初の科研費研究として承認された。

地域医療の向上を念頭に置いたシミュレーション教育についての研究として、鈴木克明熊本大学教授、澤智博帝京大学教授をはじめ、全国の医学系大学の教員や連合会病院の先端研究者の参加を求めた。特に医療教育や評価の方法、教育システムデザイン（Instructional System Design：ISD、ID）など、4年間の研究で多くの課題について研究が進められた。なかでも遠隔での医療シミュレーション教育については大きな成果を上げ、国際的なレベルから見ても先行することができた。また、後述するが、新病院のKS-labには、研究成果を盛り込んだ先進の設計を取り入れた。

以下に、研究項目を記す（詳細は『共済医報』第63巻2号を参照）。

①本邦におけるシミュレーション教育：実態、問題点、課題
②海外のシミュレーション教育：視察、調査、動向
③フルスケール・シミュレータ教育の研修効果
④指導者養成
⑤指導者支援：指導ツール、デブリーフィング支援システム
⑥遠隔シミュレーション教育
⑦シミュレーション教育における教育システムデザインの役割と活用：教育システムデザイン（ISD、ID）、e-ラーニングの活用
⑧フルスケール・シミュレータ教育研修システム化

(4) 平成25年の人事異動

平成25年4月、創設以来ラボセンターの成長を支えてきた中西成元センター長が退任し、虎の門病院の井田雅祥副院長がセンター長に就任した。中西成元センター長は顧問に就任。同時に、虎の門病院では山口徹病院長が顧問となった。後任には大内尉義が病院長に就任するとともに、シミュレーション・ラボセンター運営委員長にも就いた。また、母体である共済医学会の会長は仁保喜之千早病院顧問から山口徹虎の門病院顧問に交代した。

平成25年4月からは新人研修医研修において、受講前にオンラインのe-ラーニングを導入した。これにより、従来の1日研修が午後からの半日研修に短縮できた。

(5) 日本内科学会救急医療研修JMECCの開始

平成25年、日本内科学会の救急医療（Japanese Medical Emergency Care Course: JMECC）プログラムに力を注いだ。これは、日本救急医学会策定の「ICLS」をベースに、内科学会独自の「内科救急」を導入したプログラムで、座学とシミュレーション教育から成る1日の講習会である。JMECCは当時、開催が日本内科学会の認定教育施設の条件となることが予定されていた。そのため、内科学会認定教育施設に指定されている連合会病院に対し、研修に必須の指導者であるディレクターとインストラクターを早期に養成して配置することを目標とした。

平成25年10月第1回JMECCがKS-labを会場に開催された。平成26年度は、JMECCを2回開催することができた。指導の機会を生かすことにより、虎の門病院循環器センター内科医員2人がそれぞれディレクター及びインストラクターの資格を取得。その後もディレクターとインストラクターは増加しており、連合会病院内で指導者を確保して研修を開催できるようになっている。

現在、JMECCは教育施設基準の条件には入っていないが、内科専門医の受験資格となっているので内科専門医やその上級資格となる総合内科専門医をめざす研修医には必須の研修である。また、RRS（Rapid Response System）の内容が含まれていることから、病院にとっては入院患者の病状急変の早期認識と早期介入が行えるような体制づくりが可能である。

(6) 浜の町病院に「シミュレーション・ラボセンター浜の町」を開設

研修が盛んになるにつれ、全国の連合会病院から職員が東京や川崎に出張することが多くなったが、連合会病院は西に多く、特に九州は近隣に点在していることから、二つ目のKS-labを九州に置くという案が浮上した。

ちょうど浜の町病院が建て替えられたこともあり、平成26年春から本部とともに開設の準備に入り、平成28年10月、共済医学会幹事会で、浜の町病院内の「シミュレーション・ラボセンター浜の町」の名称を含むシミュレーション・ラボセンター事業の規定が改正され、11月1日に正式に運用が開始された。浜の町病院では運営組織として院内に「シミュレーションラボセンター運営委員会」を設置し、大城戸政行診療部長が委員長及びセンター長に就いた。

二つ目のKS-lab設立にあたっては、位置付けを「サテライトセンター」と規定した。これは今後、他の連合会病院内に増設する際に、規定を改めて作り直すことなく、施設名の追加で対応できるようにしたこと、名称も原則「シミュレーション・ラボセンター＋病院名」と病院名をつけるだけで明確になると考えた連合会本部のアイデアによる。

(7) 内視鏡手術セミナーの開始

KKR内視鏡手術セミナーは、群馬大学医学部附属病院における腹腔鏡手術での死亡事例を受けて、一部の共済病院長から「連合会病院として、腹腔鏡手術に関するトレーニングを徹底すべき」との強い要望が発せられたことから、奥芝俊一斗南病院長が中心となって発案した「安全な腹腔鏡手術の習得と普及を目指す」研修である。

第1回は連合会病院部が主導して平成28年2月に開催された。2回目からは常任幹事会にてKS-labの事業となり、平成28年8月5日から6日、奥芝俊一病院長をコースディレクターとして定員30人の規模で、外部の施設を借用して開催した。以後、毎年開催されるようになった。

(8) 開設10周年記念シンポジウム開催と記念誌の発行

平成28年は、KS-lab設立10周年となる節目の年であった。そのため、第65回共済医学会（横浜）において、「KKRシミュレーション・ラボセンター開設10周年記念シンポジウム」を開催。基調講演を慈恵会医科大学救急医学講座の武田聡主任教授に依頼するとともに、内外から5人のシンポジストを招聘した。

5人のうち、内部では奥芝俊一病院長が「KKR内視鏡手術セミナーの意義と展望について」、大城戸政行浜の町センター長が「ラボセンター浜の町開所と運営」について講演、井田雅祥センター長が厚労科研の成果について紹介した。このシンポジウムの模様については、一部の連合会病院にネット配信も行った。

この年から、共済医学会開催時のKS-labの会場研修に、JMECCを取り入れることになった。また、10周年記念誌『シミュレーション・ラボセンター 10年間のあゆみ』を発刊した。

(9) 新虎の門病院構想のスタート

虎の門病院の建物、設備が老朽化・狭隘化のため建替えが検討され、東京都と港区に「災害対応」と「国際化」を掲げて承認申請を行うこととし、これを担う施設として、KS-labが分院から本院に移転することになった。

KS-labの移転は、全国の連合会病院スタッフにとっても交通の利便性が向上することにつながった。また、それまで主たる研修会は外部施設を借用していたが、新KS-labではほとんどの研修会を内部で開催できるように設計した。これにより、高額な都内の貸会議室を借りることなく、運営費用を大きく削減できることが期待された。

(10) 新病院のKS-lab設計

「災害対応」と「国際化」の使命を帯びて、KS-labの設計には、遠隔シミュレーションやクラウドの活用で情報共有を図ることなど、厚労科研で得た研究成果を取り入れて、最先端の設計がなされた。まず、KS-labを1階に置き、ERや講堂と隣接することにより、災害時には拡張ERとして利用できるようにした。そのため、KS-labにも講堂にも、壁面に人工呼吸器に接続できるように酸素などの設備を多数設置した。

KS-labの事務室には、スタッフ全員の執務スペースを設けて常時コミュニケーションをとると同時に、インターネットの通信網を整備して、平時は連合会本部や全連合会病院との通信及び遠隔シミュレーション教育に使用、非常時（災害時）には東京都や港区なども含めて情報収集、情報交換を行うハブとなる設備を備えた。背景には、東日本大震災時の通信はネットだけが有効に機能したという経験があり、東京以外で災害が起こったときでも救援や物資の供給に連合会病院間の情報共有が欠かせないという考えに基づくものである。平時に活用し慣れておくことで非常時にも迷うことなく速やかな対応を可能に、というシミュレーション教育の基本的な考え方も根底にあった。

災害時にはエレベーターも停止することを前提に、手術が必要な被災者がすぐに手術を受けられるよう手術対応の耐水性の研修室を設け、移動式無影灯を設置することで平常は手術研修、災害時には手術も行える設計とした。他に、倉庫に水回りを設置して透析も可能な設備とした。

都市型シミュレーションセンター（仮称）の試みとしては最新の技術を設備した。通常、シミュレーションセンターには病室や手術室、ICUなどをそのまま造り、現場と同一の環境を整えて実践さながらに研修を行う。実際、我々の行った厚労科研費の研究でも、実践に近い環境は臨場感を上げ、研修効果を上げることが裏付けられている。しかし、KS-labは他のセンターに比べて面積が狭く、その設備を整えることが難しいため、スマートインフィルという骨格とホワイトボードを設置した。この骨格に研修を記録するカメラやマイク、さらに映写機を設置して、ホワイトボードに手術室、ICU、病室、透析室などの写真を研修の場面に合わせてプロジェクションマッピングを行う。これにより、スライドで容易に研修の場面を設定することができ、他院から研修者が訪れたときには、自施設の写真を持参すれば、それを投影することで自施設の環境下で研修を受けることも可能になる。こうした効果を移転の前年に分院に設置して確認の後、新KS-labに移設。ホワイトボードは講義ではスライドの投射もできるので、汎用性が高くなった。

こうして、災害時には通信のハブ機能を持つとともに、拡張RE、手術室機能が発揮でき、透析にも対応できる。平時は多くの研修を自施設で行える新KS-labが完成した。

しかし、虎の門病院の会議室が不足しているため、この先進的な事務室と手術室機能を持つ耐水設備の研修ルームは、病院のそれぞれ101会議室、102会議室に転用されることとなった。KS-labの事務室は、最も奥の機材を収納する倉庫として用意していた部屋を使用せざるを得なくなり、透析の対応も困難となった。その結果、残念ながらKS-labが災害対応と国際化のために使命を果たす能力は大きく削がれる結果になった。整備された設備をKS-labで生かすことはかなわなかったのである。だが、会議室に転用されても設備はそのまま残っているので、それを記憶にとどめ、万一の災害時には病院が主体となって生かしてほしいと願うものである。

(11) 新病院でのKS-labのスタート

新病院の開業は、令和元年5月1日である。それに先立ち、3月の内覧会ではVR（Virtual Reality：仮想現実）を用いて人体の構造を三次元で再現する機器の紹介などを行った。また、新KS-labは病院の開業より一足早く移転し、4月初めの新人研修医研修から研修がスタートした。

新たな試みとしては、VRを活用した手術支援を実現。これは、外科手術の際に事前にCTスキャンから起こした患者の三次元映像をVRで再現するサービスである。VRなのでどの方向からでも手術症例の臓器を見ることができ、心臓などは内部に入り込むこともできるので、術前に活用されて好評であった。

平成31年4月、軍神正隆が虎の門病院救急科部長に就任した。軍神正隆部長は日本ACLS協会などでも活躍し、医療シミュレーション教育の実績があることから、同時にラボセンターの副センター長にも就任した。

令和元年6月1日から2日、国際的にも著名なシミュレーションセンターである、ハワイ大学Sim Tiki Simulation Centerのセンター長Benjamin Berg教授が主催するfun-SIM-J、i-SIM-J（琉球大学による日本語版）をラボセンターで開催、国際化への第一歩を踏み出した。Berg教授をはじめとする講師陣にも受講者にも新KS-labの施設、設備は好評であった。

令和元年6月には、医療安全管理者研修を新KS-lab及び隣接する虎の門病院の講堂で開催した。これは厚労省の作成したプログラムに沿った、40時間（5日間）との指定がある研修で、講師として各界の著名な専門家20人が全国から集まり、本邦で最もレベルの高い医療安全管理者研修の一つとして知られている。第1回（平成18年）は分院の講堂

で開催したが、受講者が増加して60人規模となったため、第2回以降は外部の施設で開催してきたものである。また、この回では初めて日本専門医機構の共通講習（医療安全、感染対策、医療倫理）も同時開催した。これにより、次回からも外部施設を借用することなく内部で開催可能であることが確認でき、期待されたとおり、大きな経費の削減につながった。

（12）新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年4月虎の門病院では大内尉義病院長が退任して顧問となり、門脇孝が病院長に就任した。役職の変更とともに門脇孝病院長が運営委員長となり、共済医学会長は山口徹名誉院長から大内尉義顧問に代わった。

令和2年2月新型コロナウイルス感染症の拡大により、毎年定期的に開催してきた、医療安全管理者研修、臨床研修指導医養成講習会、ImSAFER（事故の原因分析と対策立案）、医療メディエーター養成研修（裁判外医療対話仲介者養成）など、集合研修を基本とする研修は中止を余儀なくされた。また、米国心臓協会（AHA）のBLS、ACLS、PALS（Pediatric Advanced Life Support）や、米国救命士協会（NAEMT：National Association of Emergency Medical Technicians）のAMLS（Advanced Medical Life Support）等も中断した。

（13）軍神正隆センター長体制

令和2年7月1日、軍神正隆がラボセンター長に就任した。新体制として、井田雅祥前センター長は顧問に、軍神正隆センター長の推薦により森村尚登東大医学部救急医学教授が大規模災害医療研修である英国ALSG（Advanced life support group）公認「MIMMSコース：Major Incident Medical Management and Support」の第一人者として顧問に就任した。

（14）新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大に対応して、虎の門病院における新型コロナウイルス感染症の診療を支えるため、非常時には診療の場として活用するという当初の設立趣旨に従い、令和2年4月から虎の門病院の「非発熱外来（コールドゾーンER）」エリアとしてKS-labの活用が始まった。

研修面では、新型コロナウイルス感染症診療全般に関する教育を提供。具体的には、KKR Labo Portalサイトのパッケージ機能を活用して、KKR ECMO Net Workがオープン、感染症対策の関連資料の動画教材（PPE着脱動画など）やセミナー資料、ECMO運用のチェックリストなどを閲覧できるようにした。

連合会本部などからの要望もあり、令和2年11月29日及び令和3年1月10日には連合会病院のECMO普及のためのECMOネット研修を開催した。また、withコロナ時代における「新しい研修様式」に基づく研修を策定した。

（15）3年ぶりの医療安全管理者研修

令和4年度年に入ると、新型コロナウイルス感染症はワクチンの普及により徐々に下火になりつつあった。そこで、11月に3年ぶりに医療安全管理者研修を開催した。研修方法を従来の5日間のコースから変更し、オンライン研修を導入して集合研修を2日間に短縮。感染対策のもと、2日間活発なグループ・ワークを行った。

（16）世代交代

佐藤康弘平塚共済病院副院長はJMECCで長年ディレクターを担当してきた実績があるが、定年退職を迎えるのを機に、令和5年4月から顧問として引き続きJMECCを担当することになった。

シミュレーション・ラボセンター浜の町では、大城戸政行センター長が顧問となり、臼井真教育部部長兼救急センター部長がセンター長に、副センター長に前山隆茂呼吸器内科部長が就任した。

（17）KKRシミュレーション・ラボセンターの教育プログラム

KS-labの教育プログラムについては、『共済医報』（第63巻、第4号）、『シミュレーション・ラボセンター 10年間のあゆみ』、若しくはホームページで確認できるので参照されたい。

（18）実績：受講生数の推移

研修実績としての受講者数は、初年度（平成18年度）は1,273人、その後、順調に増加して、平成22年度には1,523人、開設当初からの延べ受講者数は8,008人に達した。平成23年度には年間1,900人を超え、平成27年度には年間受講生が2,000人に達した。その後も、新型コロナウイルス感染症拡大前年の令和元年度までは年間2,000人前後で推移した。

令和2年度は3月からの新型コロナウイルス感染症拡大により、予定されていた集合研修はおおむね中止となった。しかし、感染症対策に徹した新しい研修様式を策定することにより、令和4年は1,342人にまで回復した。

（19）新型コロナ感染症拡大後の活動再開

令和5年5月8日新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類から5類へ移行した。これを契機に集合研修を再開したが、開催が年度の後半に集中したため多忙な年となった。4年ぶりの研修もあり、多くの病院から開催の要望が寄せられたばかりでなく、実際に受講希望者も多かったことから、KS-labへの期待の高さが示された。令和6年度からは新型コロナウイルス感染症拡大以前のスケジュールで開催する予定である。

（20）おわりに

KS-labは設立当初から医療安全に資することをめざして活動してきた。その点、通常のシミュレーションセンターが医学教育を出発点としているのとは異なる。教育研修の在り方は、今回の新型コロナウイルス感染症拡大でも経験したが、時代とともに変化していく。今後も、連合会病院の全ての職員にその時代の最高レベルの医療安全教育の機会を与える役割を担い、最終的に患者に安全な医療を提供できるように教育支援の使命を果たすことが求められている。

さらにKS-labは虎の門病院及び浜の町病院内に設置されているが、連合会病院の共同施設である。したがって、全ての病院職員が自分の施設であるという認識のもとに、積極的に利用することを期待する。

（KS-lab顧問　井田雅祥）

第2章

中央図書室

第1節　中央図書室

第1　概　況

中央図書室は、「各病院は日常必要とする図書を各個に備えるべきであるが、経済上の観点から中央の虎の門に図書室を設けてこれを整備充実する。各病院にはそれを利用するためにリストを配付する。その運営の円滑化を図るため委員会を設ける。この図書室関係費用は本部負担とする」こととし、昭和35年10月20日に開設された。開設の経緯及び当時の概要については、連合会『五十年史（下）』（989－995頁）に詳細に述べられているので、本稿では、平成11年度以降の概要を中心に述べる。

1　運営規程

昭和35年に第1回中央図書室運営委員会総会が開催され、運営規程等が可決された。

その後、運営規程は、昭和59年4月1日、平成5年4月1日、平成9年4月1日にそれぞれ一部改正が行われたが、令和元年5月5月1日に中央図書室が所在する虎の門病院の新築・移転に伴い改正され、現在に至っている（表1）。

（参考）
表1　国家公務員共済組合連合会中央図書室の設置並びに運営規程

国家公務員共済組合連合会中央図書室の設置並びに運営規程

第1章　総則

（設置及び名称）

第1条　国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、連合会所属病院職員全体の利用に供するため、また職員の業務上の知識を向上させ、研究を遂行して行くうえに役立つことを目的として国家公務員共済組合連合会中央図書室（以下「中央図書室」という。）を設け、これを虎の門病院に置く。

（運営）

第2条　中央図書室は、連合会の責任に於て運営するが、必要に応じて共済医学会幹事会の協力を求める。

（管理の委託）

第3条　連合会は、中央図書室の備品の管理及び専任職員の業務の監督を、虎の門病院院長に委託する。

第2章　中央図書室運営委員会

（中央図書室運営委員会）

第4条　中央図書室の業務の適正な運営に資するため、中央図書室に中央図書室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（中央図書室委員）

第5条　委員会の委員（以下「中央図書室委員」という。）は、連合会所属病院長から各1名ずつの推薦を受けて、連合会理事長（以下「理事長」という。）が任命する。

第6条　中央図書室委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第7条　委員会に、次の役員を置く。

会　　長　　1名
常任委員　　11名

（会長）

第8条　会長は虎の門病院長とし、理事長が任命する。

（常任委員）

第9条　常任委員は、中央図書室委員のうちから理事長が次の基準に従って選任する。

（1）北海道・東北地方ブロックから　1名
（2）関東地方ブロックから　4名
（3）中部地方ブロックから　1名
（4）近畿地方ブロックから　2名
（5）中国・四国地方ブロックから　1名
（6）九州地方ブロックから　2名

第10条　常任委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務及び権限）

第11条　会長は委員会を統括し、委員会総会（以下「総会」という。）を主宰する。
ただし、会長に事故のある場合には、予め指名する職務代行者がその業務を代行する。

（総会）

第12条　委員会は総会を設置し、少なくとも毎年l回開催することとし、会長は理事長の承認を得て開催日の決定を行い、これを招集する。

第13条　総会は、会長及び中央図書室委員をもって構成し、理事長の諮問機関として次の事項を審議する。

（1）中央図書室の規程及びその改正に関すること。
（2）中央図書室の設備に関すること。
（3）中央図書室の事業計画及び予算、決算に関すること。
（4）中央図書室の運営方針及び運営状況の検討に関すること。
（5）前各号の他中央図書の運営上特に必要な事項に関すること。

第14条　前条の審議事項については、理事長の承認を受けるものとする。

第15条　総会は委員の半数の出席をもって成立する。

第16条　総会は、必要ある場合は、各委員から書面回答を徴してその開催に代えることが出来る。

第17条　総会の議長は、会長とする。ただし、会長が出席できないときは、予め指定する職務代行者がその業務を代行する。

（常任委員会）
第18条　総会のほかに、常任委員会を設置し必要の都度会長が招集する。

第19条　常任委員会は、会長及び常任委員をもって構成し、次に掲げる事項を行う。
（1）総会の審議事項に関する案の作成
（2）総会の審議事項のうち、その他特に緊急を要する事項の審議
（3）中央図書室の購入図書の選定に関すること
（4）中央図書室運営の実情監査の任にあたる

第20条　常任委員会は委員の半数の出席をもって成立する。

第21条　常任委員会は、必要ある場合は、各委員から書面回答を徴して、その開催に代えることが出来る。

第22条　常任委員会の議長は、会長とする。ただし、会長が出席できないときは、予め指定する職務代行者がその業務を代行する。

第3章　中央図書室の利用
（利用者の範囲）
第23条　中央図書室の利用は以下の者に限る。
（1）　連合会職員
（2）　会長または中央図書室委員による紹介者

（利用の方法）
第24条　中央図書室の利用は次の方法による。
（1）　中央図書室に於ける閲覧
（2）　複写サービスの利用
（3）　中央図書室に於ける文献の検索
（4）　図書貸出は原則として認めないが、特に必要な場合は、病院職員に限り別に定める内規に従って貸出することが出来る。

第25条　中央図書室で閲覧する場合は、身分を証明出来る「身分証明書」等を提出したのち、虎の門病院図書室利用内規に従う。

第26条　複写サービスを利用する場合は、虎の門病院図書室利用内規に従う。

第27条　図書の貸出しを利用する場合は、虎の門病院図書室利用内規に従う。なお、貸出しの場合に必要とする郵送料その他の費用について、送付に係る費用は中央図書室の負担とし、返却に係る費用は利用者が所属する病院の負担とする。

（所蔵状況の提供）
第28条　中央図書の利用の便に供するため、購入等により入手した書籍及び雑誌について、図書館システムに随時登録し、中央図書室ホームページを活用した検索に備える。

第4章　中央図書室業務
（職員）
第29条　中央図書室に連合会所属の司書数名及び助手若干名を置く。

（図書の購入手続）
第30条　中央図書室の購入手続は虎の門病院用度課に於て行う。

（中央図書室業務の実施細則）
第31条　その他中央図書室業務の実施細則は別に定める。

附　則
この規程は昭和35年4月1日に遡って施行する。
この改正規程は、昭和59年4月1日から施行する。
この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。
この改正は、平成9年4月1日から施行する。
この改正規程は、令和元年5月1日から施行する。

2　設置場所

昭和60年10月に虎の門病院の本館改修工事が行われ、狭隘化した中央図書室も大規模な改修工事が行われた。令和元年5月には虎の門病院の移転・新築に伴い、新病院の9階に設置された。令和元年5月の中央図書室の施設・設備概要は次のとおり。

①面積（9階）200㎡
②閲覧室（閲覧机4人用3脚、1人用5脚、文献検索用パソコン7台、プリンタ付コピー機1台、コピー機1台）
③雑誌架（開架式25段5面、16段1面、20段2面）
④移動棚（電動式10段30面）
⑤事務室（事務机7脚、パソコン8台、コピー機＆FAX1台）

3　人的体制

（1）職員構成

中央図書室の職員構成は、次のとおり（令和5年度末時点）。

会長1人、室長1人、司書2人、事務員2人、事務助手1人

（2）歴代会長

中央図書室の歴代会長は、表2のとおり（会長は虎の門病院長）。

表2　歴代会長

代	氏　名	任　期
初代会長	大槻　菊男	昭和35年 4月 1日～昭和38年 5月31日
2代会長	沖中　重雄	昭和38年 6月 1日～昭和48年 5月31日
3代会長	浅井　一太	昭和48年 6月 1日～昭和57年 9月30日
4代会長	小坂　樹徳	昭和57年10月 1日～平成 4年 3月31日
5代会長	三村　信英	平成 4年 4月 1日～平成 9年 3月31日
6代会長	秋山　　洋	平成 9年 4月 1日～平成14年 3月31日
7代会長	山口　　徹	平成14年 4月 1日～平成25年 3月31日
8代会長	大内　尉義	平成25年 4月 1日～令和 2年 3月31日
9代会長	門脇　　孝	令和 2年 4月 1日～現在に至る

4　業務内容

中央図書室の業務は、保有図書の閲覧、文献の複写サービス、文献の検索である。

中央図書室は、機能の充実を図るために保有図書の増備を進める一方、保有している図書を直接閲覧することは各病院の立地により難しいこともあり、開設当初から新着図書の情報を各病院に連絡し、希望があれば図書複写サービス券による文献複写サービスを行っている。

文献の検索については、昭和60年10月に開始され、文献複写と同様に文献検索利用券を利用するシステムであった。また、中央図書室の検索業務については、開始と同時に日本科学技術情報センター（JICST）に加盟することで業務の省力化、迅速化が図られた。平成に入り、検索用パソコンが導入されると、医学を中心とした文献情報を収集したデータベース（MEDLINE）と契約した。この頃は、まだ媒体CD-ROM版での検索であった。平成7年度には、各病院にCD-ROM版を貸し出すこととしたことから、多くの病院が単独で文献を検索することが可能となった。

その後、パソコンの技術進歩やネットワークの整備、インターネットの普及により、紙媒体やCD-ROMからオンライン化が進み、電子書籍の普及とそれによる検索の迅速化が可能となった。中央図書室もこれまでの書籍の保有、その複写サービスに加え、学術雑誌等の内容を電子化し、インターネット上で公開した、いわゆる「オンラインジャーナル（電子ジャーナル）」を導入することとした。

当初は、ProQuest社が提供する学術情報のデータベースのみの導入であったが、平成14年、医学・薬学・保健衛生分野を中心に、様々な分野の電子ジャーナル・電子ブック・データベースを提供する情報検索プラットフォームである「Ovid」を加え、連合会病院が共同で利用するコンソーシアムを形成したことにより、各病院からオンラインジャーナルに容易にアクセスできるようになった。

平成15年11月には文献検索データベース機能を持つ「中央図書室ホームページ」を開設し、CD-ROMによる検索を廃止、ホームページを通しての文献複写の申込みや各病院図書室での閲覧も可能となった。これに合わせて複写サービス券による申込みはオンラインで対応できない文献に対してのみとなり、その利用上限も廃止された。利用文献もホームページでリアルタイムに確認できるようになったことから、目次プリントの配布を廃止、更なる業務の迅速化、サービスの向上を図った。

中央図書室が購入する図書には限りがあるため、利用者の多様なニーズに応えるべく平成18年には日本医学図書館協会（JMLA）と日本薬学図書館協会（JPLA）のコンソーシアムに加盟した。これにより、中央図書室の利用が急増した。全国の図書館と相互利用するシステム（NACSIS-ILL）を導入し、多くの文献複写や資料の貸借が可能となった。

平成19年度からは中央図書室のホームページにOvidのIP認証を新設し、連合会各病院からJournals@OvidとBooks@Ovidに直接アクセスできるようになった。平成20年度には中央図書室で購読しているオンラインジャーナルとリンクさせた学術情報管理システムSFX（注）を導入し、Web上で全文が利用できる文献か、中央図書室に所蔵されている文献かなど、文献の閲覧や申込みが簡単に行えるツールを導入した。MEDLINEなどの文献情報を収集したデータベースへの検索エンジンであるPubMedもこのSFXで利用可能。加えて、連合会各病院あるいは中央図書室からアクセスできるオンラインジャーナルのタイトルをアルファベット順に並べたもので、電子リソースのタイトルを検索することで、その全文を入手できるKKR Library e-Journal Listを開始した。

中央図書室からアクセス可能な出版社は、次のとおり。

・BMJ Publishing Group（出版社）
・Elsevier Science Direct（出版社の電子ジャーナル等のデータベース）
・AMA（医学雑誌JAMAを刊行しているアメリカ医師会）
・Karger（出版社）
・Nature Publishing Group（出版社）
・Wiley（出版社）

連合会病院からアクセス可能な総合データベースは、次のとおり。

・EBSCO社Medline Complete（医学系データベース）
・Journals@Ovid（電子ジャーナル）
・ProQuest（医療・看護分野データベース）
・Springer for H&H（医療分野データベース）

同じく連合会病院からアクセス可能なオンラインブックは、次のとおり。

・Books@Ovid（電子ブック）
・Springer for H&H eBook（電子ブック）

令和3年度時点の契約タイトル数（オンラインで契約している購読誌・購読図書）は、次のとおり。

・EBSCO Medline Complete　2,456タイトル
・Journals@Ovid　233タイトル
・ProQuest　3,895タイトル
・Springer　559タイトル
・BMJ Publishing Group　10タイトル
・Elsevier Science Direct　2,850タイトル
・AMA（JAMA+10）　11タイトル
・Karger　89タイトル
・Nature Publishing Group　157タイトル
・Wiley　474タイトル
・Books@Ovid　533タイトル
・Springer for H&H eBook　6,719タイトル

このように各病院からオンラインジャーナルに容易にアクセスすることが可能となったことから、中央図書室の文献検索利用件数と

文献複写利用件数は激減することとなった（表3）。

一方、保有図書数の推移は表4のとおりであるが、令和元年5月の虎の門病院移転に伴う中央図書室移転により保有図書や製本雑誌の多くを処分した。

このように中央図書室の保有図書数は、平成10年度くらいまでは増加したが、オンラインジャーナルの導入等による各病院自身からの検索が活発化したことにより、和洋雑誌の購入激減に伴い、製本雑誌数の減少、単行本の保有数も平成10年度の5分の1となった。

（注）医中誌Web、PubMedといった文献データベース、電子ジャーナルリストの検索結果から、直接文献を入手できるリンク先を表示、誘導するナビゲートシステム（リンクリゾルバー）。世界の図書館1,500以上が導入している。

5　運営経費

図書室業務が減少する状況は、中央図書室の運営費の推移にも表れている（表5）。

このように図書購入費は減少しているが、オンラインジャーナル等の契約金額等の増加により事務費等は増加している。

パソコンの技術進歩やネットワークの高速化など環境整備が急速に進み、また、それに伴うインターネットの急速な普及等により、オンライン化が格段に進み、電子書籍の普及と検索の迅速化が可能となった。このような環境の変化に対し、中央図書室の業務も大きく変化した四半世紀であった。開設当初の中央図書室の役割は、「各病院は日常必要とする図書を各個に備えるべきであるが、経済上の観点から中央の虎の門に図書室を設けてこれを整備充実する」（前述）ことであったが、各病院が独自に文献検索をできる環境が整い、中央図書室で単行本や雑誌として現物を保有する必要性がなくなったため、当初の役割は終えたといえる。今後は、各病院が利用するオンラインジャーナルなどの中央契約や各病院の年史（誌）や年報、業績集等の保管・管理など各病院の中央の図書室としての役割を再評価することが必要である。

表3　文献検索利用件数と文献複写利用件数　（単位：件）

年　度	文献検索利用件数	文献複写利用件数
平成 7年度	2,130	21,422
平成14年度	－	16,566
平成15年度	503	－
平成19年度	204	22,296
平成23年度	66	24,356
平成27年度	6	22,502
令和 5年度	55	7,105

表4　保有図書数の推移

年　度	単行本（冊）	洋雑誌（種）	和雑誌（種）	製本雑誌数（冊）
昭和60年度	12,883	431	175	44,372
平成10年度	16,184	485	218	73,114
令和 3年度	3,158	2	126	7,272 （洋雑誌 459種） （和雑誌 6,813種）
令和 5年度	3,221	2	130	8,045 （洋雑誌 472種） （和雑誌 7,573種）

表5　中央図書室の運営費の推移　（単位：万円）

年　度	実績額	洋雑誌	単行本	雑誌製本費	職員給与	事務費等
平成10年度	12,431	4,810	313	408	4,030	2,870
平成15年度	12,126	4,912（図書費）（注）			3,956	3,258
平成20年度	10,450	925	202	26	3,847	5,450
平成25年度	9,462	305	131	6	2,741	6,279
令和元年度	11,313	398	240	0	2,099	8,576
令和4年度	11,185	381	26	0	1,829	8,949
令和5年度	12,653	489	45	0	1,894	10,225

（注）平成15年度は洋雑誌、単行本、雑誌製本費の内訳がないため図書費として計上。

第4編　国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第5部
連合会病院
西日本ブロック体育大会等

第1章

連合会病院西日本ブロック体育大会

第1節　西日本ブロック体育大会の開催

西日本ブロック体育大会の始まりは、『千早病院の25年史』によると、「当院（注：当時は聖福病院）が世話役となり、昭和29年熊本中央病院・若松病院・浜ノ町診療所（当時当院分院）並びに北九州財務局主計課の５施設で親睦を深める意味から始められた年1回の親善試合で２回以降は持回り当番制で行われることになり、参加病院もふえ、競技種目は当番病院の自由選定として国家公務員共済組合連合会傘下の西日本地区の親善体育大会に迄発展した」(126頁)と記録されている。

その後、第3回大会（昭和32年）からは新別府病院が参加し、第7回大会（昭和36年）からは広島記念病院、吉島病院、第12回大会（昭和41年）からは新小倉病院、忠海病院（現呉共済病院忠海分院）、佐世保共済病院、第23回大会（昭和52年）からは呉共済病院、第48回大会（平成14年）からは高松病院が参加している。

令和5年の大会で開催65回目となり、参加病院も西日本地区の11病院（広島記念病院、吉島病院、呉共済病院、呉共済病院忠海分院、高松病院、新小倉病院、千早病院、浜の町病院・新別府病院、熊本中央病院、佐世保共済病院）となった。なお、東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）、新型コロナウイルス感染症の拡大（令和2年～令和3年）により延期した年もある。

本体育大会の競技種目は、当初から当番病院の自由選定であるため、当番病院が自信のある競技を選定する傾向にあるが、一部の選手だけではなく、管理者も参加できるルールも取り入れるなど工夫を凝らした競技となっている。第64回大会（令和4年）では、新型コロナウイルス感染症の拡大により2年間延期となっていたが、当番病院である新小倉病院の創意工夫により、対面での競技ではなく各病院において参加するWebを活用した競技を行った。

なお、本大会の表彰については、男子の部、女子の部の優勝・準優勝・第３位は当番病院長から大会会長杯が贈られ、総合優勝・総合準優勝・総合第３位は理事長杯として常務理事から贈呈される。

第2節　西日本ブロック体育大会の記録

昭和29年からの西日本ブロック体育大会の開催状況は表1のとおりである。

表1　西日本ブロック体育大会　開催一覧

回	開催日	当番病院	競技種目	
			男　性	女　性
1	昭和29年11月14日	聖福	野球	—
2	昭和30年 9月 1日	熊本中央	バレーボール	ソフトボール
3	昭和32年 9月21日	新別府	野球	卓球
4	昭和33年11月12日	若松	野球	卓球
5	昭和34年 9月27日	浜の町	野球	卓球
6	昭和35年 9月23日	広島記念	野球	卓球
7	昭和36年 9月23日	熊本中央	卓球	バレーボール
8	昭和37年 5月 5日	聖福	野球	バレーボール
9	昭和38年 9月22日	新別府	野球	ソフトボール
10	昭和39年 5月10日	広島記念	野球	ソフトボール
11	昭和40年 5月16日	浜の町	バレーボール	
12	昭和41年 5月22日	新小倉	運動会	
13	昭和42年 6月11日	佐世保共済	バレーボール	
14	昭和43年10月27日	熊本中央	サッカー	ソフトボール
15	昭和44年 5月18日	千早	運動会	
16	昭和45年 5月17日	広島記念	サッカー	ソフトボール
17	昭和46年 6月 6日	浜の町	卓球	バレーボール
18	昭和47年 5月21日	新別府	野球	ソフトボール
19	昭和48年 5月20日	新小倉	ボウリング	
20	昭和49年 5月25日	佐世保共済	ボウリング	
21	昭和50年 5月25日	熊本中央	運動会	
22	昭和51年 5月23日	浜の町	バレーボール	
23	昭和52年 5月15日	広島記念	ソフトボール	バレーボール
24	昭和53年 7月 2日	千早	ソフトボール	バレーボール
25	昭和54年 5月13日	新別府	ソフトボール	バレーボール
26	昭和55年 5月11日	呉共済	ソフトボール	バレーボール
27	昭和56年 6月 7日	新小倉	バレーボール	
28	昭和57年 4月25日	浜の町	卓球	バレーボール
29	昭和58年 6月19日	佐世保共済	ソフトボール	バレーボール
30	昭和59年 5月13日	熊本中央	バドミントン	
31	昭和60年 5月26日	広島記念	水泳	バスケットボール
32	昭和61年 5月25日	千早	卓球	インディアカ
33	昭和62年 5月10日	新別府	ソフトボール	
34	昭和63年 5月22日	吉島	バレーボール	
35	平成 元年 6月11日	新小倉	綱引き	
36	平成 2年 6月 9日	呉共済	バレーボール	卓球
37	平成 3年 6月23日	浜の町	バレーボール	卓球
38	平成 4年 6月21日	佐世保共済	綱引き	
39	平成 5年 5月30日	熊本中央	バドミントン	ミニバレー

回	開催日	当番病院	競技種目
			男性／女性
40	平成 6年 5月29日	広島記念	ドッジボール
41	平成 7年 5月27日	千早	インディアカ
42	平成 8年 5月25日	新別府	ドッジボール
43	平成 9年 6月28日	吉島	ソフトバレーボール
44	平成10年 5月23日	新小倉	ドッジボール
45	平成11年 6月19日	呉共済	ボウリング
46	平成12年 7月 1日	浜の町	ボウリング
47	平成13年 5月26日	佐世保共済	ソフトバレーボール
48	平成14年 5月18日	熊本中央	ミニバレー
49	平成15年 5月10日	高松	ドッジボール
50	平成16年 6月12日	広島記念	バスケットボール
51	平成17年 5月28日	千早	ボウリング
52	平成18年 5月20日	新別府	綱引き
53	平成19年 5月12日	吉島	ボウリング
54	平成20年 5月17日	新小倉	レクリエーションバレー
55	平成21年 5月16日	呉共済	ソフトバレーボール
56	平成22年 5月29日	浜の町	運動会
57	平成24年 5月26日	佐世保共済	運動会
58	平成25年 6月 8日	高松	ラインサッカー
59	平成26年 5月10日	熊本中央	バドミントン
60	平成27年 5月23日	広島記念	ボウリング
61	平成29年 5月20日	千早	インディアカ
62	平成30年 5月12日	新別府	ドッジボール
63	令和 元年 5月11日	吉島	ボウリング
64	令和 4年 6月25日	新小倉	ヘッドバスケットボール他
65	令和 5年 6月10日	呉共済	バドミントン

※第40回大会（平成6年）からは男女同一競技となっている。
※東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、新型コロナウイルス感染症拡大（令和2年、3年）により開催を延期した年もある。

第2章

国家公務員連合体育大会

第1節　陸上の部

国家公務員連合体育大会は、在京の各省庁間の交流を図ることを目的に実施され、野球は日白運動場と船橋体育センターを青年の部と壮年の部とが毎年交代（ただし、決勝戦は両部とも船橋体育センターで行う）で使用し、軟式テニスは目白運動場を、硬式テニス、バレーボール、卓球、バドミントンは船橋体育センターを使用して実施した。

目白運動場が平成17年1月31日に営業停止となり、第38回の開催より船橋体育センターで実施してきたが、平成20年5月（第41回）開催を最後に、開催を休止することとなった。

なお、平成11年度以降の国家公務員連合体育大会陸上の部の種目別優勝省庁は表1のとおり。

表1　国家公務員連合体育大会優勝チームの記録

回数	開催年月		軟式野球		テニス	ソフトテニス	卓　球			バレーボール		バドミントン
			青年	壮年			青年	壮年	女子	男子	女子	
32	平成11	5	造幣	法務	防衛	郵政	郵政	郵政	郵政	印刷	防衛	防衛
33	12	5	造幣	厚生	防衛	―	印刷	印刷	郵政	防衛	防衛	大蔵
34	13	5	造幣	郵事庁	財務	郵事庁	印刷	郵事庁	郵事庁	印刷	防衛	防衛
35	14	5	造幣	郵事庁	文科	郵事庁	印刷	印刷	郵事庁	印刷	防衛	防衛
36	15	5	法務 財務	厚二 郵政公社	防衛	文科	厚労	文科	郵政公社	防衛	防衛	郵政公社
37	16	5	衆院	法務	防衛	郵政公社	印刷	印刷	財務	防衛	防衛	防衛
38	17	5	法務	文科	厚労	郵政公社	印刷	文科	財務	防衛	防衛	防衛
39	18	5	防衛	農林	防衛	郵政公社	印刷	郵政公社	郵政公社	防衛	防衛	防衛
40	19	5	経産	郵政公社	防衛	郵政公社	郵政公社	印刷	郵政公社	経産	防衛	印刷
41	20	5	刑務	経産	財務	郵政会社等	防衛	防衛	郵政会社等	経産	最高裁	防衛

第2節　水上の部

平成11年度以降も水上の部で使用してきた目白運動場のプールが老朽化等により使用することができなくなった。他に大会会場として適当な施設の確保ができないことから、水上の部については、平成14年7月（第35回）開催を最後に廃止することとなった。

第4編　国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第6部
表彰関係

第1章

永年勤続者表彰

第1節　永年勤続者表彰の制度化

昭和49年10月、連合会は非現業共済組合時代以来25周年を迎えた際、永年勤続者表彰を制度化し、本部、直営病院、旧令共済病院、保健施設、宿泊施設、物資施設を問わず連合会全職員を対象に満25年以上の勤続者を理事長表彰することとした。

表彰受彰者は、連合会職員として満25年以上勤続し勤務成績が良好であることとし、施設の長の推薦に基づき理事長が決定する。受彰者には、表彰状のほか記念品を贈呈している。

なお、平成11年度から令和5年度までの永年勤続者表彰受彰者数は表1のとおり。

第2節　永年勤続者表彰規程の制定

前述したように、連合会に満25年以上勤続し、その間の勤務成績が良好な職員に対して、毎年10月1日に永年勤続者表彰を行ってきた。しかし、表彰基準等を定めた規程が長い間存在せず、勤続年数の計算方法等についても不明確であった。このため、平成6年9月、これらの点を明確にすることも含め、永年勤続者表彰規程を制定することとした。

また、細部についての運用を定めた通達も併せて制定することとし、制定に当たっては、大蔵省永年勤務者表彰準則及び大蔵省永年勤務者表彰準則の運用上の注意事項を参考としながら、連合会の事情を考慮してまとめた。

永年勤続者表彰規程等は表2・表3のとおりである。

表1　永年勤続者表彰数（平成11年度～令和5年度）　（単位：人）

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
260	244	178	217	220	175	168	174	177	160

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
161	151	151	156	162	165	166	187	174	174

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
161	187	180	144	183

表2　国家公務員共済組合連合会永年勤続者表彰規程

国家公務員共済組合連合会永年勤続者表彰規程

（平成6年9月2日　共済連本総第266号）

（目的）

第1条　この規程は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に長期にわたって勤務し、業務に貢献した職員に対する表彰（以下「永年勤続者表彰」という。）について定めることを目的とする。

～以下掲載略～

表3　永年勤続者表彰規程の運用について

永年勤続者表彰規程の運用について

（平成6年9月2日　共済連本総第267号）

標記について、次のとおり定めたので通知する。

～以下掲載略～

第2章

今井賞表彰

第1節　今井賞表彰基金

今井一男初代理事長は、昭和42年9月1日に退任する以前から、「連合会に長期間勤務させていただいたことに対する謝意と連合会の将来の発展に寄与したい」との主旨による表彰基金の拠出を希望していた。氏は退職金の一部から300万円（一回30万円程度10年間）の贈呈を考え、これを当時虎の門病院長であった冲中重雄氏に委嘱した。この基金に関する権限は冲中氏から連合会理事長へ委ねられ、表1に掲げる内規によって運営されることになった。

第2節　今井賞表彰規程の制定

今井賞表彰基金による表彰は昭和59年まで挙行されたが、この時点で基金が枯渇したため、昭和60年1月1日付で今井賞表彰規程等を新たに制定し（表2・表3）、連合会予算から経費を捻出することで、表彰を再開することとした。

平成11年以降もこの規程により表彰され、表彰受賞者数は表4のとおり。

表1　今井賞表彰基金管理運営委員会内規

今井賞表彰基金管理運営委員会内規

（昭和45年9月1日）

1　若干名から成る管理運営委員を設け、でき得る限り寄贈者の寄贈の主旨に沿い、管理運営に当たるものとする。

～以下掲載略～

表2　今井賞表彰規程

今井賞表彰規程

（昭和60年1月1日）

（目的）

第1条　この規程は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の医療施設（直営病院及び旧令病院をいう。以下同じ。）及び宿泊施設又は本部に勤務する職員（医療施設、宿泊施設又は本部に勤務していた者でその後他の部署に異動した者及び退職者を含む。）の士気の高揚を図るとともに事業経営の健全化に資するため、事業運営に著しく貢献した者に授与する今井賞の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

～以下掲載略～

表3　今井賞表彰規程の運用について

今井賞表彰規程の運用について

（昭和60年1月1日）

今井賞表彰規程第14条の規定に基づき、同規程の運用に関し必要な事項を次のとおり定める。

～以下掲載略～

表4　今井賞表彰受賞者数一覧　（単位：人）

年　度	病院関係		宿泊関係		本　部		合　計
	男	女	男	女	男	女	
平成11	5	1	1	1	0	0	8
12	5	1	1	0	0	0	7
13	2	2	0	0	0	0	4
14	3	1	0	0	0	0	4
15	4	0	1	0	0	0	5
16	2	2	0	0	0	0	4
17	2	1	0	0	0	0	3
18	3	0	0	0	1	0	4
19	3	1	0	0	0	0	4
20	2	3	0	0	0	0	5
21	2	2	0	0	0	0	4
22	0	5	0	0	0	0	5
23	3	3	1	0	0	0	7
24	1	4	1	0	0	0	6
25	2	1	1	0	0	0	4
26	4	2	1	0	0	0	7
27	5	1	0	1	0	0	7
28	5	1	0	0	0	0	6
29	3	2	1	0	0	0	6
30	3	0	0	0	0	0	3
令和元	4	0	0	0	0	0	4
2	6	0	0	0	0	0	6
3	4	2	1	0	0	0	7
4	3	3	1	0	0	0	7
5	3	3	1	0	0	0	7

第3章

叙勲等

第1節　叙　勲

生存者に対する勲章の授与は、昭和21年5月3日の閣議決定により一時停止されていたが、昭和38年7月12日の閣議決定により再開されることになり、その第1回の叙勲（賜杯を含む。以下同じ）は、昭和39年4月29日付で、各界の功労者に対して授与された。その後、現在に至るまで春秋叙勲として毎年2回、春は4月29日付で、秋は11月3日付で授与される。

候補者は、栄典に関する有識者の意見を聴取して内閣総理大臣が決定した「春秋叙勲候補者推薦要綱」に基づき各省各庁の長から推薦される。内閣府賞勲局は推薦された候補者について審査を行い、原案を取りまとめ、その後、閣議に諮り受章者が決定される。

受章者は、大勲位菊花章、桐花大綬章、旭日大綬章及び瑞宝大綬章を、宮中において天皇陛下から親授され、旭日重光章及び瑞宝重光章を、宮中において内閣総理大臣から伝達される。また、その他の中綬章等の勲章並びに銀杯及び木杯にあっては、各府省大臣等から伝達され、いずれの場合も、受章者は勲章を着用し、配偶者同伴で天皇陛下に拝謁する。

平成11年度から令和5年度までの連合会関係叙勲の受章者の氏名、勲等、職名等は表1のとおり。

第2節　文化勲章

文化勲章は、我が国の文化の発展に関して顕著な功績のあった者に対して授与される勲章である。受章者は、文化審議会に置かれる文化功労者選考分科会に属する委員全員の意見を聞いて文部科学大臣から推薦された者について内閣府賞勲局で審査を行い、閣議に諮り、決定される。

受章者は、毎年11月3日の文化の日に、宮中において天皇陛下が親授する。

第3節　褒　章

特別の善行、徳行のあった者、発明・改良・創作に関し事績が著明な者又は社会、教育、衛生、公共土木等の事業の振興、産業の発達、公共事業等に尽くし、若しくは公益のため私財を寄附し、その労績が顕著な者を表彰するため、これらの者に褒賞として授与される標章をいう。勲章、記章等とともに栄典の一種をなし、内閣の助言と承認とにより天皇陛下がこれを授与する。

褒章は、6種類あり、それぞれ綬の色によって区別される（紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章、紺綬褒章）。

これらについては、毎年春は4月29日に、秋は11月3日に、春秋叙勲と同日付けで授与される。

表1　叙勲及び褒章受章者一覧表（平成11年度～令和5年度）

番号	勲等(章)	氏　名	職　名（叙勲時）	受章年月日
1	宝　六	川畑眞理子	元東京共済病院 看護部長	H11. 4.29
2	宝　六	鈴木　節子	元横須賀共済病院 中央検査科技師長	H11. 4.29
3	瑞　二	三輪　史朗	冲中記念成人病研 究所長	H11. 4.29
4	瑞　三	岡田　愛己	元参与	H11. 4.29
5	旭　四	野尻　榮典	元顧問	H11. 4.29
6	旭　五	鍛冶　三郎	元金沢共済会館 総支配人	H11.11. 3
7	宝　六	加藤　久美	元東海病院 看護部長	H11.11. 3
8	瑞　四	松本　禮二	舞鶴共済病院 名誉院長	H12. 4.29
9	宝　六	白井　幸子	元高松病院 看護部長	H12. 4.29
10	旭　六	牧田　久男	元平塚共済病院 臨床検査科技師長	H12. 4.29
11	瑞　三	天野　基巳	元常務理事	H12. 4.29
12	瑞　三	永井　隆吉	元横須賀北部共済 病院長	H12. 4.29
13	瑞　三	齋藤　盛之	元総務部長	H12. 4.29
14	旭　五	後藤　春生	元住宅部長	H12. 4.29
15	旭　三	真柴　裕人	呉共済病院長	H12. 6. 1
16	旭　四	楠田　雅彦	佐世保共済病院 顧問	H12.11. 3
17	宝　六	加藤　愛子	元浜の町病院 看護部長	H12.11. 3
18	旭　二	小坂二度見	元高松病院長	H12.11. 3
19	瑞　三	青木　英世	元資金部長	H12.11. 3
20	瑞　四	宮澤　和夫	元住宅部長	H12.11. 3
21	宝　六	玉村登志子	元斗南病院 看護部長	H13. 4.29
22	瑞　五	佐藤冨美子	元稲田登戸病院 栄養科長	H13. 4.29
23	旭　四	伊関　　孝	元東京共済会館 総支配人	H13. 4.29
24	瑞　四	藤野　晋一	元福岡共済会館 総支配人	H13. 4.29
25	瑞　四	山上　忠雄	元参与	H13. 4.29
26	瑞　四	庄司　定男	元総務部次長	H13. 4.29
27	旭　四	剣持　清一	元総務部長	H13. 9.18
28	瑞　五	垣崎ケイ子	元新小倉病院 看護部長	H13.11. 3
29	瑞　三	小川　一哉	元常務理事	H13.11. 3
30	瑞　三	菊池　貞二	元常任監事	H13.11. 3
31	瑞　三	南須原浩一	幌南病院顧問兼 斗南病院顧問	H13.11. 3
32	瑞　三	加地　正郎	呉共済病院 名誉院長	H13.11. 3
33	瑞　三	佐藤　孝次	立川病院顧問	H14. 4.29
34	瑞　五	大槻　陽子	元舞鶴共済病院 看護部長	H14. 4.29
35	瑞　三	川井　克倭	元常務理事	H14. 4.29
36	旭　三	吉岡　博之	元常務理事	H14. 4.29
37	旭　二	古橋源六郎	元理事長	H14. 4.29
38	瑞　三	角　　久司	元常務理事	H14. 4.29
39	瑞　三	堀内　藤吾	東北公済病院 名誉院長	H14. 4.29
40	瑞　五	小野　　勝	元熊本共済会館 総支配人	H14.10. 7
41	旭　四	小川　宏一	名城病院顧問	H14.11. 3
42	瑞　五	松浦　貞子	元熊本中央病院 看護部長	H14.11. 3
43	瑞　三	山本　昭市	元専務理事	H14.11. 3
44	旭　四	関　　康夫	元総務部長	H14.11. 3
45	旭　四	長谷川洸一	元総務部長	H14.11. 3
46	瑞　四	北住　幸敏	元財形部長	H14.11. 3
47	瑞　四	坂本　鴻一	元年金部長	H14.11. 3
48	瑞　五	齋藤　昌夫	元福井宿泊所 支配人	H14.12. 6
49	旭　二	秋山　　洋	虎の門病院顧問	H15. 4.29
50	瑞　三	山田　勝久	横浜南共済病院長	H15. 4.29
51	瑞　五	近藤　邦子	元千早病院 看護部長	H15. 4.29
52	旭　四	吉澤　　淑	本部相談役	H15. 4.29
53	旭　四	出口　博昭	元総務部長	H15. 4.29
54	旭　四	林　　信行	元参与	H15. 4.29
55	瑞　中綬	西田　之昭	浜の町病院顧問	H15.11. 3
56	瑞　双光	下村　紀子	元立川病院 看護部長	H15.11. 3
57	瑞　重光	兒玉　良雄	元常務理事	H16. 4.29
58	瑞　小綬	黒岩　　英	新別府病院長	H16. 4.29
59	瑞　双光	河野佳代子	元九段坂病院 看護部長	H16. 4.29
60	瑞　重光	友藤　一隆	元常務理事	H16.11. 3
61	瑞　中綬	川崎　恒夫	元審議役	H16.11. 3
62	瑞　小綬	荒川　　迪	元総務部長	H16.11. 3
63	瑞　双光	眞坂　裕子	元横浜栄共済病院 看護部長	H16.11. 3

番号	勲等(章)	氏　名	職　名（叙勲時）	受章年月日
64	瑞　単光	宮之原民子	元広島記念病院 看護部長	H17. 4.29
65	瑞　中綬	松角　康彦	元熊本中央病院長	H17. 4.29
66	瑞　中綬	山中　　學	横須賀共済病院 名誉院長	H17. 4.29
67	瑞　小綬	瀬戸　孝司	元熱海共済会館 総支配人	H17. 4.29
68	瑞　小綬	三上　元章	元職員部 給与課長	H17. 4.29
69	瑞　双光	西浦可那枝	元大手前病院 看護部長	H17. 4.29
70	瑞　重光	寺村　信行	元理事長	H19. 4.29
71	瑞　小綬	山浦伊裟吉	九段坂病院顧問	H19. 4.29
72	瑞　単光	塩境美代子	元熊本中央病院 看護部長	H19.11. 3
73	瑞　中綬	五十嵐清人	元常務理事	H19.11. 3
74	瑞　中綬	関根　芳郎	元常務理事	H19.11. 3
75	瑞　小綬	福井　仁士	佐世保共済病院長	H19.12. 7
76	瑞　双光	難波　壽子	元新小倉病院 看護部長	H20. 4.29
77	瑞　中綬	土原　陽美	元常務理事	H20. 4.29
78	瑞　中綬	鈴木　　榮	元常任監事	H20. 4.29
79	瑞　中綬	竹田　亮祐	北陸病院名誉院長	H20. 4.29
80	瑞　中綬	福島　　登	元常務理事	H20.11. 3
81	瑞　小綬	奥平　敏幸	元参与	H20.11. 3
82	瑞　小綬	桜庭　厚生	元営繕部長	H20.11. 3
83	瑞　小綬	野澤　明司	元年金企画部長	H21. 4.29
84	瑞　双光	塚田　賢志	元電算管理部長	H21. 4.29
85	瑞　双光	齋藤　　健	元札幌共済会館 総支配人	H21.11. 3
86	瑞　小綬	元田　　憲	横浜栄共済病院 名誉院長	H22. 4.29
87	瑞　小綬	是永　　勇	元年金部次長	H22. 4.29
88	瑞　小綬	金山　正明	平塚共済病院顧問	H22.11. 3
89	瑞　双光	大原與志子	元高松病院 看護部長	H22.11. 3
90	瑞　双光	佐々木　滿	元横浜南共済病院 臨床検査科技師長	H23.11. 3
91	瑞　小綬	細谷　　健	元顧問	H23. 4.29
92	瑞　小綬	岩永　勝義	熊本中央病院顧問	H23. 4.29
93	瑞　双光	立川　絹枝	元新別府病院 看護部長	H23. 4.29
94	瑞　双光	山口　廣光	元佐世保共済病院 中央検査科技師長	H23. 4.29
95	瑞　中綬	免出　嘉秀	元経理部長	H23.11. 3
96	瑞　小綬	柿沼　敏夫	元総務部長	H23.11. 3
97	瑞　双光	茂木　規久	元総務部次長	H23.11. 3
98	瑞　中綬	五十嵐貞一	元専務理事	H24. 4.29
99	瑞　小綬	篠河　弘和	元特定事業部長	H24. 4.29
100	瑞　小綬	関　　祥一	元営繕部長	H24. 4.29
101	瑞　小綬	中脇　篤志	元年金部次長	H24. 4.29
102	瑞　単光	落合記久子	元横浜栄共済病院 看護部長	H24. 4.29
103	瑞　中綬	矢部　　裕	立川病院名誉院長	H24.11. 3
104	瑞　双光	立岡サチ子	元大手前病院 看護部長	H24.11. 3
105	瑞　双光	筒井　幸子	元横須賀共済病院 中央検査科主任	H24.11. 3
106	瑞　双光	柳原　享子	元吉島病院 看護部長	H25. 4.29
107	瑞　双光	大江　幸雄	元名城病院 検査部副技師長	H25. 4.29
108	瑞　双光	川村　善勝	元東北公済病院 診療放射線技師長	H25. 4.29
109	瑞　中綬	中曾根　浩	元総務部長	H25. 4.29
110	瑞　小綬	峯村　栄司	元顧問	H25. 4.29
111	瑞　双光	神坂登世子	元浜の町病院 副院長兼看護部長	H25.11. 3
112	瑞　小綬	小西　昭利	元年金部次長	H25.11. 3
113	瑞　双光	家城　大海	元総務部次長	H25.11. 3
114	瑞　双光	新倉　政和	元横須賀共済病院 中央放射線技師長	H25.11. 3
115	瑞　双光	橘　　朱実	元枚方公済病院 看護部長	H26. 4.29
116	瑞　中綬	高氏　秀機	元経理部長	H26.11. 3
117	瑞　小綬	藤本　　登	元年金企画部長	H26.11. 3
118	瑞　小綬	三浦　弘美	元虎の門病院 事務部長	H26.11. 3
119	瑞　双光	齋藤　　節	元横浜南共済病院 放射線科技師長	H26.11. 3
120	瑞　双光	笹田　明德	六甲病院長	H27. 2. 9
121	瑞　重光	尾原　榮夫	理事長	H27. 4.29
122	瑞　中綬	森田　　衞	元専務理事	H27. 4.29
123	瑞　中綬	太田　洋次	元常務理事	H27. 4.29
124	瑞　小綬	向山　　仁	元総務部総務課長	H27. 4.29
125	瑞　双光	多田モリヨ	元稲田登戸病院 看護部長	H27. 4.29
126	瑞　単光	森　　妙子	元九段坂病院 看護部長	H27. 4.29
127	瑞　双光	須田千佳子	元立川病院 看護部長	H27.11. 3
128	瑞　小綬	千葉　敏明	元年金部次長	H27.11. 3

番号	勲等(章)	氏　名	職　名（叙勲時）	受章年月日
129	瑞　双光	早川　直和	東海病院顧問	H28. 4.29
130	瑞　双光	豊島紀代子	元東北公済病院 看護部長	H28. 4.29
131	瑞　双光	國分まさ子	元横須賀共済病院 中央検査科 主任技師	H28. 4.29
132	瑞　中綬	坂本　幸一	元常務理事	H28.11. 3
133	瑞　小綬	岡山　　宏	元常務理事	H28.11. 3
134	瑞　中綬	相澤　正道	元職員部長	H28.11. 3
135	瑞　中綬	鈴木　佑治	元職員部長	H28.11. 3
136	瑞　小綬	近　　和夫	元経理部次長	H28.11. 3
137	瑞　双光	細田　俊明	元年金部次長	H28.11. 3
138	瑞　小綬	中井　志郎	広島記念病院顧問	H28.11. 3
139	瑞　双光	秋吉　静子	元横須賀共済病院 看護部長	H28.11. 3
140	瑞　双光	野々下イツミ	元舞鶴共済病院 看護部長	H28.11. 3
141	瑞　単光	阿志賀ソノ子	元大手前病院 看護部長	H28.11. 3
142	瑞　中綬	岸　　洋一	横須賀共済病院 顧問	H29. 4.29
143	瑞　小綬	関根　繁雄	連合会顧問 元参与	H29. 4.29
144	瑞　小綬	森谷　春男	元管財･営繕部長	H29. 4.29
145	瑞　小綬	倉岡　敏彦	吉島病院名誉院長	H29.11. 3
146	瑞　双光	宮下　京子	元横浜栄共済病院 看護部長	H29.11. 3
147	瑞　中綬	立石　久雄	元専務理事	H30. 4.29
148	瑞　中綬	筒井　順二	元経理部長	H30. 4.29
149	瑞　小綬	大井　正隆	元総務部次長	H30. 4.29
150	瑞　小綬	吉岡清八郎	元顧問	H30. 4.29
151	瑞　中綬	加藤　紘之	斗南病院顧問	H30. 4.29
152	瑞　双光	鈴川　柳子	元広島記念病院 看護部長	H30. 4.29
153	瑞　双光	中川　歌子	元千早病院 看護部長	H30.11. 3
154	瑞　中綬	徳井　　豊	元経理部長	H30.11. 3
155	瑞　小綬	粟津　明博	元経理部長	H30.11. 3
156	瑞　小綬	齋藤　由時	元年金部次長	H30.11. 3
157	瑞　中綬	前田　充康	元職員部長	H30.11. 3
158	瑞　単光	成田　澄江	元東海病院 看護部長	H30.11. 3
159	瑞　中綬	秦　　邦昭	元経理部長	R元. 5.21
160	瑞　小綬	比沢　一行	元総務部長	R元. 5.21
161	瑞　中綬	梶野　愼一	元常務理事	R元. 5.21
162	瑞　中綬	崎谷　康文	元常務理事	R元. 5.21
163	瑞　中綬	安井　久喬	浜の町病院 名誉院長	R元. 5.21
164	瑞　双光	井本登美子	元斗南病院 看護部長	R元. 5.21
165	瑞　双光	柴田　崇行	元斗南病院 中央放射線科 技師長	R元. 5.21
166	瑞　双光	福永　逸雄	元浜の町病院 診療放射線技師長	R元. 5.21
167	瑞　小綬	沼田　博幸	元総務部総務課長	R元.11. 3
168	瑞　小綬	吉田　洋一	元年金部長	R元.11. 3
169	瑞　小綬	熊田　博光	虎の門病院分院 顧問・連合会顧問	R元.11. 3
170	瑞　双光	光木久美子	元浜の町病院 看護部長	R元.11. 3
171	瑞　中綬	竹嶋　孝育	元総務部長	R2. 4.29
172	瑞　小綬	塩原　英喜	元管財・営繕部長	R2. 4.29
173	瑞　小綬	中　　正之	元総務部総務課長	R2. 4.29
174	瑞　中綬	友寄　隆信	元常務理事	R2. 4.29
175	瑞　単光	平田　京子	元横浜南共済病院 看護部長	R2. 4.29
176	瑞　小綬	鳴瀬　昭夫	元参与	R2.11. 3
177	瑞　中綬	田口　　悟	元常務理事	R2.11. 3
178	瑞　双光	片山由喜子	元佐世保共済病院 看護部長	R2.11. 3
179	瑞　中綬	日野　康臣	元専務理事	R3. 4.29
180	瑞　小綬	庫本　　康	元経理部長	R3. 4.29
181	瑞　小綬	廣木　準一	元経理部長	R3. 4.29
182	瑞　小綬	桑名　信匡	東京共済病院 名誉院長	R3. 4.29
183	瑞　中綬	丸田　和夫	元常務理事	R3.11. 3
184	瑞　中綬	池田　道郎	元職員部長	R3.11. 3
185	瑞　小綬	中村　夏樹	新別府病院顧問	R3.11. 3
186	瑞　双光	宗村美江子	元虎の門病院 副院長兼看護部長	R3.11. 3
187	瑞　小綬	東條　　敬	元総務部長	R4. 4.29
188	瑞　小綬	北原　省治	元年金企画部長	R4. 4.29
189	瑞　小綬	中村　邦伯	元管財・営繕部長	R4. 4.29
190	瑞　小綬	岡村　州博	東北公済病院顧問 連合会顧問	R4. 4.29
191	瑞　双光	木下　直美	元舞鶴共済病院 看護部長	R4. 4.29

番号	勲等(章)	氏　名	職　名（叙勲時）	受章年月日
192	瑞　双光	後藤　　登	元横須賀共済病院 中央検査科 臨床検査技師主任	R4. 4.29
193	瑞　双光	羽布津嘉宏	元横須賀共済病院 中央放射線科 技師長	R4. 4.29
194	瑞　双光	厚井　文一	高松病院顧問	R4.11. 3
195	瑞　双光	岩本　昌子	元呉共済病院 副院長兼看護部長	R4.11. 3
196	瑞　中綬	蜂谷　將史	横浜南共済病院 名誉院長	R5. 4.29
197	瑞　双光	熊谷　恒子	元東北公済病院 副院長兼看護部長	R5. 4.29

番号	勲等(章)	氏　名	職　名（叙勲時）	受章年月日
198	瑞　中綬	坂上　正人	元顧問	R5. 4.29
199	瑞　中綬	川根　　誠	元経理部長	R5. 4.29
200	瑞　中綬	田村　智行	元職員部長	R5. 4.29
201	瑞　重光	松元　　崇	理事長	R5. 4.29
202	瑞　小綬	渋谷　恒文	新小倉病院顧問	R5.11. 3
203	瑞　双光	新妻　昌代	元横浜南共済病院 看護部長	R5.11. 3
204	瑞　中綬	井上　一也	元常務理事	R5.11. 3

（注）連合会において把握している者を掲げた。なお、連合会における功績に限らないものも含まれている。

第4節　理事長表彰その他

第1　理事長表彰

平成11年度から令和5年度末までに理事長表彰を受けた者等の氏名、施設名、事由等は表2のとおりである。

第2　理事長表彰(東日本大震災関係)

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は海溝型地震で、これにより発生した大津波により東日本の太平洋沿岸部は甚大な被害を受け、死者・行方不明者2万人以上、家屋の全半壊約39万棟、津波による浸水被害約3万棟にも及ぶ被害をもたらした。

連合会施設のうち、最大の被災地の一つとなった東北公済病院及び宮城野分院では、医療機器、薬品庫等が破損したほか、ガスや水道といったライフラインが途絶し、負傷者等の救護活動に支障を来たしたため、各連合会病院に医薬品、水、食料、燃料等の緊急支援を要請し医療体制を整えた。

被災の渦中にあって、東北公済病院及び宮城野分院では被災住民の診療等救援活動に協力し、公的な立場にある連合会病院としてその社会的責務を果たした。この功績は「国家公務員共済組合連合会病院職員就業規則準則」（昭和38年10月10日。共済連本第2067号）第74条及び第3条第2項の規定により準用される「国家公務員共済組合連合会本部職員就業規則」（平成7年12月19日）第77条に該当すると認められたため、平成23年10月20日、東京で開催された第60回共済医学会総会の席上において東北公済病院及び宮城野分院の院長ほか、各連合会病院職員一同は理事長表彰され、表彰状と賞金（目録）の授与が行われた。

表彰者は各病院の病院長以下全職員である（表3）。

なお、今後の災害時の職員派遣については、平成23年9月2日付改訂「病院施設災害対策マニュアル作成の手引き」に基づき被災地に派遣されるため、「表彰」は行わないことになった。

表2　理事長表彰一覧（平成11年度～令和5年度）

表彰年月日	施設名	職　名	氏　名	事由発生年月日	事　由	備　考
H11.10.8	虎の門病院	看護婦	（略）	H11. 8. 2	人命救助 （駅構内）	H11.8.5 渋谷消防署長より感謝状
H12.6.23	新小倉病院	脳神経外科医長	（略）	H12. 4.28	人命救助 （路上）	H12.5.23 北九州市消防長より感謝状
H12.12.25	東京共済病院	看護婦 （非常勤）	（略）	H12.11.16	人命救助 （劇場内）	H12.11.20 丸の内消防署長より感謝状
H15.6.19	横須賀共済病院	診療部長	（略）	H15. 5.24	人命救助 （路上）	H15.6.5 埼玉県大宮警察署長より感謝状 H15.6.12 さいたま市消防局長より表彰
H17.6.20	本部職員	資金運用部長以下資金運用部全職員		H17. 2月	「組合貸付金に係る貸付債権の流動化・証券化」の実施が、連合会事業への貢献度、功績が多大であった。	
H19.7.25	三宿病院	看護師	（略）	H19. 4. 2	人命救助 （電車内）	H19.5.25 名古屋市中村消防署長より感謝状
R4.10.27	全病院（注3）				新型コロナウイルス感染症に係る対象患者の受入れ、病床供出	

（注1）本部職員の自己啓発に伴う理事長表彰及び連合会本部職員通信等研修助成金支給要綱に基づく表彰については省略した。
（注2）年金実務検定試験における理事長表彰については省略した。
（注3）舞鶴こども療育センターを除く。

表3　理事長表彰（東日本大震災関係）：病院長以下全職員

直営病院	KKR札幌医療センター、東北公済病院及び宮城野分院、九段坂病院、虎の門病院、立川病院、名城病院、東海病院、大手前病院、広島記念病院、吉島病院、新小倉病院、浜の町病院、新別府病院、熊本中央病院
旧令共済病院	東京共済病院、横須賀共済病院、横浜南共済病院、横浜栄共済病院、平塚共済病院、舞鶴共済病院、呉共済病院

第3　理事長特別表彰（新型コロナウイルス関係）

新型コロナウイルス感染症（COVID−19）は、令和元年12月に原因不明の肺炎の集団発生から始まり（国内では令和2年1月に感染者を初めて確認）、その後世界的な大流行へと発展した。

この新型コロナウイルス感染症に対し、これまで各病院が病床の供出や患者の受入れなどに尽力し、行政機関等からの要請にも適切に対応したことを評し、令和4年10月27日

に大分県で開催された第71回共済医学会総会において表彰状が授与された。

なお、当日は各病院を代表し、4病院（斗南病院・立川病院・虎の門病院・横須賀共済病院）が壇上にて理事長より表彰状を授与された。

主な参考文献

※順不同、敬称略

年史

『二十五年史』国家公務員共済組合連合会、昭和51年3月10日

『五十年史（上・下）』国家公務員共済組合連合会、平成12年3月1日

機関誌・広報誌等

「KKR」国家公務員（等）共済組合連合会

「連合会だより」国家公務員（等）共済組合連合会

「共済年金だより」（～平成27年9月）国家公務員（等）共済組合連合会

→「KKR年金だより」（平成27年10月～）国家公務員共済組合連合会

「共済新報」一般社団法人共済組合連盟

「共済小六法」一般社団法人共済組合連盟

「ファイナンス（令和4年5月号）」財務省広報室編、財務省

「のうりんねんきん広報（令和4年12月号）」農林漁業団体職員共済組合

「国家公務員共済組合事業統計年報」財務省（大蔵省）主計局編、国家公務員（等）共済組合連合会

「地方公務員共済組合等事業年報（平成27年度）」総務省自治行政局公務員部福利厚生課編、総務省（平成29年3月）

その他資料

「INTELLIGENCE REPORT ON JAPANESE CHEMICAL WARFARE VOLUMEⅢ」米国（メリーランド州）国立公文書館所蔵資料

「相模海軍工廠」旧相模海軍工廠刊行会、昭和59年4月

「旧相模海軍工廠ガス障害者救済検討委員会報告書」旧相模海軍工廠ガス障害者救済検討委員会、平成11年６月

「平塚の戦争遺跡」ガス障害相模調査委員会提供資料、平塚市博物館、平成13年3月

「旧相模海軍工廠 ガス障害者証言集」旧相模海軍工廠毒ガス障害者の会編、神奈川県衛生部保健予防課、平成13年4月

「東北公済病院・東北公済病院宮城野分院　東日本大震災記録集」国家公務員共済組合連合会東北公済病院、平成23年10月1日

「完全版　昭和・平成史年表」平凡社、平成31年

新聞

東京新聞「毒ガス製造の元徴用工16人　後遺症で国に救済訴えへ」平成9年5月13日

ウェブサイト　※執筆中の令和3年～5年度にかけて閲覧

防衛省ホームページ

訓令・達・通達等 情報検索サービス「特別借受宿舎の取扱いについて（通達）」

財務省ホームページ

財政制度等審議会　国家公務員共済組合分科会

国税庁ホームページ

最近10年間の動き（平成11年7月～21年6月）、70年史（平成21年6月～令和元年7月）

内閣府ホームページ

平成24年版防災白書、防災情報「2004年（平成16年）新潟県中越地震・川口町」

首相官邸ホームページ

新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針ほか」

厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症について、第9回地域医療構想に関するWG（平成29年11月20日）資料「公的医療機関等2025プラン対象医療機関に期待される役割」、地域ごとの感染状況等の公表について

国立印刷局ホームページ

官報情報検索サービス

内閣官房行政改革推進事務局ホームページ

特殊法人等整理合理化計画　平成13年12月18日

国家公務員共済組合連合会ホームページ

ディスクロージャー等「特殊法人等整理合理化計画」

国土交通省ホームページ

国土交通省河川局防災課災害対策室「災害列島2005　2004年の災害を振り返る」

新潟県長岡市ホームページ

長岡市政ライブラリー「長岡市と合併旧市町村の広報誌」広報誌かわぐち平成16年12月号№.374

新潟県ホームページ

中越大震災に係る小出地域振興局健康福祉部活動報告

宮城県気仙沼市ホームページ

震災復興・震災の概要・被災状況・被害の状況（令和５年８月31日現在）

広島県呉市ホームページ

呉市復興総室「平成30年7月豪雨災害　呉市災害記録誌」

東京都防災ホームページ

【令和4年度】東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議・分析資料ほか

文京区ホームページ

目白台運動公園（旧目白運動場跡地）

TGシビックパークホームページ

東海病院グラウンド内運動施設（旧東海グラウンド内施設管理）

編さん後記

この『七十五年史』は、国家公務員共済組合連合会設立75周年を記念して刊行することになったものである。

本書の刊行に当たり、その体制については「五十年史」の刊行と同様の体制で進めることを基本とし、令和3年1月1日に専務理事を委員長とする「75年史刊行委員会」を連合会内に設置して正式に発足した。委員は、「75年史編さん委員」と各部（室）長で、事務局は総務部総務課である。

委員会は、編さん事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、編さん方針その他編さんに関する基本的事項や編さん及び刊行に関する重要事項を審議するものとし、具体的な編さん作業は、同日に設置された「75年史編さん室」で行うこととした。構成員は、前記の75年史編さん委員とし、必要に応じ75年史編さん協力委員（原則として各部（室）の次長又は筆頭課長）等の参加を求めることとした。

この「75年史編さん協力委員」の業務は、「その部（室）にかかる資料の収集、分類、整理、執筆、校正その他の刊行業務について75年史編さん委員をサポートするもの」である。

今回の編さんの作業を行うに当たっては、次のような「七十五年史編さん大綱」が定められた。

1．編さんの基本方針

（1）「連合会の記録保存」の役割を担うものとして、読みやすく資料価値・信頼性の高いものとする。

（2）全体の構成等は、「五十年史」をベースとしつつ、その後の25年間（平成11年4月～令和6年3月）を中心に執筆する。

（3）記述・記録の内容については、一般に公開されるため、対外的に説明できる内容とする。

（4）紙媒体及び電子媒体（DVD等）による刊行を行う。

（5）刊行は令和6年（2024年）9月末を目途とする。

2．編さん、執筆に当たっての基本的事項

（1）「本編」の構成は「総説」と「部門史」に大別し、別巻として「資料編」（関係法令、年表など）の二分冊とする。

（2）目次は編・部・章・節の順とする。

（3）「五十年史」との繋がりと全体の理解に資するため、「総説」を除き、必要に応じて、各部毎の第一章に概要を記載する。

（4）表記方法については「別紙」（掲載略）のとおりとする。

このようにして、『七十五年史』の編さん作業がスタートし、まずは編さんのスケジュールの決定とともに素年表と仮目次の作成、次いで諸資料の収集整理へと進むこととなったが、とくに資料については、過去の25年にわたる膨大な量の収集と整理に相当の労力と時間を要することとなった。

編さん委員は、それぞれ部門を分担して執筆に当たることとしたが、それぞれの協力委員を中心に各部（室）の職員の全面的な協力を得たことは言うまでもない。

この編さん作業に当たっては、まず令和3年1月27日に第1回の編さん委員会を開催し、刊行委員長の出席のうえ、編さん大綱（案）やスケジュール等について議論された。これを踏まえ、第1回の刊行委員会及び編さん協力委員（合同会議）の開催を予定したが、コロナ禍を考慮して電子決裁の承認をもってこの会議にかえることとなった。令和6年3月まで刊行委員会4回、編さん委員会13回、その他事務打ち合わせを随時開催している。

平成11年以降の25年間は、被用者年金一元化、退職等年金給付制度の創設、情報システム体制や資金運用体制の見直し、医療施設、宿泊施設、保健・物資施設等の統廃合等、様々な変革とともに、東日本大震災や熊本地震による災害への対応があったうえ、新型コロナウイルス感染症が発生、拡大しているなかで編さん作業が思うように進められず、結果的に当初予定していた令和6年9月末の刊行とはならなかった。

この『七十五年史』は、脱稿までに刊行委員会の発足から3年9か月を費やしたが、平成10年度以前については、「二十五年史」及び「五十年史」において詳述されていることから、平成11年度以後の記述に重点を置くこととし、その結果、総説及び第1編から第4編までの本編（1巻）と資料編（1巻）とからなるものとした。

本史の執筆、編さん、資料の収集整理には、編さん担当者以外にも多くの方々の力をお借りしている。多忙な時間のなか長期間にわたり積極的なご協力をいただいた皆様方に心から感謝を申し上げたい。また、記述に当たって多くの文献や資料などを参考利用させていただいた。その一部は本書の巻末に「参考文献」として掲げているが、改めて謝意を表したい。

本書の刊行には長期間を費やしたが、その内容について不備や誤りあるいは不適切な部分があるかと思われる。大方の叱正とご教示をお願いする次第である。

最後に、本史のために財務省主計局給与共済課、一般社団法人共済組合連盟に文献資料などで種々ご協力、ご指導をいただいたことに、厚く謝意を表する。なお、本書の刊行に当たって重ねられた共同印刷株式会社関係者各位のご苦労、ご努力にも御礼を申し上げたい。

令和7年3月

七十五年史編さん室長　工藤　哲史